

令和 4 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 4 年 3 月 1 0 日

令和 4 年 3 月 1 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 4 年第 1 回定例会会期日程表

| 月 日 | 曜 | 開 議 時 刻 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-------|---|------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 3月10日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 | |
| 3月11日 | 金 | | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 | |
| 3月12日 | 土 | | 休 会 | | |
| 3月13日 | 日 | | 休 会 | | |
| 3月14日 | 月 | | 休 会 | | |
| 3月15日 | 火 | | 休 会 | | |
| 3月16日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（1名） ・議案審議 (議案第2号～ 議案第10号) | <ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・補正 予算 |
| 3月17日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第11号～ 議案第16号) | <ul style="list-style-type: none"> ・補正 予算 ・当初 予算 |
| 3月18日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第17号～ 同意第1号) ・発議第1号・2号・3号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算 ・一般 議案 |

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は3月25日までとする。

提 出 議 案 等

(令和4年3月10日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 2号 西原村総合体育館条例の制定について
- 議案第 3号 西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第10号 令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第11号 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第12号 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第13号 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第14号 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて

- 議案第15号 令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第16号 令和4年度西原村一般会計予算について
- 議案第17号 令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 令和4年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第19号 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第20号 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第21号 令和4年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第22号 指定管理者の指定について
- 議案第23号 指定管理者の指定について
- 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第25号 工事請負変更契約の締結について
- 同意第1号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて

(令和4年3月16日提出)

(一般質問)

1番 上野正博君

(令和4年3月18日提出)

(村長提出議案)

同意第 1号 副村長の選任につき同意を求めることについて

(議員提出議案)

発議第 1号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

発議第 3号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について

目 次

第1号（3月10日）

| | |
|------------------------------------|----|
| 議事日程第1号 | 1 |
| 応招議員氏名 | 2 |
| 出席議員氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会・開議 | 5 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 2 会期の決定について | 5 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 5 |
| 日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第2号～議案第25号） | 5 |
| 日程第 5 休会の件について | 13 |

第2号（3月16日）

| | |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 議事日程第2号 | 15 |
| 応招議員氏名 | 17 |
| 出席議員氏名 | 18 |
| 事務局職員出席者 | 18 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 19 |
| 開 議 | 20 |
| 日程第 1 一般質問 （上野正博） | 20 20 |
| | ・集落内の防犯灯増設について ・社会福祉協議会（のぎく荘）増改築について |
| 日程第 2 議案第 2号 西原村総合体育館条例の制定について | 26 |
| 日程第 3 議案第 3号 西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 29 |
| 日程第 4 議案第 4号 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 30 |
| 日程第 5 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 31 |
| 日程第 6 議案第 6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費 | |

| | | | | |
|--------|----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----|
| | | | に関する条例の一部を改正する条例 の制定について …………… | 3 3 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 土地改良事業の補助に関する条例の 一部を改正する条例の制定について …… | | 3 5 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 西原村消防団員の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について …………… | | 4 2 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処 理する事務の変更及び規約の一部変 更について …………… | | 4 3 |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 令和 3 年度西原村一般会計補正予算 (第 8 号) について …………… | | 4 4 |
| 散 会 | | | | 6 0 |

第 3 号 (3 月 1 7 日)

| | | | | |
|----------------|-----------|-------------------------------------------------------|--|-------|
| 議事日程第 3 号 | | | | 6 1 |
| 応招議員氏名 | | | | 6 2 |
| 出席議員氏名 | | | | 6 3 |
| 事務局職員出席者 | | | | 6 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | | 6 4 |
| 開 議 | | | | 6 5 |
| 日程第 1 | 議案第 1 1 号 | 令和 3 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算 (第 3 号) について …… | | 6 5 |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 号 | 令和 3 年度西原村介護保険特別会計 補正予算 (第 4 号) について …………… | | 6 6 |
| 日程第 3 | 議案第 1 3 号 | 令和 3 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算 (第 3 号) について …… | | 7 1 |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 号 | 令和 3 年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算 (第 3 号) につい て …………… | | 7 2 |
| 日程第 5 | 議案第 1 5 号 | 令和 3 年度西原村工業用水道事業会 計補正予算 (第 2 号) について …… | | 7 4 |
| 日程第 6 | 議案第 1 6 号 | 令和 4 年度西原村一般会計予算につ いて …………… | | 7 7 |
| 散 会 | | | | 1 1 9 |

第 4 号 (3 月 1 8 日)

| | | | | |
|-----------|--|--|--|-------|
| 議事日程第 4 号 | | | | 1 2 1 |
|-----------|--|--|--|-------|

| | | |
|----------------|-----------------------------------------|-------------|
| 応招議員氏名 | | 1 2 3 |
| 出席議員氏名 | | 1 2 4 |
| 事務局職員出席者 | | 1 2 4 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | 1 2 5 |
| 開 議 | | 1 2 6 |
| 日程第 1 | 村長提案理由説明（同意第1号） | 1 2 6 |
| 日程第 2 | 議案第17号 令和4年度西原村国民健康保険特別 会計予算について | 1 2 6 |
| 日程第 3 | 議案第18号 令和4年度西原村介護保険特別会計 予算について | 1 3 0 |
| 日程第 4 | 議案第19号 令和4年度西原村後期高齢者医療特 別会計予算について | 1 3 6 |
| 日程第 5 | 議案第20号 令和4年度西原村中央簡易水道事業 特別会計予算について | 1 3 8 |
| 日程第 6 | 議案第21号 令和4年度西原村工業用水道事業会 計予算について | 1 4 0 |
| 日程第 7 | 議案第22号 指定管理者の指定について | 1 4 2 |
| 日程第 8 | 議案第23号 指定管理者の指定について | 1 4 2 |
| 日程第 9 | 議案第24号 工事請負変更契約の締結について | 1 4 9 |
| 日程第10 | 議案第25号 工事請負変更契約の締結について | 1 5 4 |
| 日程第11 | 同意第 1号 副村長の選任につき同意を求めるこ とについて | 1 5 6 |
| 日程第12 | 発議第 1号 西原村議会委員会条例の一部を改正 する条例の制定について | 1 5 9 |
| 日程第13 | 発議第 2号 西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について | 1 6 0 |
| 日程第14 | 発議第 3号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し 強く抗議する決議について | 1 6 0 |
| 日程第15 | 組合議会の報告等について | 1 6 1 |
| 日程第16 | 委員会の閉会中の継続調査申出書について | 1 6 4 |
| 閉 会 | | 1 6 5 |
| 署 名 | | 1 6 7 |

第 1 号 (3 月 1 0 日)

令和4年第1回西原村議会定例会会議録

令和4年3月10日、令和4年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年3月10日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第2号～議案第25号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 林 田 愛 弓 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 廣瀬龍一君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 廣瀬龍一君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 槇原加奈子君 |

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、坂本隆文君、6番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月2日に行われました議会運営委員会で本日10日より18日までの9日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月25日までの16日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より18日まで9日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月25日までの16日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、熊本県町村議会議長会第72回定期総会が令和4年2月22日、書面表決にて開催されました。

新型コロナウイルス等により多くの行事等が自粛となりましたが、平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望や新型コロナウイルス感染症対策に関する要望、また、令和2年7月豪雨災害に関する要望などが上がり、令和3年度においても、これらを継続して取り組むことを確認しています。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和4年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、新年度の予算審議をしていただく大事な議会でもあります。令和4年度の施政方針と併せてお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が発生して2年以上経過する中で、全世界に感染が拡大しており、日本においても555万人以上の感染者が発生しており、県内においては、これまた5万人以上が感染し、村内においても、昨日現在で累計269名の感染者数となっております。いまだ終息の光が見えない状況にある中、熊本県は、まん延防止等重点措置の適用期間を再延長しております。私たちも、再度気を引き締めて基本的な感染防止に努め、感染者0を目指し、対策を講じてまいります。

未曾有の大災害をもたらした熊本地震から、はや6年となろうとしております。被災者の切実な思いを胸に、職員一同、原形復旧だけではなく、村の将来像を起案し、生活しやすい機能性と安全性、利便性を求めて、設計、施工を実施してまいりました。結果、本年度をもって完成することができました。集落再生事業が昨年4月に竣工し、残すは復興のあかしである総合運動公園を令和5年度末の完成に向けて、事業推進を進めてまいります。関係各課には大変ご苦勞をおかけしました。震災当時等を見れば、よくぞここまで復旧したと感慨深く、頭の下がる思いであります。

なお、総合体育館の落成式を今月21日に予定しておりますので、議員各位もご出席を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

のぎく荘の増改築については、今回、一般質問が予定されておりますので多くは語りませんが、第1回検討委員会では、増改築は、今後の高齢者増を考えたときやむを得ないという結論をいただいていることから、今後、改修に向け、検討してまいります。今月中に第2回の検討委員会も予定されておるとお聞きをしております。

また、半導体受注生産で世界最大手の台湾の企業TSMCが菊陽町に進出します。国策として国からの支援を受け、今年の4月から工場棟の建設に着工されます。ソニーグループやデンソーも出資し、約1,700人の雇用も見込まれ、関連企業と併せ、熊本県にとってもビッグチャンスと言われています。西原村も看過しているわけにはまいりません。県からの意見指導を踏まえ、さらには最近では、本村や不動産会社への工場用地の問合せ等の情報も聞いておることから、早急に工場用地の造成建設に取り組みたいと考えております。現在、用地の選定を検討しており、企画商工課、復興建設課を中心に全庁的に進めてまいりたいと考えております。まずは、令和4年度で設計、用地交渉、令和5年度には造成工事に着手できればと考えております。

また、熊本県によるJR九州の空港アクセス鉄道の計画が進められており、今後のルート変更を含めて動向を注意し、情報の収集に努めてまいります。

その他各課予定されておる事業の推進をはじめ、河原校区の少子化対策や甘藷の基腐れ病対策、老朽化した舗装や道路改良工事、中学校の給食室改修

工事の完成等々、住みやすい村づくりを目指して進めてまいります。

令和4年度は、西原村にとって飛躍の年になるよう、一つ一つ確実に前進させ、村の発展につながるような施策を進めてまいります。

まずは、住民の命を守るため、3回目のワクチン接種を一日も早く終わらせ、安心して生活ができることを願っております。令和4年度においても、議員各位のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号、西原村総合体育館条例の制定についてご説明いたします。

令和4年4月より、西原村総合体育館の使用に伴い、本条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第3号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

組織の一部改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第4号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。所要の規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

国に準じて、期末手当の支給月数の引下げを行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第7号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

土地改良事業の補助に関する条例における原材料等支給の最高限度額を令和4年度から3年間、限度額を引き上げるため改正するものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

消防団員に関わる報酬額の改訂及び出動報酬の整備をするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

本案は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退するための組規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組規約を変更するときは、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第10号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億424万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,711万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税4,171万円の増額補正、村民税3,000万3,000円の増額補正でございます。

地方交付税8,926万3,000円の増額補正、普通交付税の増額等でございます。

国庫支出金4,417万8,000円の減額補正、土木費国庫補助金の減額等でございます。

県支出金5,469万8,000円の減額補正、熊本地震復興基金交付金の減額等でございます。

寄附金5,960万9,000円の減額補正、ふるさと納税寄附金の減額等でございます。

そして、村債8,190万円の減額補正、臨時財政対策債等の減額等でございます。

歳出におきましては、総務費6,707万円の減額補正、企画費3,746万8,000円の減額補正等でございます。土木費6,771万9,000円の減額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第11号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,149万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税2,680万1,000円の増

額補正、県支出金2,401万8,000円の減額補正、繰入金1,025万1,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費2,522万7,000円の減額補正、保険給付費715万円の増額補正、予備費1,583万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第12号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億824万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、保険料1,185万3,000円の増額補正、支払基金交付金1,620万円の減額補正、県支出金372万円の減額補正、繰入金677万3,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費3,877万3,000円の減額補正、地域支援事業費96万4,000円の増額補正、予備費2,736万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第13号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,130万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、後期高齢者医療保険料122万2,000円の増額補正、諸収入4万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金179万8,000円の増額補正、予備費57万6,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第14号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,327万円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、その他営業収益に380万7,000円の増額補正、消費税還付金に1,005万4,000円の増額補正。

歳出におきましては、業務費に710万2,000円の減額補正、積立金に2,500万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第15号、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、収益的収入支出にそれぞれ444万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,877万3,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、収入におきましては、給水収益に149万4,000円の増額補正、雑収益に294万9,000円の増額補正。

支出につきましては、原水及び浄水費に53万円の増額補正、総係費に1万円の増額補正、減価償却費に6,000円の増額補正、消費税12万2,000円の増額補正となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第16号、令和4年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

令和4年度の西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ58億4,760万7,000円と定め、一時借入金の借入最高額を5億円と定める等のものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方譲与税4,384万4,000円、地方消費税交付金1億5,800万円。

地方交付税におきましては、普通交付税20億2,000万円、特別交付税1億1,000万円で、前年度より1億4,400万円増の21億3,000万円。

分担金及び負担金は、前年度より71万4,000円増の2,164万4,000円。

国庫支出金におきましては、衛生費国庫負担金1,998万3,000円減、土木費国庫補助金2億4,495万3,000円の増。

県支出金は、総務費県補助金3,896万2,000円減等により、4,085万3,000円減の3億1,252万8,000円。

繰入金につきましては、災害復興基金9,090万円、平成28年熊本地震復興基金繰入金8,910万円等で、合計2億173万円となっております。

繰越金は9,000万円、諸収入は3,035万4,000円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債5,500万円、公共事業等債970万円、一般単独事業債9,140万円、教育・福祉施設等整備事業債1,150万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3億1,000万円、辺地対策事業債2億1,790万円で、合計の6億9,550万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては6,744万4,000円、総務費につきましては、本年度より6億129万3,000円増の17億3,832万円、民生費につきましては3,244万7,000円増の11億2,129万円、衛生費につきましては6,816万5,000円減の3億2,391万2,000円、農林水産業費におきましては3,257万6,000円増の2億428万8,000円、商工費は1,546万円減の3,527万7,000円、土木費1億7,516万6,000円増の5億7,913万6,000円、消防費970万3,000円増の2億2,589万4,000円、教育費2,801万円減の3億7,526万8,000円、災害復旧費358万6,000円減の5,000円、公債費8,339万7,000円増の11億7,155万1,000円となってお

ります。

令和4年度の予算は、本年度予算と比べまして7億9,900万円ほどの増額予算となっております。令和4年度も、引き続き財源の確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第17号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,113万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億6,522万1,000円、県支出金6億8,695万2,000円、繰入金6,785万1,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億7,554万7,000円、国民健康保険事業費納付金2億5,656万2,000円、保健事業費948万2,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第18号、令和4年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,147万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億6,696万4,000円、国庫支出金1億8,182万2,000円、支払基金交付金2億116万5,000円、県支出金1億1,253万2,000円、繰入金1億1,896万5,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費7億1,661万6,000円、地域支援事業費5,491万9,000円などで、保険給付費は歳出予算の91.7%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第19号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,690万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料6,486万7,000円、繰入金1億1,932万4,000円などとなっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,332万円で、歳出予算の93.1%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第20号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,524万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、給水収益6,041万9,000

円、その他営業収益345万円、災害復旧企業債償還繰入金1,636万9,000円、前年度繰越金1,500万円でございます。

歳出といたしましては、業務費5,207万円、災害復旧費110万円、企業債償還金3,112万1,000円、予備費794万8,000円となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第21号、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和4年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入支出それぞれ2,621万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収入につきましては、給水事業所8か所に対する給水収益1,600万7,000円、長期前受金戻入131万円、契約水量に係る企業負担金889万3,000円でございます。

支出につきましては、営業費用1,967万6,000円、営業外費用70万円、予備費584万1,000円となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第22号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村青少年の森設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村青少年の森の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続いて、議案第23号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、滝交流館「糸舞季」施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第24号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

小規模住宅等改良事業古閑橋改築工事、以上につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第25号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

西原村運動公園パークトイレ設置工事につきまして、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたしました提案は議案24件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長施政方針及び提案理由の説明を終わります。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日から15日までの本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日11日から15日までの本議会を休会することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時33分 散会

第 2 号 (3 月 1 6 日)

令和4年第1回西原村議会定例会会議録

令和4年3月16日、令和4年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年3月16日（水曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2号 西原村総合体育館条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）

について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 林 田 愛 弓 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 小栗優君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 廣瀬龍一君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 槇原加奈子君 |

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は50分と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、8番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 上野正博君 登壇 質問）

○8番議員（上野正博君）おはようございます。8番議員、上野です。

通告しました2件について質問します。

集落内の防犯灯増設について。

熊本地震から集落の復興が終わり、住居の減少により夜間は怖さを感じるような暗さである。集落内の県道沿いに防犯灯の設置をしてほしいということです。

熊本地震から6年目を迎えようとしています。一瞬の出来事が、絶望のどん底に突き落とされ、夜明けの光景に我が目を疑い、途方に暮れたことを思い出します。村長の強いリーダーシップと執行部と関係者の努力により、他の町村より早く創造的復興ができました。すばらしい住宅環境整備ができたと思います。しかし、夜間になると、住宅の減少により、暗く寂しい状況になります。

そこで、提案ですが、村は小学生、中学生が通う通学路に防犯灯を設置し、子どもたちの登下校のときの安全に配慮されています。この事業は、子どもたちの安全確保をするための非常に大切な事業だと思っております。ところが、通学路が集落内を通る場合、集落内の通学区間については集落が設置することになっており、安全確保のための十分な設置がなされていないところが多く見受けられます。河原の中学生が通学する布田の県道熊本高森線沿いの通学路は、布田集落の両脇は、防犯灯の間隔も短く、その機能を十分に発揮していますが、集落内は地震の影響で家屋もなくなり、街灯を設置する必要もないため、真っ暗なままです。特に下布田の河原側は、真っ暗で防犯上課題もあると思います。集落内の街灯の多くは、単に道が見えればよい程度の明かりで、防犯を目的とした明るさもなく、また、設置の間隔も遠く設置されています。通学路の子どもたちの防犯を目的とした設置とは異なるもの

だと思っております。集落内の村道沿いは集落でやりますが、熊本高森線の県道沿いは村で設置してもらえないでしょうか。

この件につきましては、子ども議会でも質問されたようであります。学童も同じ思いであり、検討されてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）上野議員の質問にお答えをさせていただきます。

熊本地震によりまして、震災前に設置された集落の防犯灯が、被災により暗く感じ、また、震災による被災住宅の解体等により住宅が減少していることから、夜間の住宅の明かりがないため、集落内が暗い状況にあるというふうに理解をしております。

本村では、現在、児童生徒が暗い夜道でも安心して登下校できるように、防犯灯を設置してきております。この間、村内には村が設置した防犯灯が約500か所あります。防犯灯の電気料金や故障等については、設置者である村が対応してきております。

この間、防犯灯設置方針である集落間における通学路に設置することを基本に、各地区の区長さんからの要望に対して、要望箇所等の状況等を確認して、通学路であることや既設防犯灯の設置状況を確認し、設置をしてきております。県道沿いにつきましても、集落間の通学路である区間については設置している状況でございます。

ご質問の集落内の県道沿いに防犯灯を設置できないかということについてですが、村としましては、この間の防犯灯設置方針に基づき設置していく考えであります。村が全集落全ての防犯灯設置及び維持管理に対応することになりますと、予算的にも厳しい状況になると考えます。

以上のことから、ご質問いただいた集落内の県道沿いの防犯灯設置は、対応はできないんじゃないかなというふうに思います。

今、熊本高森線のことを言われましたけれども、堂園小森線、山西大津線、いろんな集落内を県道が通っておりますけれども、そういったところも全て各集落ごとで設置をしていただいておりますので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）2回目続けてください。

○8番議員（上野正博君）集落内の電柱に設置された街灯が地震で倒壊したり、電柱の移動によってなくなったりしている場合、復興の観点からすれば、村が設置されるべきではないでしょうか。防犯灯も集落内に設置されている地域もありまして、矛盾しております。基準があつてないようなものかと思えません。

本来、通学路上の安全確保には、集落の内外を問わず、村の責任も大きいのではないかと思います。子どもたちの安全確保のため、集落内を通る主要

な通学路の防犯灯の設置についても、ぜひ村で集落外の区間と同様な整備を行っていただきたいと思います。

布田集落の街灯の調査を行いました。約22か所ぐらい必要であり、LED電球ですれば2万円の費用がかかります。村の防犯灯の場合は、これに街灯柱と工事代を含みますので、かなりの金額になると思います。理解できないわけではありませんが、県道熊本高森線は本村のメイン道路であります。できれば堂園小森線も設置願いたいところでございます。再度お伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されますことは分かります。ただ、今まで集落内の県道については、各集落で設置をしており、公平性から見ても厳しいんじゃないかなと。今までは各集落ごとでやっておられたことを今度は村がするということは、今までつけておったのはどう理解していいのか、集落からもいろいろ意見があると思います。

今まで、この防犯灯設置方針を見れば、県道といえども集落内は対象外というふうに捉えております。現在まで、震災からの復旧等は、いろんな復旧でありましたので、いろんな要望も大分聞き入れてまいりましたけれども、今後、そういったことはそういったこととして、今までの状況でやっておられましたので、そういった方向で進めていくなればなというふうに思います。ほかの集落との兼ね合いもございますので、そこ辺は各集落で設置をお願いしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○8番議員（上野正博君）私も熊本高森線をちょっと見て回りましたけれども、益城との境界線沿いから防犯灯がついております。土林の入り口まではついております。土林に入ってからはありません。秋田もありません。門出もありません。でも、星田から昔の緒方精米所のちょっと下まではついておりますけれども、やはり布田集落に入ったらありません。でも、畑、風当はあるんです。ついていました。それがずっと元の線敷の下までずっとついて。だから、ついてるところとついていないところがちょっと矛盾しているかなと思いました。

本村の人口が減少している中、空き地対策が必要であります。住みやすい安全な住宅環境整備を行い、村外から空き地バンクを希望してもらい、移住・定住の促進にもつなげる議論も必要かなと思って質問いたしました。

続いていきます。よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）どうぞ。

○8番議員（上野正博君）続いて、社会福祉協議会（のぎく荘）の増改築についてお尋ねします。

検討委員会を立ち上げ、会合も開かれています。増改築の計画をするので

あれば、今後のスケジュールと検討委員会の内容を含め、具体的に示してほしいということであります。

現在、我が国は、少子高齢化が進み、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢化率は2021年29.1%で、本村の高齢化率は31.3%となっています。まして、私たち団塊の世代が、やがて後期高齢者となり、のぎく荘にお世話になると思います。今、1日のデイサービスが平均30人ぐらいであり、団塊の世代が参入しますと四、五十人ぐらいに増えるかと思えます。今の施設の規模では危機的状況にあると思われまます。

のぎく荘は、平成5年3月に新築され、28年を経過しております。耐用年数も、47年ですので、あと20年は大丈夫かなと思えますが、この頃が修繕や改修が多く出てくる頃であります。平成21年から令和3年まで13年間で、修繕費と工事費で、屋根の防水塗装工事が約1,500万、空調機器交換が2,100万、ろ過ポンプの取替えが450万を含めた今まで約5,400万の費用が、修繕や、いろんな工事代なんかがかかっております。

何よりも手狭であることが一番の問題でありまして、この件に関しましては、これまで一般質問等でも話題になっておりましたが、もう本腰を入れて取り組まなければならない状況にあるかと思えます。昨年、この件について建設検討委員会を立ち上げて、会合も開かれています。

もし増改築を行うのであれば、計画内容をお尋ねいたします。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（日置和彦君） のぎく荘の件であります。

私も今年で75歳。後期高齢者に入りますけれども、今後は、そういった団塊の世代の方々が高齢になってくるということは理解をしております。そういうことで、お答えをさせていただきます。

のぎく荘は、平成5年3月に建設されて、運用を始めて、先ほど29年と言われましたけれども、やがて30年近くなるという状況でございます。経過とともに、議員が今申されましたとおり、これまでの施設、機械、器具等の老朽化によりまして、頻繁に修繕、改修を行ってきております。近年では、令和2年度に空調機器の取替え工事を行ってしております。

また、給湯施設の貯湯タンクにつきましても、幾度と修繕をしてきましたが、老朽化により傷みが進んでおり、万が一破損した場合は、施設内のお湯が利用できないこととなります。サービスを一時止めなければならないというおそれがあることから、今使用しているうちに取替え工事を行いたいと思ひ、取替え工事については、令和4年度の当初予算に計上させていただいておりますが、検討委員会の改修方針に沿って進めていければと思っております。

現在、のぎく荘の利用者が、平均30人ほどの方がデイサービスを利用されており、本村の高齢化率も本年1月末で32.3%。微増ではあります、年々

上昇している状況でもございます。今後、団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスの利用者等もさらに増えることが予想され、高齢化率も2025年には34.5%、2040年には38.3%と予測されております。

以上のことから、昨年11月に開催しました西原村地域福祉センター改修等検討委員会において、拡張・改修を行うことを前提に進めるということで決定をいたしました。検討委員会は9名でございます。議員さんが3名、社協が3名、民間1名、課長2名ということで構成をされております。

増改築の具体的な計画内容のお尋ねであります。現在、建物の構造上、拡張・改修が可能であることの確認及び今後必要とされる各種スペース等の洗い出しの集約を終えたところでございます。

現時点では、具体的に計画協議までは至っておりませんが、今後、令和4年度に必要な各種スペースの確保・改善案を平面計画し、様々な場面での施設利用のニーズが高まる中での利用者の予測、機械設備の整備、機能の充実など、検討委員会において、どの方向に拡張・改修を行うほうが機能面、財政面において最適なのかを協議を重ね、関係部署とも連携し進めていきたいというふうに考えております。

今後の予定としましては、本年度は、本定例会後に第2回の検討委員会の開催を計画しているところでございます。令和4年度に当初予算で計上させていただいております素案となる図面を作成し、検討委員会において協議を重ね、どのように拡張・改修するのかを決めていただきたいと考えております。その上で、基本計画に進めたいと思っております。

ご承知のとおり、のぎく荘の周囲は農地であることから、関係機関とも連携を進めて行わなければなりません。具体的な期日の明言はできませんが、関係機関、例えば農業委員会、復興建設課、財政係、社会福祉協議会との協議、調整を踏まえながら、早い段階で工事着手できればと考えております。

検討委員会の協議決定事項等につきましては、適宜議会で報告をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）方向性としては行うということで、安心いたしました。高齢化率も日に日に上がっております。やはり、ぜひこれは早めに進めていかなければならないかと思えます。

事業計画をされるのであれば、どれぐらいの費用がかかりそうなのか、また、この財源はどうされるのか、お考えをお聞かせ願います。

村長は、これまで宗教問題から熊本地震、コロナウイルスの発生など大変な出来事の中で、数多くの大事業を行われて、成し遂げられてこられました。

また、本村の財政の立て直しに尽力されたことは、私個人としても敬意を持っております。

もし増築補助金が厳しいのであれば、村長が頑張っただけでこれまでためてこら

れました42億円の預金からの取崩しもやむを得ないのではないかと思います。当初8億の預金と、その6倍の負債額を逆転した手腕は、大いに評価しておりますので、頑張ってください。中学校の給食室と総合体育館の次の事業として取り組んでもらいたいと思いますが、再度、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）どれぐらいかかるかは、ちょっとまだまだ分かりません。その内容次第で変わってくるというふうに思います。

今後、どのような機能をあそこに集約し追加するのかということが考えられますけれども、例えば介護保険事業につきましては、デイサービスとか機能訓練室やスタッフの執務室などの施設を造らなきゃならないということと、各種スペースの拡張もしなくちゃならないということでございます。

子ども家庭総合支援拠点や子ども・子育て支援新体制の整備では、福祉避難所としての役割、それから地域包括支援センターの移転をあちらのほうに集約するというようなこともございます。どこまで一緒にできるかは分かりませんが、いろんな角度から検討が必要であると思われま

す。そういった様々な施設を造るならば、どちらのほうに拡張するのか。東のほうに拡張するのか、北のほうに拡張するのか。それとも、両方ともに駐車場が足りないので用地を買収するのか。そういったこともございますので、そういったことをすれば、農業委員会の審査がござい

ますので、農振等、農業委員会に諮らなきゃなりませんけれども、それにはそれなりの日数が要します。なかなか厳しい状況でもございますので、そこら辺を含めて今後検討していきたいというふうに思

います。以上です。

どのぐらいかかるか分かりませんので、今のところは。大体あのぐらいじゃなかろうかなという試案はありますけれども、どこまで施設の整備をするのか、そこら辺も踏まえて検討していきたいと。

ただ、公共施設でありますので、国からの補助金、交付金等はないということでもありますので、そこら辺の財源も、今議員が言われましたように基金もありますが、基金も今まで多くためることができました。我々は、ためることが目的じゃなくして、その基金をうまく利用するのが我々の仕事だと思っておりますので、そこら辺も含めて今後検討していきたいというふうに思

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○8番議員（上野正博君）私たち議員の在任中にできれば大変ありがたいと思っておりますが、幸いに施設の周りに候補地もあります。今、村長が言われましたように東のほう、北側のほう。これを買収されて、やはり増築を希望したいと思

には頑張ってください、本腰を入れて取り組んでもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）日程第2、議案第2号、西原村総合体育館条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 吉田光範君 登壇 説明）

○教育課長（吉田光範君）おはようございます。

議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、西原村総合体育館条例の制定について。

西原村総合体育館条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、西原村総合体育館の使用に伴い、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

これから先は、皆様へお配りしております概要書案にて説明させていただきます。概要書をご覧ください。

西原村総合体育館条例（案）の概要。

議案番号第2号、条例名、西原村総合体育館条例。

1、設定趣旨、西原村総合体育館の竣工に伴い、本村のスポーツの振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上に資するため、西原村総合体育館の使用に関する本条例を制定する。

2、条例の概要、第2条関係でございます。

名称及び位置、総合体育館名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、西原村総合体育館、位置、西原村大字小森3161番地。

第5条関係、休館日でございます。

総合体育館の休館日は、月曜日とする。なお、月曜日が休日に当たるときは、その翌日以降において、休日でない日とする。また、年末年始の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

第6条関係、利用時間でございます。

総合体育館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

第11条、使用料でございます。

主なものを挙げさせていただいております。村民の方の使用料につきましては、代表的なものでございます。アリーナ全面で1時間当たり1,600円、トレーニングルーム1回当たり2時間300円とします。その他の料金につきましては、条例の別表のとおりでございます。

3、施行期日、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

同じ委員会の所管ということではありますが、この条例がスタートするということになりますと、早速、落成式が来週早々ということと、その後、利用されていくようになるかと思えます。

特に、村内と村外についてでありますけれども、金額が違うというお話で、近隣町村とその辺は足並みがそろっとるという状況であります。ただ、委員会でちょっと聞くべきでしたけれども、地元住民なのか、特に役場職員でも全村民を知っとるわけじゃありませんので、確認の仕方。委託もだんだん入っていきますので、申込み時点の確認の仕方、実際に来たときの確認の仕方。それは個人です。

それと、団体、チームとかいう形で、代表者は当然西原村の方が出てこられます。今までもありましたけれども、代表者は西原村の方でありますけれども、そのサークル自体は地区外の方がほとんどであったり、半々であったり、様々な状況です。その辺をこの条例だけではなかなかうたい込めていませんが、規程、要綱の中で進めていく案件かもしれませんけれども、事例としてそういうやつがすぐに予想されます。

どういった判断で役場は公平性を保ってやっていけるのか。その辺だけをお伺いできればと思えます。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今の宮田議員のご質問にお答えいたします。

言われましたとおりに、利用者が村内なのか村外なのかというのは、多分来られても役場職員は分からないと思えます。その中で、近隣を今ちょっと調べているところではございますが、近隣は、年に1回、利用者に対して利用名簿を出していただいておりますという形を取っているところもございます。その辺のどこで線引きをするかというのは、村長とも何回も打合せ会議をしております。

その中で、4月1日から始まるわけでございますが、2週間足らずですが、この間に最終的な結論を出したいということには思っております。今の段階では、担当レベルで話をしている状況でございます。最終的には、上の方とご相談して、その辺は、要綱なり規則なりに盛り込むのか、内規なのか、その辺で利用をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）課長、ありがとうございます。

これは、もう昔から、公共施設の利用に関しては、料金が発生する、徴収するということで、ミスではありませんけれども、やっぱり村民じゃなかったとか使っとる団体が違ったとかということもあるかと思えます。会員登録

録みたいな格好で会員証を持たせるのも一つかもしれませんが、それもまた別に事務費がかかって、印刷物とか増えたりしますよね。そういった観点からも、やはり身分を証明するには、免許証であったり健康保険証等が一般的に利用される部類でもあります。

ミスは自分たちの不注意でできるものではありません。これは、利用者の良心、それに基づくものと。私たちもよその町村に行って、ぽっと自動販売機の前で村外、町外、村内、町内という形で押さえるやつがあります。私らは顔がばれていきますので、当然よその者で押さなければならないと思いますが、実際そういった形で良心的な話が始終あります。

しかし、あくまで公的な機関ですので、発覚したら注意を与えるなり厳正たる処置をせにやいかんという立場になりますので、その辺だけ。無料で借りるところは、なかなか個人的にはありませんので、その辺、ばれたときは追加徴収をすとかいう形で、補いをつくっていくという形で進めていただければと思います。

上のほうと協議をするということですので、村長、そういう形でやっていくということでしょうか。1つだけ答弁を求めます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）なかなかこの方が村内なのか村外なのか見分けがつかないところもございます。以前、温泉施設で、村内の方が幾ら、村外は幾ら。まあ町内ですね。そういうところだって、町内というところを押した村外の人は何人もおられたという話も聞きますけれども、名前は分かっても今度は顔が分からないこともありますので、そこら辺はチェックをしていきたいと。

大体免許証が、顔も載っておりますので、一番いいですけれども、これは例えば、私一人の勝手な話ですけれども、一回そうやって免許証を見せて登録したならば、その登録証を持っておくということになれば、次はもう免許証は要らないということになっていかれるので、免許証をたんに持ってきよると免許証を紛失すとかいうこともありますので、何か担当のほうで一回考えて持ってくるだろうというふうに思いますので、そこはしばらく待っていただきたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

今度、新しい体育館に明確な料金設定ができるわけですけれども、これまでの既存の施設の料金等は値上がり等にはならないのか、現状なのか。よろしいですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今の中西議員の質問にお答えいたします。

既存の施設につきましては、条例に載っております。条例を改正しない限

り増額もできないし減額もできないということで、最終的には、まだ総合体育館の周りのテニスコート、あの周辺の整備が残っております。テニスコートの使用料金関係も多分条例改正が出てくると思います。そのときに、もう改正せざるを得ないということであれば、グラウンドの使用料とか村民体育館の使用料関係の条例の改正がまた出てくるのかなというふうに、私なりに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、西原村総合体育館条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

組織の改編を行う必要がございますため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明させていただきます。

本条例（案）の概要をご覧ください。

まず、条例改正の趣旨でございます。熊本地震の復旧・復興事業の復興建設課の宅地再生事業等の完了に伴いまして、組織体制の改編を行う必要があり、西原村課設置条例等の一部を改正し、関係条例の規定の改正を行うものでございます。

主な内容でございます。

第1条といたしまして、西原村課設置条例を一部改正いたします。

当該条例の第1条第5号の「復興建設課」を「建設課」へ改正いたします。

第2条第5号の「復興建設課」を「建設課」へ改正いたしまして、事務分掌ア、イを削除し、以下を繰り上げ、新たに「コ 地籍調査に関する事項」を追加いたします。

第6号「オ」を削除いたします。

第2条といたしまして、西原村工業用水道事業の設置に関する条例を一部改正いたします。

当該条例第3条第3項の「復興建設課」を「建設課」へ改正いたします。

施行期日は、令和4年4月1日から施行としております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ます。

条例改正の内容説明につきましては、先に皆様の議席にお配りしております本条例（案）の概要により説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨。

個人情報の保護に関する法律及びデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律第50条の規定等の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があります。

2、主な内容。

第2条関係、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されたことによる一部改正でございます。

第2号中の「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改めるものでございます。

第8号中の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものでございます。

それと、第33条関係でございますが、こちらにつきましては、統計法の一部改正に伴う本条例の一部改正でございます。

2号中の「第52条第1項」を「第52条」に改めるものでございます。

3、施行期日。

令和4年4月1日から施行するものでございます。

参考資料としまして、3ページより新旧対照表を添付しております。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君)議案第5号についてご説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、所要の規定の改正を行うものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明をいたします。

本条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、国家公務員の非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和等の措置が講じられることに伴いまして、同様に、地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、取得要件緩和等の措置が講じられますことから、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

1点目といたしまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和のため、引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止するものでございます。

第2条第4号ア(ア)を削除いたします。あわせまして、以下のア(イ)からア(ウ)を、ア(ア)からア(イ)に改めまして、ア(ア)の特定職に追加表記をいたすものでございます。

2点目といたしまして、非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和のため、引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止するものでございます。第17条第2号を改正いたします。

3点目といたしまして、妊娠または出産等についての申出時の説明や措置等、申出があった場合における不利益な取扱いを受けないよう、新たに第21条に規定をするものでございます。

4点目といたしまして、育児休業の承認請求が円滑に行われるため、勤務環境の整備に関する措置を新たに第22条に規定いたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

施行期日は、改正法の施行日に合わせ、令和4年4月1日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

すみません、この改正に伴い、条例のほうをインターネットで見させていただきました。会計年度職員と普通職員の条例を見比べまして、育児休暇ではないんですが、生理休暇の件がちょっと目に留まったので、非常勤職員のほうには生理休暇の条例が載っていて、普通職員のほうには載っていなかったんですが、これはどこか条例以外に載っているということですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの尾崎議員のご質問にお答えいたします。

正規職員の生理休暇については、今のところは規則のほうで規定をしておりますので、取得可能ということになっております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○1 番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時56分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑みまして、地方公務員法第24条第2項の規定に基づき、期末手当の改定を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明をいたします。

本条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

人事院の職員の給与改定に関する勧告等に鑑みまして、職員の期末手当の改定を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

令和3年8月10日に、人事院は国会及び内閣に対しまして国家公務員に係る期末手当の引下げの勧告を行っております。例年であれば、政府におきましては、人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、給与法改正案を11月に国会へ提出し、令和3年12月1日より前に改正施行されるところでございましたが、コロナ禍の異例の状況下での経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮され、給与法改正が見送られております。

このことから、令和3年度の期末手当の引下げ分につきましては、令和4年6月の期末手当から相当する額を調整することとされ、総務副大臣から、地方公務員についても、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう通知されているところでございます。

政府におきましては、令和3年度の給与法改正案を現在の通常国会に提出しております。

以上のことから、本条例の改正の趣旨は、国家公務員の給与法の改正に準じまして、地方公務員法第24条第2項、均衡の原則の規定に基づき、関係条例を改正し整備を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

期末手当の改定でございます。

本条例改正案の第1条にしましては、西原村一般職の給与に関する条例の一部改正でございます。

今回の給与条例の改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、一時金の年間支給割合を現行「4.45月分」から「4.30月分」とするため、令和4年4月1日以降に支給される6月期及び12月期に支給されます期末手当の支給割合をそれぞれ「1.20月分」に改正するものでございます。

本条例改正案の第2条につきましては、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

当該条例中に引用されております、一般職の給与に関する条例第19条第2項中の支給率を引用している条文につきまして、本条例改正案第1条との整合性を図る必要があるため、同様に改正するものでございます。

なお、国からの取扱通知及び国の給与法改正に準じまして、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整につきましては、令和4年6月の期末手当から減額することで調整することになります。

施行期日は、令和4年4月1日から施行といたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第7号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第7号につきまして説明いたします。

議案第7号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例を制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、令和4年度から3年間、土地改良事業に伴う原材料支給の限度額を引き上げる必要があるため、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する必要があるため、これが、この議案を提出する理由で

ございます。

次のページをお願いします。

改正の内容としまして、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして、「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加えます。

(農道舗装及び土地改良施設の原材料等の支給の最高限度額の特例)。

附則第2項、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第4条に規定する農道舗装及び土地改良施設の原材料等の支給の最高限度額に関する同条の規定の適用については、同条中「70万円」とあるのは「100万円」、「30万円」とあるのは「50万円」とします。

次のページに参考資料としまして新旧対照表を添付しております。

熊本地震以降、生コン単価が約1.5倍となり、それに伴うU字溝等の二次製品も連動し高騰しております。現在の限度額では、農道舗装等が以前は1年間でできていたものが複数年かかる事例が多数発生しており、特例として令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、限度額を改正し、この条例の目的であります農業生産の向上発展に寄与することが、この条例を改正する主な趣旨でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員(坂本隆文君) 5番、坂本です。

こちらは、消費税のほうはどういうふうになりますか。補助金では、いろいろ補助金がありまして、それで消費税を抜いたものとか込みとかありますけれども、そちらのほうをお願いします。

○議長(山下一義君) 復興建設課長。

○復興建設課長(吉井 誠君) こちらのほうは、消費税込みになります。あくまでも農家さん、受益者さんに請求が来た分を、こちらが原材料として払っております。以上です。

○議長(山下一義君) ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員(西口義充君) 原材料がだんだん高くなっておりますけれども、本年度、また4月から立米2,000円ぐらい上がるんじゃないかというようなことで言われております。生コン業界からお話を聞きまして、これは平成7年までとなっておりますけれども、この期間中にまた上がってくるなら将来また見直しができるのか、ちょっとお伺いします。

○議長(山下一義君) 復興建設課長。

○復興建設課長(吉井 誠君) ちょうど今年の生コン単価が今1万8,000円で、ちょっと生コン会社に来年度以降の新しい単価を聞いたところ、やっぱり2

万円をもしかしたら超えるかもしれないという話を聞いております。

また、小型車などで、小規模な場合は、それにプラス2,000円とか2,500円加算された額で請求されるというふうに聞いておりますので、そこら辺は、あまりにも高騰してきたときには、また相談させていただいて、改正しなければならないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

改正ということで、ありがたい。特に、農業従事者の方々には、また農道付近に家を建てられている方々にも、なかなか手を出せない分野で、非常にありがたい体制だと思います。

少し問題点、まず1点目から、ちょっと課長に聞きたいと思います。

農道、あくまで価格帯のことが議論になっています。この材料支給という形で、規格指定を、例えば強度であったり、スランプであったり、セメントの種類であったり、骨材であったり、通常、公共物という位置づけからして判断しているのか、指定をしているのか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）基本的な指定は公共工事と合わせてやっているんですけども、やはり農家さんによっては、リサイクルの二次製品も最近出てきていますので、ご相談があっております。それに関しては、職員が個別で、こういうのもありますよとか、農家さんと話し合いながらやっているところが現状でございます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）私の質問は、指定をしているかどうかだけ簡潔にお願いします。指定はしていますか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）基本的な指定はしてあります。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）基本的な指定はしてあるということで、また協議もなされていると。

リサイクル法というやつと、リサイクル商品の活用ということで、公共事業にもなるべく利用しなさいと、国交省、副村長は本家ですので、ちょっと副村長のほうに聞きたいと思えますけれども、国は、リサイクル商品の開発を含めて、ある意味、その機能、強度を含めて、これはリサイクルして利用したほうがいいと。歴然としておるのが、リサイクル砕石ですね。二次製品も、そういう形を取って新たな商品化、インターロッキングブロックであったり、コンクリートにまつわる商品をリサイクルして利用していただきたいというのは、捨場と処分場を含めてのうまいリサイクルを活用してやって

いるというのが通達で、私らが若い頃、20代の頃、国交省、当時の建設省がやって、今に至っているわけです。

公共土木の中でも、農道ということで、所管は違いますけれども、ある意味、公共性のあるところに、生コンないし二次製品の原材料を支給するというので、リサイクル商品の活用について、国の方針では利用したほうがいいですよという話もあります。

しかし、部分的にはバージン材であったりフレッシュなやつを使ってくださいというようなことは、逆に協議で上げていくという形で、そういう品物がありませんとかいう形で大体運用されておると承知しておりますが、副村長の認識はどうなっていますか。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（目床順司君）今の宮田議員の質問についてお答えいたします。

基本的には、リサイクル製品については使用していくような指導というものがあっているかとは思いますが。

ただ、すみません、私、そこはちょっと専門外のところでもありますので、詳しいことは申し上げることができないところでもありますけれども、やはり、そこは村においても基本的には使っていただければなとは思っておりますが、それは、いろいろと値段もバージン材と違うところもありますので、そういったところを考えながら、基本的に協議しながら使っていくというやり方がいいのではないかなと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

進んでいったが、いいんじゃないかと。1万円で買えるバージンのものがリサイクル商品のやと約1万5,000円とかになったら論外ですよ。

生コンに関しましては、ある意味、強度だけを指定すると重要構造物には使えませんけれども、リサイクルコンクリートというのは安価で入るようになっています。例えば、スラブ形式の農道だったら不適合になりますけれども、一般的に路盤材があって、その上にコンクリート舗装するというような簡易舗装的なやつには、十分能力を発揮できるんじゃないかというふうに思っています。

農家の皆さん方は、あまりそういうのを分からないところがありますので、そういった形を協議出来るよう、こういうやつが安価で入りますよというような指導をしていただいたほうが、逆にいいのかなというふうに思っています。今後、枠は100万円という、非常にありがたい上限枠が来ましたけれども、実際に、西口委員長が申しましたように、来月からまた値上げがぼんぼんと上がってくると、非常に、何のため上げたとかと、たちごっこのような話になりますので、やはりその辺を、配合指定はなるべくやらない方向で、維持ができるような生コンを打設してくださいという形でやっていただ

ければと思いますけれども、復興建設課長のほうに答弁を求めます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この件に関しましては、生コン屋さんとか、地元業者さんも多数おられますので、いい知恵をお借りしながら、住民さん、農家さんと一緒に取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

次は、方向を変えてからの質問です。

ある意味、農道というところと里道扱いと解釈していますけれども、公が税金を使って材料を支給するといったことで、そこに違法なことがあってはいけないというふうに思います。

さっきのリサイクル法の話じゃありませんけれども、もうこれが始まってから何十年もたっています。2回目、3回目のところも出てきております。そこに打ち足して打ち足して、サンドイッチのように下の割れたやつに打たれておるといのが現状です。このまま続けていきますと、5層になり、6層になり。何を言いたいかといいますと、下のやつは、もう廃棄物化して、本来は、一応取って新たな路盤を少し整備して、その上に適正な厚みの生コンを打設したほうが、一番、寿命も延びるし、専門屋から言うと、それが当たり前だと思いますけれども、なかなかそのお金が出てこない。処分費ですね。

やはり違法なことをあえて住民の方にさせるのは心苦しい。誰がかまるとかと言いますと、かまるといのはちょっと、誰が逮捕されるかということ、その受益者であったり、それを出しておる西原村の例えば吉井課長のほうに告訴が来るわけであって、やはりそういうのは好ましくないと思っております。

考え方を少し変えて、リサイクル法という法律がある以上、それは適正に持って行って、再生させていただいて、また利用していただくというような流れをやはり行政としてもやっていかなければならないと思いますので、その辺の考え方を少し柔軟に考えていただいて、ある意味、条例ないし規定の中で入れて行って、その処分費等は、全額とは言わず幾分、まあ知れています。1 t 800円で現在受入れされております。高いところで1,000円で受け入れられておりますので、そんな高いものじゃありませんので、そういったこともやっていただければと思いますけれども、課長の考えをまず聞きたいと思います。課長、お願いいたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この件に関しましては、うちの課も話が上がっております。

現状、農家さんの施工状況を見てみますと、基本的には、剥がさないで二

重、三重に打っていくという方法を取られています。原因としては、やっぱり撤去費用だったり、生コンの処分費用、それを誰が出すかということで、手間代も含めて、都度都度打たれているのが現状でございます。

ただ、やっぱり悪いところにもう一回打っても、比較的早い段階でまた壊れてしまいますので、せっかく補助を出して、早め早めに壊れるのもどうなのかということ、うちの課で話をしていたところでございます。

将来的には、そこら辺も含めて、一回、議員さんが言われるように舗装を撤去して、路盤をきちっとしたほうが、長寿命化の観点からも有効と思われるので、今後検討する課題であるというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、検討課題ということでもありますので、検討すれば、一番トップである村長には、お伺いは立てにやいかんようになっていきますけれども、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、剥いで路盤を造れば、それだけの経費がかかるもんだから、農家さんの方々は、その上に打つということで済ませておられます。

道路というのは、舗装であろうが、コンクリート舗装であろうが、路盤で決まりますので、本来ならば、剥いで、下のほうをしっかりと、その上に打設するということが一番よろしゅうございます。

ただ、今回は、生コンが上がったということでの改正ではありますが、やっぱり生コンも需要が多くあれば多いほど値段が上がってくる。これは需要がないと、値段は、一時期は6,000円ぐらいでありましたですね。そういう時期もありましたけれども、今は1万円台から2万円台というふうな、本当にそういう状況で、中には業者さんをお願いして生コンを取ってもらおうということで、その差額で碎石を入れたりなされているところもございます。

うちは、幅とメーター数を掛けて、それだけの生コンが要ったならば、計算上できますので、そういったことでお支払いしておりますが、いろんな知恵を出してされているところもございます。今回は、70万円から100万円ということでもあります。その範囲内でやっぱりしていただかなければ仕方がないということでもあります。

生コンが上がったと同時に地震があって、まだ農道の整備までできていない。それには金がかかる。本来ならば1回で終わるところが2回しなくちゃならないということもありますので、そこら辺も含めて今回改正をさせていただいたところでもあります。

生コン屋さんの材料関係は、J I S、工業規格を取っておりますので、皆が同じだろうと思います。ほとんどが再生を使っておるというふうに思っておりますけれども、私が市内で仕事をしておったときも、路盤材は再生クラ

ッシャーランということを指定してありました。ただ、再生クラッシャーランが間に合わないのはバージンでもよかということは伺って施工をしておりました。なかなか再生のほうも製造が間に合わないということもあって、コンクリートの廃材がなからんとできないということでもありますので、そこら辺も含めて一つの検討課題ではなかろうかなというふうに思います。

延長を延ばすなら、業者さんをお願いしたほうが一番いいんじゃないかなというふうに思います。それでないと、農家さんが生コン屋さんに頼んでも、一番高い値段で多分販売されると思いますので、そこら辺も、今、業者さんは、1万五、六千円じゃなかですかね。でしょう。（「はい」の声）そのぐらいで入りますので、そこら辺は知恵を出していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）村長の全体的な話は理解はしているところですけども、やはり検討課題ということもあります。農家さん、昔みたいに労働者として行きよった当時の農家の皆さんは、大体土木に従事されておる兼業農家の方が多かったわけで、質のいいならしであったり、締め固めであったり、精度のいい厚みで管理をされてやられましたけれども、なかなか最近、建設業界のほうに、冬場、今、唐芋が高騰していますので、農家の方々もそっちの出荷で大変ということで、なかなか来られないので、やはり農家の皆さんも、今は建設業のこと、生コンを支給されてならずと、ここにおいても、まともにならせる農家の方々が少ないなということで、業者さんを利用するというのは非常にいいところだと思います。

しかしながら、やはり適正な法律の下で、法治国家ですので、やらにゃいかんというところに、材料支給していますよという大前提の下、検討していただければ、おのずと答えは出るのかなというふうに思っています。

村長、リサイクル砕石はもう大分前からありましたけれども、ここ10年ぐらいいかな、リサイクルの生コン、高炉BBというのも、ある意味、鉄工所の高炉スラグを入れてセメントを改良した、普通セメントから高炉セメントというのを作りましたけれども、今度は骨材を利用して使うという生コンが、再生生コンということで、新たなことでできていますので、それ辺が安価に入るという相談が多分来ておると思います。そういった方向も含めて、少し柔軟に考えていただければ、いい方向になるのかなと思いますので、今後の検討をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、土地改良事業の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

消防団に係る報酬額の改定及び出動報酬の整備を図るため、所要の改正を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明をいたします。

本条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

全国的に消防団員の減少傾向が進む中、令和2年12月に総務省消防庁の消防団員の処遇等に関する検討会が設置され、議論されてきております。令和3年4月の検討会の中間報告に基づきまして、（令和3年4月13日付）消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が全国の市町村に発出されました。これを受けまして、本村の消防団の処遇の改善を図るため、報酬等の見直しを行い、その他所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

消防庁長官通知に基づきまして、関係規定の改正を行います。

第8条関係につきまして、消防庁長官通知に基づきまして、「市町村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」に準じて、災害の規定の表記を整合性を合わせるため改正いたします。

第12条、第13条関係につきましては、消防庁長官通知によります消防団の処遇改善に従い、報酬を年額報酬と出動報酬へ改正いたします。

現行報酬につきまして、消防長官通知の基準を満たしていない階級を改正案のとおり改正いたします。

消防長官通知に従いまして、現行の出動手当（費用弁償規定）を出動報酬に改め、出動1回につき4,000円、従事時間が4時間を超える場合は、4時間までごとに4,000円加算として支給することに改正いたします。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行といたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2、第3条第10号に関する事務の項中、「宇城市」を削る。

附則、施行期日、1、この規約は、令和4年7月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した

交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由でございます。

本議案の提案理由は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定しております交通災害見舞金に関する事務から、令和4年6月30日をもって「宇城市」が脱退するため、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更する必要がございます。

次のページから新旧対照表を添付させていただいております。

以上が本議案の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時50分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第10号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億424万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,711万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、特定地区公園事業のうち運動公園整備事業1億7,697万7,000円。特定地区公園事業のうち総合体育館整備事業1,030万2,000円。

5 農林水産業費、1 農業費、情報収集等業務効率化支援事業24万円。

7 土木費、2 道路橋梁費、道路維持補修事業4,300万円、道路舗装改築事業6,800万円、道路新設改良事業7,701万2,000円。

8 消防費、1 消防費、住まいの再建継続利用支援事業（地域防災倉庫）600万円。

9 教育費、3 中学校費、西原中学校給食室・ランチルーム改築事業1億4,670万9,000円。

10 災害復旧費、1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業2,195万3,000円。2 公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう等災害復旧事業1,567万円。

7ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、14公共事業等債（道路舗装改築事業）、限度額3,240万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、1 臨時財政対策債、2 公共事業等債（橋梁補修事業）、5 緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、8 緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）。

補正前、限度額1億7,130万円、8,780万円、2,320万円、300万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正後、限度額 1 億 2,430 万円、1,700 万円、2,170 万円、800 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人 3,000 万 3,000 円の増額補正でございます。

12ページをお願いします。

款 11 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税 8,926 万 3,000 円の増額補正、普通交付税等の増額でございます。

14ページをお願いします。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金 5,907 万 6,000 円の減額補正、社会資本整備総合交付金事業の減額等でございます。

同じく、項 2 国庫補助金、目 6 総務費国庫補助金 1,170 万円の増額補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等でございます。

16ページをお願いします。

款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 5 総務費県補助金 3,410 万円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の減額でございます。

17ページをお願いします。

款 18 寄付金、項 1 寄付金、目 3 ふるさと納税寄付金 6,000 万円の減額補正でございます。ふるさと納税寄附金の減額でございます。

款 19 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金 2,044 万円の減額補正でございます。災害復興基金繰入金等の減額でございます。

19ページをお願いします。

款 22 村債、項 1 村債、目 1 臨時財政対策債 4,700 万円の減額補正。目 2 公共事業等債 3,840 万円の減額補正。橋梁補修事業の減額等でございます。

次に、20ページから歳出でございます。

22ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 8 企画費 3,746 万 8,000 円の減額補正、ふるさと納税寄附関係予算等の減額等でございます。

26ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1,414 万円の減額補正、結婚新生活支援事業補助金等の減額でございます。

28ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1,026 万 6,000 円の減額補正、国民健康保険基盤安定繰出金等の減額でございます。

29ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費 1,068 万 9,000 円の減額補正、予防接種広域化委託料等の減額でございます。

33ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費9,076万円の減額補正、橋梁補修工事等の減額でございます。

目4がけ崩れ対策費3,979万8,000円の減額補正、被災宅地復旧支援事業交付金の減額でございます。

あと、予備費に1億3,808万2,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは30ページになります。4衛生費、7の震災対策費で、説明の一番下の地域水道施設復旧事業交付金1,796万円についてお尋ねします。

その内訳と、震災からの組合水道復旧でまだ残っているところがあれば、そちらを教えてください。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員の質問にお答えいたします。

この水道施設復旧に関しましては、2つの組合に支出を行っております。

まず、小森水道組合が、事業費2,152万7,000円に対しまして、村営水道に合併ということで、交付率が5分の4、補助金交付額が1,722万1,000円となっております。

次に、多々良水道組合が、事業費147万8,000円に対しまして、こちらは合併ではありませんので、交付率が事業費に対しまして2分の1、補助金交付額が73万9,000円となっております。

それから、今後の復旧の残りの予定ということなんですけれども、今のところ全ての組合が復旧完了ということで伺っております。

しかしながら、小森水道に関しましては、一部、大切畑ダム工事の復旧工事の中で、今、ボーリング等行っておりますので、その接続関係で、もしかしたら今後もう少し出てくる可能性があるかというふうには伺っております。

なお、この地域水道施設復旧事業交付金につきましては、今のところ、いつまでこの基金がという縛りは、現在のところ、ないような状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）分かりました。ありがとうございます。

続いて質問をまたよろしいですか。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○5番議員（坂本隆文君）ページは27ページになります。その一番下で、保育

士等処遇改善臨時特例交付金、こちらは私立のほうになっておりますけれども、これは村の保育園であるところには交付金が出ておりませんが、こちらのほうはなぜでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時13分）

（午後 1時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今、補正予算で、こちらの保育士等処遇改善臨時特例交付金の私立で42万6,000円計上しておりますけれども、これに関しましては、住民福祉課所管ですと、私立の阿蘇こうのとり保育園の職員さん16名分の2月、3月分で、賃金改正をされるということで計上している分になります。

今ご質問の公立保育園はどうなっているのかということでございますけれども、一応こちらに関しましては、保育園のほうともお話をし、処遇改善で保育園は対応したいということで、あとは職員の賃金関係になりますので、総務課のほうともご相談して、これがちょうど年が明けてからの話でございましたので、近々には調整が難しいということで、うちのほうから県のほうには、ちょっと見合わせますということで回答をしている状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

この件につきましては、住民福祉課のほうと、あと県の給与担当の部署でございます市町村課のほうから、こういった制度があるというのは担当者のほうには来ていたところでございます、具体的にうちの公立保育園のほうとするのかということまでは、正式に私どものほうとの話は特にはなかったかと記憶しております。

組合のほうから要求という形で上がってきて、その内容のほうを精査してきたところでございますが、結論といたしまして、給与の面、制度上でお答えさせていただきますけれども、地方公務員の給与改定につきましては、毎年の人事院勧告に基づいて、国家公務員の給与制度に準拠して対応してきているところでございます。国家公務員につきましては何か改定になれば、地方公務員法の均衡の原則に基づいて、国の人事院勧告が民間の企業を調査した勧告内容で出されますので、それに準拠して給与改定するというシステム、流れになってきております。

今回の処遇改善につきましては、国の所管庁であります総務省からも通知が出されてきておりまして、その中で、検討に当たってということで、地域

の民間給与水準を踏まえて検討するようという旨が示されてきているところでございます。

本村の公立保育園と民間の保育園を比較いたしますと、やはり公立保育園のほうが給与水準が上回っている状況でございます。

また、県内の他団体の実施状況を県の所管課であります市町村課のほうで調査をされた結果がございまして、県内の公立保育園があります自治体において、熊本市を除く県内44自治体ございますが、公立保育園がございまして24自治体において、今回、この制度を未実施だったのが21自治体、実施されたのが3自治体という結果をいただいております。実施する自治体におきましては、常勤職員を実施が1、会計年度任用職員の実施が常勤職員と合わせて1とカウントしているところもございまして、3という状況でございます。

未実施の自治体の理由といたしましては、国家公務員に準拠した人事院勧告の給与決定の実施や各自治体においても民間より給与水準が高いということなどが理由として挙げられているというところでございます。

以上の理由から、給与制度の部分では、ちょっと難しいというところに至ったところでございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

公務員的には難しいというふうなお話でありましたけれども、私が考えるには、今から空港4か町村にTSMCが入りまして、また、その4か町村では付随した工場をいろいろ建てていけるような計画を自治体がしております。西原村もそれに手を挙げるというふうにはなるとは思いますけれども、そういうふうになってきた場合に、西原村でも家が建つのではないかと、人口増があるのではないかと。そういうときに、保育士の確保であったり、待機児童のゼロ、その辺を考えますと、やはり保育士のほうもほかとは違う優遇した面も必要であるのではないかとこのように思っております。

全体的なその辺を考えますと、やはり若い世代の人たちに西原村に住んでいただきたい。そういうときには、やはり保育園を充実させたものにしないといけない。そういうふうな面から考えても質問しておりますけれども、そういう面はいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません。保育士の人事といいますか、採用、退職についての所管ということでお答えさせていただきます。

この間、保育士の採用につきましては、毎年度、常勤職員のほうは採用試験を実施してきているところでございまして、平成29年度から今年度で受験者が12名、合格者が一応7名というところでございます。退職については、3名いらっしゃいまして、婚姻による退職が2名と定年による退職が1名だったという状況でございます。

おっしゃられた待遇面をよくして募集して受験者を増やすとかいう話は当然だと思いますけれども、それは住民福祉課なり保育園、私どもも交えて、その辺はちょっと協議検討していくところが必要かなとは理解いたします。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今の件に関しまして、日置村長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）私も保育園の管理者でございます。こういったことをやるのは反対ではございませんけれども、県下45市町村の中で実施したのが3市町村ということで、保育園のほうから私のほうに照会電話をしてもらえんだろうかと来られたときに、多く自治体がしているならそぎやんでんしたいということで、阿蘇市の分だけ持ってこられました。阿蘇郡市では阿蘇市だけがすると、町村ではしないということでございます。

なぜしないかということと、そういった状況もあって、そして保育園だろうが役場の職員だろうが同じ給料です。待遇も一緒です。だから、これがまたこっちとこっちが損なっちゃいかんなどということ、見送ったということでございます。

最初は、皆するごたるという言い方して保育士が持ってこられましたので、皆するならせやんたいという答えは出しておりました。ところが、調べてみると、そういうことで、3自治体しか実施しないということでありましたので、これはしなくて正解だったなというふうに思っております。

そして、これがずっとあるわけじゃありませんので、一度上げたならば、なかなか下げることは難しゅうございますので、これは社協でも同じことがありました。社協は公務員ではございませんので、社協は上げましたけれども、社協も上げて、2%上げようかということになりました。ただ、2%上げたのは次、来年度、本当に昇給が4%、こっちが2%で、6%になります。来年も6%か、それはおかしкаろうと。来年は2%下げとけと、また1番から。そうせんためには、6掛け6掛けでいくと給料が高くなりますので、そこら辺も社協のほうには言いました。そうでないと、それぞれ社協だろうが、保育園だろうが、給料が高いのは一番よろしゅうございますけれども、やはり自分たちの給料でありますので、そうはいかないということだと思います。

やっぱり保育園の保育士も役場職員も同じ給料表で給料を払っておりますので、それは頑張っていたきたい。

そして、また、TSMCが来るから保育園をという話がありましたけれども、金で優遇するのか、内容で優遇するのか、職員の頑張りでするのか、いろいろあります。だから金ばかりじゃないだろうと。なら保育園の質を上げるとか、そういったことも今回考えられますので、坂本議員がおっしゃったとおり、質を上げたいというふうに思っております。そうでないと、金だけ

上げても質が上がらんなら、何にもならんいうことでありますので、そういったことも含めて今後検討するならばなというふうに思います。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

難しいようですので、今から西原村も人口増を目指していかなくてはならない。その中で、やはり今、じゃあ、村長が言われました質をぜひどこにも負けないような保育園にしていきたい。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまの関連についてお尋ねいたします。

今の村長の答弁の中に、給与に反映というような言葉が出てまいりましたがけれども、聞きますと、給料だけじゃなくて手当の反映にこれは該当しないかというふうに、ちょっと考えているところでもあるわけですがけれども、その辺のところは、村長、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

手当ということで、どうなっているかということでございますが、国家公務員、地方公務員につきましても、現在、住宅手当や通勤手当というような幾つかの手当がございますが、勤務に関しましては特殊勤務手当という手当が一つございまして、これにつきましては、国の給与法で定めた特殊勤務手当と、地方公務員については、同じように、国にない特殊勤務手当については是正をしてくださいというような、今、位置づけになっております。

この特殊勤務手当の意味合いといたしましては、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務でというのが一つ条件づけられているところでございまして、それに今、特殊勤務手当として、もし位置づけたものを新しくつくるのであれば、それがどういったことで説明ができるかというところが、国なり県への求められるところでございます。現在、毎年、給与実態調査等が国のほうで行われていまして、この特殊勤務手当についても、各自治体でそぐわない、国にないものというのは、今、是正の対象になってきているところでございまして、本村においても一部の手当が是正の一つ対象として毎年指摘をされているところでございます。

ということでございますので、新たな手当をつくるのであれば、その辺の理論づけといいますか、説明ができる内容がやはりどうしても必要になってくるかなというところでございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

職員は、それぞれの課の配属によって、それぞれの勤務体制も変わります

し、度合いによって手当関係も変わってくるということは、もう重々承知であります。

今回せつかくこのような補助金というか、10分の10が交付されるわけでありまして、先ほどボーナス関係なんか0.15カットされたということで、職員の改善のためには、是が非でもこういったやつを活用させていただくならというふうに思っております。

一応この質問についてはこれで終わりますけれども、続きまして、29ページをちょっと見ていただきたいと思います。

中ほどに、予防費の中に委託料ということで、これは関連でございますけれども、村内医療機関ワクチン委託料ということで、減額の319万円ほどございます。

村内医療機関といいますと、うちの場合は野村先生と永広先生がいらっしゃるわけですが、子どもたちの一般質問もありますし、私もせんだって一般質問しております。

先ほどの話の中で、TSMCあたりが来ますと、やはり村内の医療機関も充実が必要ではないかと。やっぱり村内にいろんな方々が、転居される方々が医療機関についてもお尋ねになろうかと思っておりますけれども、村長は答弁の中で、2医院ほどこちらのほうに来とるような話をされとったわけですが、その後どのようになったかをちょっとお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）高本議員が言われますように、人口が増えて医療機関が足らんぐらいになるということになれば、もう西原村は万々歳というところでもあります。

病院が、永広さんのところも最初交渉されてはおられましたけれども、やっぱり値段的に合わないということで、ある場所を選定して、そこに建てるならばというところまで来ました。もう契約書に判こを押すばかりになって、その土地の持ち主の方が亡くなられて、その相続関係が今ありますので、すぐに相続ができるか、ちょっと心配しておるところでもございます。

そして、また、永広さんのところが解体するというお話を伺っております。そして、その後の値段もそう高くないということもありますので、ひよっとすると、そちらでできないならばそっちに行ってもらえるかもしれないということで、今、投げかけておりますので、近々結論が出るんじゃないかなというふうに思います。

あと一人は、女医さんでございます。腎臓関係が得意ということで、在宅医療もするという方がおいでになるということで、用地も大体決まっております。だから、これはまず間違いなからうというふうに思います。

それから、のむらクリニック、あそこにも先生があと一人増えるというこ

とを伺っております。もう野村先生も、私から見れば高齢ではなかろうと思
いますけれども、自分では高齢だから、跡継ぎも必要だから、まずもって2
人体制でやっていくという話を聞いております。これは4月から来られると
いうことをごさいます、あとの2つの病院は、今から建築にかかりますの
で、来年には開業できるんじゃないかなと。もうほぼめどはついており
ますけれども、まだいつから来ますとなかなか言われませんので、めどがつ
いて3つの病院ができるということをごさいますので、まず安心してくださ
い。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたく思っております。

村内の医療機関が充実してまいりますと村内に住まれる方々が安心して生
活できるというのが、やっぱり一つの段階ではなかろうかと思っております。

今後とも医療機関の充実については、村当局、頑張ってくださいと思
います。本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑はありませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

ページは17ページ、財産収入ということで、財産を売り払って収入を上げ
られるという項目のところを3点ほど。

まず、1点目、物品売払収入、これは公用車の売却が、税務課と保健衛生
課、2台でしょう、上がっています。売払いの方法等がルール化されてい
るのかも確認したいので、その辺を含めて。これは各課になるんですか、総務
課かな、答弁は。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時32分）

（午後 1時33分）

○議長（山下一義君）休憩に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの宮田議員の質問にお答えいたします。

各課管理の分については、その課で事務を行うわけですがけれども、基本的
にはまだ乗れる車ですので、公売という形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

ある意味ルールのものを確認したかったので、あえて質問を入れました。
次に、同じ今度は不動産の収入です。普通財産土地売払収入が83万円計上

されております。物件的に件数が何件で、どこ、売却理由等と、売却相手先までは固有名詞では使えませんので、村内村外の答弁で構いません。それと、売却の目的、相手の使用目的等がございましたらお願いいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えいたします。

普通財産土地売却収入83万円につきましては、件数は1件でございます。

相手の方は、村内の方でございます。

理由といたしましては、もうこの理由をちゃんと説明しないとなかなか難しいかと思いましたので、申し上げますが、これはもう熊本地震以前に、益城西原消防署の西原出張所用地の拡張で、そのときの地権者の方との交渉の中で、役場敷地のほうの一部売却という形で話が整っておりまして、それが地震が間に入った関係で、ちょっと間が中断しておりましたので、先方さんのほうからちょっと早めにとということだったものですから、今回こういった売却という形で収入として上がってきたものでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）案件的には分かりました。一応そこの自分の土地を譲る代わりに、ある意味、条件を出されておったと。代替地が欲しいと。減る分、隣接したこっちをくださいというお話のように聞こえましたが、違いますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）補足いたします。

隣接地ということではなくて、そこのお住まいの方の土地が役場敷地に隣接していたということでございましたので、役場敷地のほうの一部をという形に売却したというところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）理由は分かりました。

価格設定については説明がちょっと省かれていますので、価格設定についてをお願いいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）金額につきましては、その当時、ご相談、交渉の中で合意されました金額で、金額のほうは決定しているところでございます。

金額まで言ったほうがよろしいですか。（「いや、暫時休憩をお願いします」の声）

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時37分）

（午後 1時37分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

じゃ、今の答弁はいいですか。（「答弁を少しだけ入れとってくれれば」の声）

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）補足して説明させていただきます。

今回の土地につきましては、役場敷地の一部を売却した形になっておりまして、この単価につきましては、当時、この売買交渉の中で、先方さんとの条件が整った形になっておりまして、その金額での売却という形になっております。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）次に移ります。

一応、公有財産ですので、こっちが欲しい場合は買いに行く側ですけども、向こうがどうしてもその土地を売れないような事情があったりして、逆にこっちの土地をとという形で、代替的なやり方をされるのが結構多数ありますので、その件は了解いたしました。

その上です。法定外公共物売払収入について、件数と売却理由と値段の設定の仕方等がありましたら答弁願います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

法定外公共物売払収入ということで、38万3,000円増額補正をしておりますので、件数につきましては4件でございます。

1件目の方が、使用目的としては、ご自分の駐車場、あと3件でございますので、2件目の方がご自分のお持ちの山林の入り口を確保したいということと、3件目の方が、やはり駐車場という形での使用目的という形で上がってきております。

金額につきましては、規定に基づいて計算をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）この法定外に関しましては、手段的には最悪が売払いという形になるかというのは、大体付け替えであったり、その施設の利用が、もう利用目的としては意味がなくなるという場合は、最悪売り払うという形になるわけですけども、何か見ると、ただの駐車場、駐車場、山林の入り口ということで、基本的には売払いのところまではいかないで、自分の中の付け替えであったり、そういうやつでいけそうな気もしないではありませんけれども、特段ほかに理由はなかったんですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この法定外公共物に関しましては、まず、うちのほうに払下げの申請が上がってきます。そのときに、条件としまして、利害関係のある土地に、隣近所の了解が得られること、また、その隣近所の土

地に水路なり道路なりが接続している公共用の道路とか水路がなくならないことを条件に払下げをしております、最近のやつで例が多いのが、もともと家があっっていて昔からの里道が入っていたとか、もう皆さんが使っていないような状況で宅地の整備をされた後、新築されて駐車場とかを建てられるときに、里道とか水路が残っていたんで、この際、払下げをお願いしたいという物件が多ございます。

基本的には、一人でも反対者がいると、この手続ができないことになっております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）そこの理由は大体みんな知っとるはずの話でちょっとやっとなんですけども、当然、私も承知しておるところです。

主にこれは里道だと解釈しましたけれども、里道がもとの字図の中ではあると。今は利用もされていないと、本来は。という形のやつという認識があれば結構ですけども、隣近所とかいう話がありましたけれども、隣近所はどこまで隣近所なのかが明白じゃないというやつと、要はそれを利用する権利がある人は受益者であり、例えば多く語れば、ずっと下流域人、村内在住全員かもしれない、もともと住んどったその地域の方。という大きな枠ぐくりになるから、ルールを明確にして、こういう字図上は残ったけども誰も利用していないというのは大いに結構かと思えますけれども、その辺慎重にやっていただきたいということもありますので。

これを我が土地と言い出さすと困るよね。もともとあった、先に里道があったりして、本来ならば、開発とかがないと、なかなかそういうふうにはならないんですけれども、法で認められとる以上、受払い対応には、監督官庁でありますので、慎重にやっていただきたいという念を込めて質問していますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ページは33ページになります。

7土木費の4がけ崩れ対策費になりますけれども、復興基金でマイナス3,900万円となっておりますけれども、この基金の申請件数はあとどのくらい残っているのでしょうか。また、基金はいつまであるのでしょうか。よろしく願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

この基金につきましては、熊本地震で被災した宅地の擁壁や家が傾いた基礎をジャッキアップ等で復旧するために設けられた基金でございます。この基金に関しましては、令和元年度末に受付、エントリーが既に終わっておるわけでありまして、令和2年度の残数として申請が残り14件というこ

とで、令和3年度の予算をお願いしておりました。令和3年度の予算で約4,250万円をお願いしていたところなんですけれども、令和3年度の実績として1件、270万2,000円を支出しております。

残りは13件になるんですけれども、復旧工事を実際するのか迷っていらっしゃる方もあります。また、取り下げようかとかという方もおられますので、引き続き個別で連絡を取って相談しながら取り組んでいっているところがございます。一応令和4年度も、取り下げられるのか、どうにか続けられるのかを相談しながらやっていきたいというふうに思っています。

この基金に関しましては、令和8年の12月末までに全ての事業を終わらせてくださいという県からのお願いがっておりますので、それまでにできそうなやつは住民さんと相談しながらやっていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）残りの13件というのは、それは自分たちのお金も出さなくてはならないとか、そういった理由とか、何かいろんな理由があると思うんですけれども、どういった理由でそういうふうに残っていますでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）主な理由が、一回自分で大きなお金を立て替えないといけないというのが、一番大きな要因となっております。

基本的に、擁壁になりますと500万円とか1,000万円とかすぐかかります。この事業が、振り込んだ証明書、以前は領収書でよかったんですけれども、最近は何か県からの指導で振込証明書がないと補助金を出せないというルールになっていますので、一回立て替えるのが、家を新築したりとかやって、もうお金を満杯に借りていて、実際、擁壁の部分まで一旦支出できないというのが、やっぱり大きな要因となっております。

もう一点が、ジャッキアップ等で申請をされていたんですけれども、慣れられたのか、もうこのまま生活してもいいんじゃないかという方もやっぱり。どちらも割合からしますと半々ぐらいのような感じがします。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）基金の場合には、自分で自腹で一応立て替えないというふうに聞きますと、せっかくここまで来ているので、村がそういうのを何かできるような策というのはないのでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）職員もいろんな方向で相談に乗って、どうにか方法がないかとかいうのは常々相談はしております。かといって、今まで頑張っていて、これまでやってこられた住民さんもおられますので、今から無償で一旦貸し付けるとか、そういうのもなかなかやっぱりここまで来たら難しい

んじゃないかというふうに。住民さんの意見をなるべく聞いて、実現できるような方向で相談していくのが、やっぱり精いっぱいのことなんじゃないかというふうに個人的には思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）内容的には分かりました。

復興関係の基金については、建設課だけではなくて、集会所であったり詰所、共同墓地等の基金とか、ほかの課にもあると思いますけれども、令和4年度の当初でも予算が上がっております。もう一度、広報紙等を通して基金の内容や終了時期をまとめて周知されてはどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この件に関しては、うちの課でも復興課ということで問合せがまだまだ、多くはないんですけども、あっているのが現状です。多課にわたるとは思うんですけども、一回、復興課のほうで、基金の締切りとか、いつまでとかいうのを一覧表にして、広報紙等に出せる段取りをやっていこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）25ページをお願いします。

社会福祉総務費、18番、福祉タクシー料金助成事業、200万円ほど減額されておりますけれども、近年、免許返納される方が出てきていると思いますけれども、今まで自分で運転を手やっておられて、足がなくなるということでございますが、免許返納された方に対しての手続きがあると思いますけれども、その方に対しての何か援助的なものがあるのか、村としての助成があるのか。

それと、毎年、福祉タクシー券は200万円近く余りますね、150万円とか。ちょっと見直しのほうもこれはしたらいいんじゃないかなと思いますが。予算はいつも同じ金額で組んでありますけれども、どんどん免許返納が多くなるとは思いますけれども、やはり皆さんにお年寄りに優しい村というようなイメージでも、何か行政のほうで考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今回、補正のほうで200万円ほど減額補正を上げさせていただきました。

本年度、令和3年度の2月末現在ですけれども、今、このタクシー券を発行している発行者数が369名発行しております。枚数的には7,038枚使用をされているところでございます。近年、若干、少しずつ発行者数というのが減少しておりますけれども、これにつきましては、施設入所をされたりとか自

然減という形で減少しているところもございます。この利用件数が少ないということもございますけれども、これは近年のコロナ関係の影響もありまして外出を自粛されている部分もある。それが一番大きな要因ではなかろうかと思っております。

今、議員さんのご指摘で、毎年200万円近く減額しているのですが、見直したほうがいいんじゃないかというご指摘でございますけれども、今、発行しています369名の方で1人1年間で60枚交付しています。これを単純換算しますと九百数十万円、1,000万円近くという形で、そのうち630万円という形で予算を組んでいたところなんですけれども、全部は使われないと予測して、ちょっと予算のほうも少なめにしているところでもあります。ということで、予算のほうとして、どうしてもうちのほうとしても使ってほしいということで予算を計上している部分もございます。

今、免許返納された方への支援はということでございましたけれども、うちのほうでもタクシー料金助成の要綱を定めていまして、免許返納とかをされた場合には、年度途中ということもありますから、その途中から発行を、例えば月ごとに一応発行枚数というのを規定しておりますので、そのあたりで対象要件に合致する方は、そういった対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）福祉タクシー券をまだ使い切れない人もいるというようなお話でございますけれども、せっかく村として予算を組んだお金が毎年余るといようなことなので、これは、お年寄りのもう少し上げてほしいという意見も多々耳にします。前回一回上げたと思うんですけども、やはりせっかく予算を組んでおりますので、もっと使いやすく見直していく必要があるんじゃないかなと思っております。

年とともに我々も運転は厳しくなりますけれども、やはり山間地の人にとりましては、まだまだ厳しくなると思っております。今、タクシーさんのほうでもだんだん車のほうも減少しておりますけれども、やはりそういう地域の業者のほうも応援していくような形で考えていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今、議員さんのほうのご指摘ということで、先般の総務委員会のほうでもご指摘をいただきました。やっぱり皆さんが使いやすいように、もっと利用しやすいようにできないかという形でのご指摘でありました。以前、一般質問でも、同じような福祉タクシーのという形でのご質問をいただいている経緯もございます。

現在、うちの課内のほうでも、ちょっと対象者、今、要綱で定めています

けれども、この要綱の対象とならない、ただ、内容的にはそれに相当する方もいらっしゃいました。という形でとか、やっぱり山間部に近い人という形でご指摘がありましたけれども、そういった形の方もちょっと今後、見直しの検討をする必要がある。課題であるというふうには認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）前向きな検討でございますから、せっかく今まで村を支えていただいた先輩たちでございますので、どうにかちょっとでもお手伝いできるならばと思いますけれども、行政のほうは頑張ってください。

これで質疑を終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時00分 散 会

第 3 号 (3 月 1 7 日)

令和4年第1回西原村議会定例会会議録

令和4年3月17日、令和4年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年3月17日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第11号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 2 | 議案第12号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 3 | 議案第13号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 4 | 議案第14号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 5 | 議案第15号 | 令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 議案第16号 | 令和4年度西原村一般会計予算について |

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 林 田 愛 弓 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 小栗優君 |
| 産業課長 | 南利孝文君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 廣瀬龍一君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 槇原加奈子君 |

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第11号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,149万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2,678万8,000円、目2退職被保険者国民健康保険税1万3,000円の増額補正でございます。調定額より収入見込額を算出しての補正であります。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金2,401万8,000円の減額補正でございます。普通交付金705万円の増額補正でございます。保険給付費に対する補助金であるため、医療給付費の増額に伴う県補助金の補正であります。特別調整交付金3,106万8,000円の減額補正でございます。補助金決定に伴う補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,025万1,000円の減額補正でございます。繰入金の決定に伴う補正であります。

款8諸収入、項2雑入、目3雑入382万2,000円の増額補正でございます。令和2年度国民健康保険診療報酬等の精算に伴う補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費1,379万4,000円の減額補正、目 2 国民健康保険団体連合会負担金1,132万1,000円の減額補正でございます。本年、国民健康保険事務処理標準化システムについて、熊本県国保連合会が運営する県クラウド方式による導入に向け予算化しておりましたが、令和 2 年12月に閣議決定されたガバメントクラウド実行計画に基づき、他業務と連携した事務処理標準システムへ移行したほうが有利と判断し、導入を見送ったことに伴う補正であります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費600万円の増額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 被保険者高額療養費100万円の増額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

あとは、予備費に1,583万4,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、令和 3 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第 2、議案第12号、令和 3 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、令和 3 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 3 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億824万9,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

説明いたします。款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

款1総務費、項1総務管理費、介護基盤緊急整備特別対策事業3,360万円、施設開設準備経費助成特別事業755万1,000円。

歳入の主なものについてご説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1,185万3,000円の増額補正でございます。調定額より収入見込額を算出しての補正であります。

8ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金1,620万円の減額補正。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金379万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金677万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出見込額に村の負担割合を乗じて補正させていただいております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

10ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費4,098万1,000円の減額補正。

項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費105万円の増額補正。

11ページをお願いします。

項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費107万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、年度内支払見込額を算出しての補正でございます。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費60万円の増額補正でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で訪問型サービス事業費が増加したための補正であります。

あとは、予備費を2,736万円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

歳出のページからいきます。

10ページ、保険給付費、介護サービス等諸費ということで、介護サービス等諸費の大幅な減額ですね。要因等が分かっているならば、ご紹介願えればと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの宮田議員の質問にお答えいたします。

要因の一つとしては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、やはりサービス利用が減ったというのも一因にはあるかと思ひます。

また、介護認定者数を見てもみますと、年度当初から比較して約20名弱、十数名ですね、認定者数が減っております。そのあたりもまた要因の一つかと思ひます。

それと、今年度から第8期計画の中に入っております。その中で、やはり給付費を、これは予算上のお話ですけれども、若干大きめに見ていたというのものもあるかと思ひます。

今言いました3点が主な要因ではないかというふうには思ひます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）予想のお答えと予想外のお答えもありました。20名減というのは、亡くなられたりされた方かなというところと思ひますけれども、逆に、説明の中ではありませんでしたけれども、よそは通所関係が落ちていったんだろうということが予測しております。その代わりに、認定の階級自体で訪問等を許される方とか高額に逆に移行された方があったのかなと思ひますけれども、その確認はできますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいま宮田議員が言われたように、通所サービスに関しては、これはまだ年度の途中ですので、単純比較はできませんけれども、仮に令和2年の3月から12月、おとしからいきますと、通所サービスの利用者の計が約1,445に対して、同じ令和3年3月から12月で比較すると1,366ということで、80件ほど利用回数が減っております。そのあたりでの給付費の減少というのも当然あるかと思ひます。これが、やはりコロナ関係の影響かなというふうには推察しております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）分かりました。

来年度以降も予想されるコロナとの社会では、当然、極端な高齢の方であ

るということで、死亡につながるということで、賢明な対応かなと個人的には思っています。

2点目にいきます。

歳入、7ページ、国庫支出金、国庫補助金の中で、4番目と5番目、それぞれ補正でぽんと出てきております。名称的には、努力支援交付金であったり、機能強化推進交付金であったりしています。結果が出たから来たのか、やりなさいということで来たのかの説明も含めて、内容を説明していただければと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時18分）

（午前10時19分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）この2つの補助金に関しましては、令和元年に創設された補助金でございます。通年、当初では事業費等が未定ということで、年度途中で交付申請して交付決定が来るという形になっておりますので、その関係上、当初予算では1,000円で上げて、補正で最終的に金額を確定するというやり方を取らせていただいております。以上です。（「内容を」の声）すみません。

○9番議員（宮田勝則君）補正の仕方じゃないからね。

○保健衛生課長（松下公夫君）内容については、まず、保健機能強化交付金については、ちょっと読ませていただきます。

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組を支援するために、先ほど述べましたように、元年度より創設された交付金ということでございます。交付金については、地域支援事業費に充当しております。

また、同じく、介護保険保険者努力支援交付金についても、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価するものとして、同じく令和元年度に創設された交付金でございます。これもまた全額、地域支援事業へ充当しております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）両方とも地域支援事業の取組ということで、実績を上げて交付申請したら来ちゃったというふうな説明でありましたけれども、今後とも新たなメニューとか継続取組ということで、この交付金がまた出てくるのか、少し説明していただければ。何か読み上げたみたいで、ちょっと納得いきませんので。

要は、令和元年からスタートして令和3年度、令和元年度、令和2年度は、

同じことをやっても申請しなかったのか、そういうことじゃないと思いますので、今年の精算分という、継続して何年間かあれば、その辺も触れていただければと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）今おっしゃられたように、令和元年度から創設されて、じゃ、令和3年度で初めてやったのかということではありません。当然、令和元年度、令和2年度にも同じように歳入をさせていただいております。

ただ、この事業が、私もちょっと把握しておりません。後ろがどこまでかとか、そういうのはちょっと分かりませんが、基本的には来年度以降も継続してある交付金というふうに認識しております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）こういう特典をつけるというのは、何か介護保険が平成16年当初からありまして、努力目標をつくられて国の施策としてあっていた傾向が、こうやって差をつけていきますよという話から来たような感じがしています、内容はちょっと分かりませんが。

課長、やはりこういう努力をしておる、重症化させないとか、軽度で頑張っていたとといった傾向の下で、地域支援事業に関して出ているということで、これをもっと幅広くといいますか、参加していない集落も少しあるようですので、全体的に普及するように努力していただければ、もともと老人福祉に関しては先進地という位置づけであった村であります。ほかの福祉に関しては先進とは決して言いませんけれども、老人福祉に関しては先進地という位置づけを県内では持っておりますので、そういった形を含めて今後もやっていただければと思いますので、課長、よろしくお願い申し上げます。新しい取組が来年から何かありましたら。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいま宮田議員が言われたように、この交付金等については、村でいかに事業に取り組んだかという部分で入ってくるものでもございます。そういう意味で、今後も村として幅広く取組を行って、介護予防に努めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）につ

いて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第13号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第13号につきましてご説明いたします。

議案第13号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,130万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料127万4,000円の増額補正、目2 普通徴収保険料5万2,000円の減額補正であります。調定額により収入見込額を算出しての補正でございます。

款5 諸収入、項3 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万円の増額補正であります。健診事業費の増によります補正であります。次に、歳出の主なものについて説明いたします。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金179万8,000円の増額補正であります。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費、目1 健康診査費4万円の増額補正であります。健診事業費の増によります補正であります。

あとは、予備費を57万6,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第14号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第14号につきまして説明いたします。

議案第14号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,386万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,327万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1その他営業収益、節2工事申込金387万2,000円の増加補正。2月末の実績に基づき増額するものでございます。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税還付金、節1消費税還付金1,005万4,000円の増額補正。これにつきましては、確定申告の更正により増額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節12委託料100万円の減額補正。こちらに関しましては、漏水不明箇所による漏水調査対応がなかったため減額するものでございます。

款1水道事業費、項2営業外費用、目3積立金、節24積立金1,000万円の

増額補正。こちらに関しましては、基金利子確定及び財源基金積立により増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは6ページになります。

先ほどの説明で消費税の還付金がございましたけれども、桁が1,000万円を超えております。この還付金が結構な金額になっておりますけれども、これが単年度でこうなっているのか、また、その内容的なものを教えていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のお問合せにお答えいたします。

この消費税還付金1,005万4,000円に関しましては、熊本地震以降、水道施設復旧に係る費用を借り入れております。その借入金に対して、特定収入に該当するかしないかということで、当時、阿蘇税務署に相談してございまして、税務署の最終的な見解として、この借入金特定収入に該当するということになり、平成29年度から毎年申告を確定してございまして、その金額を納付してございました。

しかしながら、今年度になり、阿蘇税務署のほうから、当時の借入金特定収入に該当しないということで、修正申告の指導がございしております。それで平成29年度から令和2年度までの合計1,005万5,668円が還付になったことにより、今回の補正をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

年数をまたいでの還付金ということですが、当時としては、一番初めは阿蘇税務署から、これは納めなさいよということで、途中で向こうが、間違えたというか、確定したのが最近であると。そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）ちなみに、平成29年度の確定申告分で約880万円程度返ってきて、平成31年度は1,000円です。令和2年度、借入金を同じような形で申告していたら、税務署のほうで何か話をされたみたいで、該当しないという最終的な決断になったんで、それに従って、うちのほうは対応しているような状況でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第15号、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第15号につきまして説明いたします。

議案第15号、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)。

1ページをお願いいたします。

令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予算額を次のとおり補正する。

令和4年3月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

2ページをお願いします。

収入予算でございます。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益、節1 料金収入149万4,000円の増額補正。項2 営業外収益、目4 雑収益、節1 雑収益294万9,000円の増額補正。これに関しましては、2月末の水道料金及び負担金の実績に基づき増額するものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

支出予算でございます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節2 動力費53万円の増額補正。これにつきましては、工業用水道施設の電気計装設備の電気料を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）工業用水道事業について、需要と供給といますか、ゆとりはあるのかというのを、新たにまた誘致したいという話も出てきますから、そこら辺をちょっとお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えいたします。

現在の工業用水の配水能力が1日当たり約1,200立米ございます。それで、現在のところ、約900立米が契約となっておりますので、余力が300立米ございます。ただ、これに関しましては、契約数量より企業さんによっては1日の量が超過するところもございまして、実際の余力としては200あるかないかぐらいではないかと思っております。

工業団地内の一番契約水量が多いところが1日当たり約650tということですので、もし企業さんを誘致したときに水を多く使うところが進出してきた場合は、ちょっと不足するんじゃないかというふうな心配をしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）今、工業用水で650tと言われましたけれども、これはトン当たり大体幾らぐらい取られているのかと、工業用水と自家用水道のトン当たりの差が幾らぐらいあるのかというのを知りたいと思います。お分かりになればお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）まず、工業用水道なんですけれども、立米当たり45円です。それで負担金がございます。これを合わせますと70円プラス消費税になります。それと1日当たりの契約水量を超えた場合は基本料金が45円から90円に跳ね上がります。

ご質問の上水と工業用水の違いなんですけれども、一応、上水は基本料金というものがございまして……。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時46分）

（午前10時47分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）すみません、水道料金なんですけれども、一応、第1段階、第2段階、第3段階というふうに分かれておりまして、基本料金

を超えた場合、9立米から30立米以下、1立米につき110円です。基本料金から31立米以上100立米以下になったときには、立米当たり120円。第3段階、101立米以上になった場合は、1立米につき135円ということになっておりますので、工業用水よりも割高になっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○3番議員（小城保弘君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

先ほど中西議員のほうからご質問がありましたように、水道についてちょっとお尋ねしたいと思います。

日量1,200tということで、実際は900tをちょっと超えているんじゃないかなということで、かつて西原村というのは、水は非常に地下水に頼っております、以前、昭和、山本村政の時代に、県酪連に入れる牛乳の工場を西原村に持ってこようとしたときに、やはり水の問題で断念した経緯があります。

そのような状況の中で、今後、TSMCですか、そういった関連の企業がこちらに来たときに、水が必要だというときに、やっぱり予備として水を確保する準備段階で必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、そのようなところはどういうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この件に関しましては、新年度予算のほうで、企業誘致のための調査費用ということで組ませていただいております。土地も含めて工業用水道とか高圧線だったりとかの準備が必要かと思っております。その辺に関しても全庁的に検討しなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

また、工業用水道に関しましては、大切畑ダムで、ダム事業のほうで分水工のところに仮用水としてボーリングされていますので、もしかしたらそれを頂ければ活用できないかというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○2番議員（高本孝嗣君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、令和3年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時50分）

（午前11時02分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第16号、令和4年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第16号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第16号、令和4年度西原村一般会計予算。

令和4年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億4,760万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

第6次総合計画策定支援業務委託料、令和4年度から令和5年度まで、1,118万2,000円。

企画商工課複合機リース料、令和4年度から令和6年度まで、101万1,000円。

定住促進事業補助金（令和4年度分）、令和4年度から令和6年度まで、200万円。

糸舞季管理業務委託料、令和4年度から令和8年度まで、325万円。

揺ヶ池公園セキュリティシステムリース料、令和4年度から令和9年度まで、44万4,000円。

農業振興地域整備計画策定業務委託料、令和4年度から令和5年度まで、1,039万1,000円。

復興建設課積算システムリース料、令和4年度から令和8年度まで、404万円。

復興建設課コピー機リース料、令和4年度から令和8年度まで、106万5,000円。

小中学校校外学習用SIM使用料、令和4年度から令和6年度まで、318万3,000円。

西原中学校自動体外式除細動器（AED）レンタル料（令和4年度導入分）、令和4年度から令和9年度まで、45万1,000円。

にしはら保育園警備委託料、令和4年度から令和8年度まで、158万5,000円。

にしはら保育園自動体外式除細動器（AED）レンタル料（令和4年度導入分）、令和4年度から令和9年度まで、43万1,000円。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（道路新設改良事業）、3、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、4、緊急防災・減災事業債（構造改善センター特定天井他改修事業）、5、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜地崩壊対策事業）、6、緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、7、学校教育施設等整備事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）、8、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（特定地区公園事業のうち運動公園整備事業）、9、辺地対策事業債（風の里キャンプ場改修事業）、10、辺地対策事業債（萌の里Wi-Fi設備改修事業）、11、辺地対策事業債（道路橋梁維持事業）、12、辺地対策事業債

(道路橋梁改良事業)。

限度額、5,500万円、970万円、2,780万円、4,740万円、1,300万円、320万円、1,150万円、3億1,000万円、40万円、230万円、1億1,820万円、9,700万円、12件で6億9,550万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億4,704万4,000円、目2法人6,223万9,000円、村民税合計で3億928万3,000円、前年度比較2,869万1,000円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税5億2,207万5,000円、前年度比較4,411万4,000円の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税21億3,000万円、前年度比較1億4,400万円の増でございます。普通交付税20億2,000万円及び特別交付税1億1,000万円でございます。

16ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億4,540万2,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金5億3,380万4,000円、前年度比較2億4,495万3,000円の増でございます。土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金等でございます。

18ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億4,250万2,000円。保険基盤安定県負担金、障害者福祉費県負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金2,485万円、前年度比較217万3,000円の増でございます。

21ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金4,941万6,000円。熊本地震復興基金交付金等でございます。

23ページをお願いいたします。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金3億円でございます。

24ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億9,592万7,000円、前年度比

較5,851万5,000円の減額となっております。災害復興基金繰入金9,090万円等でございます。

26ページをお願いいたします。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債5,500万円でございます。目2公共事業等債970万円でございます。目3一般単独事業債9,140万円でございます。

27ページをお願いします。

同じく目4教育・福祉施設等整備事業債1,150万円でございます。目5防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3億1,000万円でございます。目8辺地対策事業債2億1,790万円でございます。

次に、歳出でございます。

28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6,744万4,000円でございます。

29ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億3,051万3,000円で、前年度比較5,484万3,000円の減でございます。

36ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8企画費2億1,404万3,000円でございます。

38ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9電子計算費1億905万7,000円でございます。

41ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14防災公園等整備事業費6億2,518万3,000円でございます。

51ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費2億2,195万3,000円、前年度比較506万4,000円の増となっております。

54ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目7介護保険推進費1億1,904万8,000円、前年度比較205万3,000円の増でございます。同じく目8後期高齢者医療費1億1,932万5,000円、前年度比較847万6,000円の増でございます。

55ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1億5,670万9,000円でございます。同じく目2児童措置費2億8,570万7,000円、前年度比較320万円の増でございます。

62ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億1,945万3,000円で

ございます。国民健康保険関係繰出金等を計上しております。

65ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費1億3,337万5,000円、前年度比較1,665万9,000円の減でございます。

82ページをお願いいたします。

款7土木費、項5辺地対策費、目1道路維持費2億5,565万3,000円でございます。橋梁補修工事請負費等でございます。

109ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金11億4,707万4,000円、前年度比較9,127万9,000円の増となっております。

あと、予備費に522万1,000円を計上しております。以上でございます。

110ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。

119ページからは、債務負担行為に係る調書となっております。

128ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を受け、その後、歳出とし、最後に再度、歳入歳出の質疑といたします。

歳入について、質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは15ページになります。

目の5土木使用料になりますけれども、こちらは団地の使用料になっております。こちらで管理は西原村がされておまして、これが今日の朝なんですけれども、この庁舎に入るときに、女性の方から、今日は何事かと聞かれて、議会というふうに答えましたら、ちょっと言いたいことがあるというふうに言われまして、その内容は、以前、去年も言っていたんですけれども、山西団地のほうが、携帯電話がつながらないということで、相当お怒りを受けまして、去年は言っていますけれどもと言ったんですけれども、中に増幅装置をつけられたそうです。それでも携帯がつながらないということで、この団地には大変感謝されておりますけれども、電話がつながらないのは、独り暮らしが多くて、私も独り暮らしだということで、ちょっと見てみなっせとって携帯ば見せられたら、ずっとこうすると電話がつながらないのがずっとあるんですよ。こちらのほうをどうにかしてもらわないと、独り暮らしが多いんで、もし何かあった場合、緊急の場合、そのときに連絡が家の中からは取れないと。だから、この辺をみんな困っていらっしゃるんでどうに

かしてくれというふうに言われております。

こちらは総務課だと認識しておりますけれども、以前も対応はされたと思うんですけれども、やはり一軒一軒調べて、電話がつながる状態になるか、そこまでを調べていただきたいんです。

また、これに対して、電話会社といいますか、携帯会社のほうにも再度お願いをしていただきたいんですけれども、そういうのはどういうことをされましたでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

私になってから、その辺の事案については聞いておらなかったかなと認識しておりますが、以前の担当者といいますか、担当課の課長さんのほうにはあった事例であったんじゃないかと思っておりますが、一応、内容を確認させていただきまして、実際どこの家庭の方がつながらないとかというのは、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

防災行政無線のつながらないという方につきましては、その都度、補助アンテナをつけていまして、対応させていただいているところでございますが、携帯につきましては、私どもも初めて聞いたところでございますので、内容を確認させていただきまして、また対応すべきであれば、携帯会社等ともご相談といいますか、要望としてお伝えできればとは考えます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

こちらは年配の方が多く住まれておりまして、先ほど言いましたように独り暮らしの方もおられますし、軒数もそこまで何百軒あるわけでもないの、ぜひ一軒一軒もう一度調べていただいて、その状況とかをお願いしたいと思います。

また、固定電話の話もありましたけれども、今、固定電話が、やはり置かなかったり、固定電話には、はっきり言ってろくな電話がかかってこない。知っている人たちは携帯のほうにかかると、下手すればオレオレ詐欺とか、そういったものは携帯とかにはあまりかかってこないで、固定電話とかにもうされているので、携帯のほうの充実をぜひしていただきたいと思っております。一軒一軒調べて、その辺の聞き取り調査もお願いできればと思っております。

（「暫時休憩をお願いしていいですか」の声）

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時26分）

（午前11時29分）

○議長（山下一義君）それでは、会議を再開します。

質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

さっきの件でございますが、私も第2河原団地のほうから入らないということで現場を見に行きました。あそこは、外はロケーションがいいんで完全に入るんですけども、山西団地も一緒だろうと思います。ただ、造りが良過ぎて、二重窓というところは電波を遮断している原因かと思います。

それで、やはり今、前高本課長が、もう現議員ですけども、言われましたが、これが他人のただの地区で、個人で来られたところならば、それでただ言っておりますでいいかもしれませんが、ここで村が経営してお金を取っておる以上であれば、例えば地域支え合いセンターとか、そういうところが訪問するかと思いますが、そういうところから、先ほど坂本議員が言われたように一軒一軒、a uなのかドコモなのかでまた入りが違うと思いますので、そのあたりもちゃんとしておかんと、人の命、先ほど言われました、うちの隣がそうでした。独り暮らしで、やっと救急車を呼んでこられて、そのとき、もう自分でどうなるか分からなかったということをおっしゃっていました。やはり山西団地、第2河原団地、独り暮らしの方が多いです。

特に、今現在、孤独死の問題もありますが、これがつながらないということになると、孤独死に拍車をかけるという問題になりますので、そこらあたりは、ぜひ、入居者が何かあったときに、人の命を守るという観点からも、至急対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

○4番議員（堀田直孝君）お願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいま堀田議員のご質問にお答えいたします。

第2河原団地も含めまして、実際の受信状況の調査をさせていただきますので対応をしていきたいと思っております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）続いてよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○4番議員（堀田直孝君）ページ数、23ページになります。この中の財産収入の中の立木売却収入、ここは全部1,000円で組んでありますが、先般、原野の火入れで、私は河原地区ですけども、登ったときに、隣接地が全部、村有のクヌギになっております。そのときに、私から見て、結構もう太り過ぎちゃおらんのかと。以前は定期的に適正樹林になったときに売却というのをしておりましたが、私の記憶じゃ、ここ最近あっておりません。

これはもう財産価値を大きくなれば大きくなるほど下げますので、そのあたりはどうなっているか、今現在、価値として幾らぐらいのクヌギの価値を思われておるか。面積はどれだけあるか。ちょっと総務課、財産管理のほう

に聞きたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

クヌギの売却につきましては、私も以前、林務担当をしておったときに、地元のシイタケ組合さんあたりから、シイタケの生産者の方からクヌギが欲しいからという形で調査をして売却していたこともあったかなと記憶しております。

ここ近年の状況を私のほうで、総務課のほうで把握している範囲で調べましたが、平成27年に1回やっているような状況でございました。

財産の価値ということでございますが、その後、シイタケ生産の農家さんあたりからの、また同じように下さいというような特に申出もなかったから、この間は特にやっていないのかなという形で判断しておりますが、詳しい面積とか価値が幾らとかというところは、実際ちょっと私も判断がつかない、難しいかなと思っております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）平成27年ということであれば、数年、結構たっておりますけれども、やはりクヌギというのも、ある程度適正樹林のときに切つて、また萌芽更新ということで、15年ぐらいが最適な木の大きさかと思えます。ただ、村内にもシイタケ農家さんはいらっしゃいますが、そこからの要望がないということで、ほったらかしておったら、これは将来的にどうにもならんということになります。

私も担当しておった案ですけれども、以前、近隣のクヌギ農家さんから、どうかならんのかということで、県のシイタケ組合のほうにちょっと投げかけたら、ぜひ譲ってくださいということで問合せがあつて、そこは1回萌芽更新したという経緯がありますので、村内だけじゃなくて、やはり県のシイタケ組合とか、そういうところに購入希望はないだろうかというような問合せをして、適正売却というか、そういうふうには村有のクヌギ林ですか、そこもしていけばいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

私が以前やったときは、単価の設定があまりにも高過ぎたということで、シイタケ農家さんも、ちょっとそこはもう落札し切らんというようなことで不調になった経過もございます。

今ご提案もありました県のシイタケ組合あたり、そういった需要がお持ちであれば、今後検討していければと思っております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは20ページ、中山間地域等直接支払制度というものはどういったものか、お願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）中山間地域等直接支払制度の概要ということによろしいでしょうか。当該事業は、私が記憶しておる限りは平成12年から取り組んでおる事業かなというふうに考えてございます。

背景といたしましては、平野部に比較しますと中山間地域での農産物生産に係るところの労働費等の生産費が高くかかるんじゃないかということ、その生産費の差額の部分を埋める、ある意味所得保障というような性質で始まった制度であるというふうに理解をしておるところでございます。

取り組める地域といたしましては、農振地域しか対象にならないということで、また、水田と畑によって、その傾斜度は違うわけなんです、傾斜度によって最高反当たり2万1,000円という交付が行われるということでございます。

所得保障という性質でありながらも、その交付された額に対して2分の1以内しか個人には配分してはならないということになっております。残り2分の1については、地域の活動ないしは地域の整備、もちろん農地の例えば水路とかの整備、そういったものにも使えるよというような、集落の協定によって、その用途は定めるということになってございますので、各地域そういったところで取組をされております。

交付については、大体西原村は現在第5期対策に入っております、今25集落が取り組んでございます。全体面積で591ha、田畑のみではなく、放牧を行う原野で農振地域であれば対象になるということでございますので、現在390ha余り、400ha弱が原野でも取り組んでいらっしゃいます。

田畑でいいますと大体190haぐらいだったと思いますけれども、本村の水田が今おおむね200haちょっとほど使われているのがあると思いますので、農振地域の水田は、ほとんど今、取り組んでおられるというようなところで

す。主な地区ごとの用途としましては、共同利用機械の購入ですとか、それから共同活動の日当とか、あと水路改修ですとか、そういったものに主に使われておるかなというふうに把握をしております。

制度の概要としては、以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）同じく20ページの鳥獣被害防止総合対策に関してなんですけれども、ちょっと数字をいただいたんですけれども、令和2年度よりもイノシシの数、これは捕獲数ですね、これが随分と減っていると思いますが、住宅地のほうでの目撃は、去年は増えていたと思います。住宅地に来

ていて、農地のほうの被害は減っているんでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）被害が増えているか減っているかということですが、あまり変わらんのかなというふうに感じております。

といいますのが、最近では、当初予算あたりにも出てきておりますが、農家ハンターの方が非常に増えておまして、以前は十数名で猟友会を編成されておまして、20名前後ですかね。現在は43名ということで、非常に農家の方が免許を取得して捕獲に従事されているというケースが増えてございます。

以前は、特に夏場になりますと、イノシシ被害が出たということで現場確認してくださいということで、よく電話がかかっておったんですが、昨年もほとんど役場に電話がかかってくるようになってきております。これが減ったということの根拠にはならない。恐らく直接ハンターの方に捕獲を依頼されておるんじゃないかなというふうに理解をするところです。

捕獲頭数が減少しているということでお話がございました。令和2年イノシシ199頭に対して令和3年161頭、鹿に関しましては、令和2年136頭に対して124頭ということで、若干減少しておりますが、令和元年度以前に比べますと全て上回っておる。捕獲頭数だけでいいますと、令和2年に次いで2番目に多い数字ということなんです。

それから、もう一つ言いますならば、イノシシ、鹿に加えまして、今年度からアナグマ、タヌキを対象にしてございます。昨年の当初予算では3種合わせまして360頭を見込んでおりましたが、実績としましては3種で340頭ということで、頭数自体を見れば、あまり変わらんのかなというふうに感じております。

特徴的なのは、ここ二、三年、非常にアナグマの被害が多いというようなことを耳にしておりましたが、去年はやっぱり大分捕れたので、アナグマの話題はあまり耳にしなかったなというような印象です。

住宅地でのイノシシの目撃情報ということですが、村のほうに上がってくるのはそんなにないんです。何件か対応したことがございます。ただ、おっしゃっている恐らく高遊地域になるかと思いますが、空港周辺ということで銃猟禁止区域になっているわけがございますね。ですので、実際には捕獲して鉄砲での止め刺しというのが困難であるということで、追い払いをお願いしておると。そういったところで、こういうふうにして追い払いしたほうがいいですよというようなお話を申し上げたケースが何件かあったというところなんです。

状況としては以上でございます。よろしゅうございますか。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページ13ページです。ちょっと勉強不足で恥ずかしいんですけども、ちょっとお尋ねします。

株式等譲渡所得割交付金というのが90万円になっておりますが、これは熊本空港の株券のことでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

熊本空港の売却に関係するものではございませんで、株式等譲渡所得割交付金というのは、株式などの譲渡によりまして所得が立った場合、それに課税されます税のうち一部市町村に交付されるというものでございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）熊本空港の場合は、もう民間委託になったから、昨年か、もう株券は廃棄になったと思います。空港でなかったのは分かりました。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、歳出についての質疑に移ってよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（山下一義君）それでは、これより歳出についての質疑をいたします。

歳出について質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは81ページになります。1の河川費の玉田川河川浚渫工事費320万円ですけども、この事業の内容と、この緊急浚渫推進事業債はいつまで続くのかということをお聞きしたいんですけども、これは、副村長が国交省の河川のご出身ということで、できれば副村長にお願いいたします。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（目床順司君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねの緊急浚渫推進事業につきましては、昨今の全国的な河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、地方公共団体が単独事業として実施します防災インフラの整備を推進するために、緊急自然災害防止対策事業債として創設されたものであります。

当初の事業期間としては、平成31年度、平成32年度の2か年とされておりましたが、その後、令和2年度から令和6年度までの5か年の経過措置が講じられているところでございます。

この地方財政措置は、充当率100%、交付税措置70%となっております。

村内で、この事業の対象となる河川につきましては、村の管理区間ということになりますけれども、玉田川全域と布田川の一部、これは宮山の高下橋から上流部の区間となっております。

令和3年度末で、布田川の村管理区間につきましては全て完成します。

玉田川につきましては、事業区間が令和6年度まででありますので、令和6年度の完了を見込んで計画的に実施してまいります。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ということは、あと残りは玉田川だけで大丈夫ということで、これが終わるのが令和6年ですか。では、もう完了するというので、ほかには新しくはもう出ないということでしょうか。これでもう終わりということでしょうか。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（目床順司君）今、質問がありました件についてお答えいたします。

実施区間としましては、今現在、この2河川を考えているところです。

河川の過去の浸水被害の実績ですとか、これまでの災害の状況、また土砂の堆積の量、そういったものを総合的に判断しまして、緊急的に浚渫が必要な区間につきまして河川維持管理計画に位置づけ、それが認められたものを今回の事業で、この2河川で対応しているという状況であります。

ということで、今回、この2河川についてを令和6年度まででやり上げるということで進めているところです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

すみません、ページは39ページ、総務費、総務管理費の委託料のホームページリニューアル業務委託料、この内容を教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいま尾崎委員のご質問にお答えいたします。

これは、今現在使っておりますホームページのほうが、平成27年にリニューアルをして、それ以降、もう6年以上経過をするという形になりますので、全部の機械から、サーバーから、このシステム自体も以前の部分という形で、ちょっと扱いにくい部分がございますので、その辺も含めて改修をして、また、総務省が推進しております高齢者や障害を持っている方が問題なくホームページから情報を得ることができる基準という形で、ウェブアクセシビリティにおいて、音声読み上げ機能や文字の拡大機能等、色味、背景とかをちょっと変えたりして読みやすくするといった機能を追加する予定であります。それと、職員にも操作しやすいようなシステムに変更したいという考えであります。

この財源としまして、今、普通交付税のほうで、新たに国のほうで基準財政需要額の算定項目で地域デジタル社会推進費、仮称ではございますが、その費目を増額されております。地域社会全体のデジタル化を推進するために必要な取組という形での経費の算入をされております。

西原村のほうでも、その算定額として4,000万円余り算定をされておりますので、これを機に全体的な見直しを行い、実行時には公募型のプロポーザル方式あたりで決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは108ページで、総合体育館トレーニングルームの運營業務委託料等2,000万円予算を組んでおりますが、トレーニングルームは村が当分の間運営するということでありまして、トレーニング器具の指導者がいないので、実際このトレーニングルームを使えるのかということをお聞きいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの上野議員のご質問にお答えいたします。

今回、総合体育館のトレーニングルーム運營業務委託ということで上げさせていただきます。

これにつきましては、体育館そのものにつきましては、役場職員が行きまして、あと会計年度任用職員を補って運営していくわけですが、トレーニングルームに関しましては、機械器具等の操作関係がございまして、運動指導士という勉強関係を持っておる職員というか、配置をしたいということで、役場職員の配置では多分無理だろうということで、今回、委託料ということで組みさせていただいておるわけですが。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）これにちょっと関連して、企画課のほうで地域おこし協力隊が1人退職するというので、1名補充をするということで聞きましたけれども、その募集をするときに、もしよければインストラクターの資格を持っている人を募集に入れて、その方をトレーニングルームのほうの指導にさせたらどうでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）上野議員のご質問にお答えいたします。

今、地域おこし協力隊は企画商工課のほうで募集関係を行っております。今、募集しておりますのは、観光関係とかの業務を行う方を募集しているという状況でございます。

そういったインストラクターあたりとかになって、結局、この地域おこし協力隊も村外の方が村に越してきて業務等を行うというふうな形になります。そういった要件等もございますので、そういったところで各課で要望したいということであれば、募集のほうは進めていけるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○8番議員（上野正博君）はい。

○議長（山下一義君）ここで暫時休憩します。

（午前11時57分）

（午後 0時57分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出について質問ございますか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

午前中、最後に総合体育館の問題で上野議員が質問されましたけれども、その件で、予算とは関係ございませんけれども、以前、議員で総合体育館のほうに視察に行きましたときに、何名かの議員さんから、体育館を見せてもらいまして、2階から1階への防災の滑り台が、チェーン1つしかついていないから、これは危ないんじゃないかなと。もし子どもが落ちたら、これはどう責任を取るものかなという問題で、議員の中から、二、三名、私も含めてですが、これはちょっと危ないなという意見が出ましたので、それは、今度21日にありますけれども、こういったふうにそこのところを対処していただくか。

大変、防災に対しては、すごい行かなければいけないところで度々はありませんけれども、やっぱり子どもが避難するところがございますので、何らかのソフト的対策は、ここは避難だからということであればいいですけれども、このことは、小さい子どもたちがあそこを遊び場にした場合がちょっと危ないんじゃないかという意見が、二、三人のほうから出ておりましたので、そこのところはどうなっていくかというのをご質問したいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの小城議員の質問にお答えいたします。

あそこは、一応2階からの火災時等の緊急避難の滑り台という形で設置しております。今言われますとおり、まだ今のところ黄色のチェーンをかけているという状況でございます。今ちょっと検討のほうをしております、どういうふうにするかという最終的な答えは出ておりませんが、対策をちょっと今からも検討していきたいと思っておりますので、もしよい案があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）3番、小城君。

○3番議員（小城保弘君）私も、いい案というのはまだちょっと浮かんでおりませんが、やはり何も分からない子どもたちが、遊び場になってはいけませんので、よいソフト的対策とハード的対策を取ってもらえたら大変ありがたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

では、37ページです。第6次総合計画策定支援業務委託料、これが238万2,000円とあります。それと7ページのほうを開いていただくと、債務負担行為のところの一番上です。期間が令和4年度から令和5年度までになっていて、限度額が1,118万2,000円になっています。この令和4年度と令和5年度の差の開きはこういったものでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）尾崎議員の質問にお答えします。

これは10年間の総合計画を立てていって5年で見直すという業務ではございますが、まず、これは令和5年度までの今の工事計画のほうがございます。令和4年度に住民アンケートなりを取って基礎資料を集めるというような形で、令和4年度が238万2,000円という形になっております。

そして、令和5年度に本格的な作成に入っていくという中で、今まで別々に見ておりました人口ビジョンとか総合戦略、こちらのほうも併せて令和5年度に実施したいというふうに考えておりますので、そこで880万円ほどかかるということで、債務負担行為としましては1,118万2,000円という形で取らせていただいております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

71ページの甘藷ウイルスフリー苗の補助金、130万円ほど上がっております。これに関してでございますけれども、農研機構のお金、種苗法の改正により令和4年1月から、これは全体的に全国全体で、野菜、イチゴとか、いろいろなんで法改正となっておりますが、西原村のほうでは甘藷でございますけれども、農研機構の甘藷の登録品種の増殖には許可が必要ということです。4月1日から施行になっております。いろんなホームページとインターネットでいっぱい出ておりますけれども、西原村は、甘藷に対しては、これは個人で市場あたりに出しておると農協を通じて団体で出しておられる2種類の農家がございますけれども、団体でされるほうは一括して、この許可はするということですが、個人個人で許可が必要ということで、全部ホー

ムページでやらにゃいかんということでなっております。

なかなか西原村のほうも、個人さんが全部それをしてもらうかという、法律ですから、せないかんことですが、なかなか西原村の甘藷農家も、70歳前後の方が主流で、高齢の中でやっておられます。それで、やはり中には、こういうのを、インターネットとか何とかも全然見ならん農家もございますし、ちゃんと知らなかったということで、これを若干、私の聞いた意見ですが、4月1日からぎゃんなつとるばつてんがと。許可が必要じゃけん、どぎゃんすつとよかつたろうかといつてうわさが立つて、こればせんなら罰金を払わにゃんばい。法人1,000万円、個人が100万円てつたいと。そぎゃんじえん払えんとか、いろいろな問題が上がっております。

団体でこういった申請をしていただけたところはいいですけども、やはり高齢化になって、インターネットとかウェブあたりもできないという人たちもいるんじゃないかというので、その辺は、やはり個人さんあたりも大変不安がっているところもありますし、話が人から人伝いで大きくなって、話がこれは全然違う方向に向いているような感じがいたしますので、そのところを、今後、やはり会合は今、高く、大変納税者の人たちも多いと思いますので、そのところ、今後、その件について、役場のほうではどうにかできないだろうかということをやっと質問したいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）種苗法の一部改正に関するお尋ねというふうに理解してございます。

おっしゃいましたように、4月1日施行ということでございます。この改正の内容を若干触れておきますと、大きくは2点あるのかなというふうに思っておりますが、1点目が、育成者が及ばない範囲の特例の創設というような記載がございまして、品種改良をして登録をした品種に関しては、その品種を登録した人、育成者権者というふうに申しますが、育成者権者が育成をしてよい地域あるいは国を指定することができるというような制度でございまして。

これは、近年でいいますとマスカットです。シャインマスカットが中国などでいつの間にか生産されるようになってしまっていて、世界的な市場の多くを占めるようになってしまっていて、日本がその競争に巻き込まれてしまっていると。本来、育成したはずの日本が、その競争に巻き込まれているという状況に鑑みて、今回の法改正に至ったというような内容で理解してございます。

ですので、申し上げましたように育成者が国や地域を指定することができるということで、育成者の権利を明確にしたという側面が1点でございまして。

それから、もう一点につきましては、今、小城議員が一番危惧されているところ、私どもも当然危惧しておるところでございまして、自家増殖の見直しということでございまして、ですので、苗を買って植える分には全く問題な

いわけなんです。ただ、それを増殖しまして栽培するといった場合には、育成者権者の許諾を要するというような内容でございます。

特に甘藷で申しますと、本村はシルクスイートとはるかが主流でございますが、系統については団体でというお話でありましたが、これは、紅はるか、シルクスイートの育成者権者は、カネコ種苗ということになってございます。カネコ種苗との話の中で、毎年、西原村は苗を取っておりますので、特段書面的な手続は必要ないですよというように猶予をいただいていると。しかも、増殖については2年まではいいですよというように、結構柔軟な対応をいただいているような状況なのかなというふうに理解をしております。

一方、紅はるかに関しましては、農研機構から、これは国の機関でございますが、農研機構が品種登録をした品種でございますが、当然、農研機構の許諾を得なければ、この増殖ができないと。農研機構のホームページを見ますと、増殖は1回までということになっておりますので、少しく、国の機関でございますので、法律にしっかりと準じたような手続を求められておるなという印象を持っております。

懸念されております本当に個人個人で登録ができるんだろうかというようなご心配でございますが、あくまで、やはり個人の登録でなければ、これは毎年毎年増殖されるのであれば、毎年毎年手続が必要と。それを私ども産業課のほうでやらなければならないというのは、現実的にはちょっと不可能ではなかろうかなというふうに思うところと、行政のやるべき仕事として若干逸脱するんじゃないかなということも考えてございます。

ただ、そう言いましても、おっしゃるように高齢の方が非常に多いわけでございますので、全く我々もタッチせんわけにはいかんということで、当面、4月号で、こういった内容ですよというお知らせを広報でやるということは準備しております。それと、農研機構のホームページに村のホームページから飛べるように、ジャンプできるように既にホームページの中に設置をしております。

併せて申しますと、例の基腐病に関しまして、系統外まで含めまして勉強会を開かなければならない。開いたほうがよいだろうということで、合同の勉強会を部会内、部会外の方を合わせて行いました。都合11回行いまして、生産者126名把握した中の125名の方に参画をいただいたところです。

1回目の勉強会が終わりましたので、今後も引き続きこの勉強会をやはり継続していかんといかんだらうと。特に苗に関して、フリー苗の使用を徹底していくということは、これはとても重要なことじゃなかろうかなというふうに認識してございますので、このフリー苗の購入元、特に、小城議員もそうでございますが、山田青果さんとか、そういったところに多くの方が出荷されておる。先般、山田青果にも出向きまして、この基腐病対策に対してのご協力依頼ということでお願いに行きましたら、先方からは、全面的な協力

をするというような回答をいただいております。ですので、山田青果さんを主体とした出荷協議会みたいなものができんかなというようなことを今ちょっと構想を練っておりますが、そういった中で、基腐病あるいはこういった種苗法の勉強会等を引き続きやっていければなということで考えてございます。

もちろん山田青果さん以外の出荷者の方に関しても、先般の基腐病対策と同じような勉強会の形式を取りまして、全ての方に周知いただけるような、そういった手はずは取っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）小城議員、いいですか。

○3番議員（小城保弘君）はい。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の質問に関連しますけれども、私が思っているのは、今、産業課長が全てお答えいただきました。

あと一つ懸念されるのが、今、地域おこしとかそういうところでイベントで芋掘り大会とか、ほかの施設でも芋掘り大会とかしておりますが、その苗がどっから出ているのかというところで、その権利、多分、村内の農家さんから分けてあげたものだろうと思いますが、法律に適しているのか、適していないのか。そのあたりを法的に。こういう例は違法になりますというのも、今、南利課長のほうから、ホームページとかそういうところで周知、また、部会外の研修会を今後されるということでありましたが、そういうあたりの事例も中に取り込んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（南利孝文君）ありがとうございます。全く想定してございませんでした。一般的な生産者の方を中心に我々も考えてございましたので、イベントで、参加費として実際にお金は取っているわけでございますので、これが、この法律に抵触するかどうか。自家栽培で自分で楽しむ分には問題ないという話で聞いてございますけれども、そういったイベントで使用し、参加費を徴収する。これがどちらに該当するかというところは、ちょっと精査しまして、担当課とも協議しまして、適切に対応していくというふうに考えます。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ぜひそのあたりも、芋掘り大会とかはホームページですみますので、指摘がよそからもありやすい行事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますとともに、村として、里芋、水稻、万次郎かぼちゃ、いろんな方面で助成しておりますので、種子法と種苗法の違い、そのあたりもPRしていただけたらと思います。

続きまして、今、産業課長に質問しましたので、また関連というか。有害

鳥獣関係なんですけれども、先ほども歳入での質問もありましたが今、昔はイノシシと鹿ということで有害鳥獣指定してありましたが、現在、近隣町村を眺めると、アライグマがもう熊本県のほとんどに入ってきてまして、益城町も確認された。南阿蘇も確認された。あと、西原村だけがちょっと今、確認されていない状況ですが、このあたりの有害鳥獣の指定については、方向というか、どういうふうにお考えでしょうか。

○産業課長（南利孝文君）アライグマということで、外来生物のお話になってまいります。先般、もう2年ぐらい前ですか、3年ぐらい前ですか、ご質問いただきましたときに、勉強をさせていただきました。大変勉強になりました。ありがとうございます。

これは、生息を確認することを環境大臣に認可してもらわなければならないというのが大前提でございます。この認可が行われた上で、外来生物法に基づく捕獲が行えるというような内容でございますので、当時、迅速に対応できるように捕獲等の準備ということをお約束したとおりでございます。それについては、もう当時、準備も完了いたしておりまして、広報等で目撃情報を募ったところでございますが、その後、特に目撃情報等もございませんので、今はその段階で止まっているという状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは92ページ、山西小学校、河原小学校のトイレ洋式化改修工事、あと、98ページの西原中学校のトイレ洋式化改修工事についてです。これは現在ある和式を全て洋式化にするのでしょうか。お願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの尾崎議員のご質問にお答えいたします。

令和4年度の事業につきましては、各学校ともトイレの数が多ございまして、令和2年度継続で事業を行いたいということで思っております。

その中では、和式を洋式に変えるのであれば、下のフロアも湿式からドライ式に変えたいということで思っております。2年継続の事業ということで、半分半分ということで、国の補助を頂いて事業を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

イメージすると、和式よりも洋式のほうがちょっと面積を取りそうなイメージがあるんですけれども、洋式に変えた際にトイレの個数は減らないんですか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

今、設計は令和3年度で終わっております。今の段階では、一応、個数はそのまま、空いているスペースをちょっと狭めたというか、ちょっと小さくした状況で、個数的には変わりません。空間をちょっといじるとか、パーティションをいじるとか、それとか洋式の便器を斜めに配置したりとか、そういう形で、数はそのままの状態で行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

トイレを洋式化にする場合、部屋を広くすると思うんですが、前回の一般質問でさせていただいた生理の貧困で、個室にナプキンを置いてくださいということでお願いしていたと思うんですけども、中学校のほうでは手洗い場のほうに設置していただきました。多分、中には置けるスペースがないのであろうかなと思っております。もし可能でしたら、そのスペースを設けて個室に置けるようなこと、対策みたいなことは考えてはいらっしゃるすよね。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

今、現段階では、和式から洋式に変えた場合、スペース的には必要でございます。それを置くスペースがもしあれば置かせていただきますが、あとは学校の保健の先生とか校長あたりとご相談しながら、設置場所には気を遣っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

ページは35ページをお願いいたします。35ページの上から3段目の地方バス運行等特別対策補助金ということで1,200万円ほど計上されておりますけれども、地方バスですので、当然、産交バスの利用に対して、この分の1,200万円の補助金ということですが、利用されている段階で、大体どのくらいの利用数というか、利用パーセントというか、その辺と1日の往來の本数を教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまのご質問にお答えいたします。

この地方バス運行等特別対策補助金につきましては、議員のご質問のとおり、産交バスにつきましては、益城町の木山産交から大津町の大津産交区間を運行するものに対しまして、沿線の自治体でございます益城町さん、大津町さん、西原村の分で負担をして補助を出しているものでございまして、今のところ4路線で運行をしておる状況でございます。

直近での利用者とか本数について、本数については、ちょっと手元に今データがございませんので申し訳ないんですが、本年度の補助金申請の計画書の数字としてご紹介させていただければ、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの運行期間でございますが、4路線での利用者といましては、移送人員として1万95人という状況でございます。本数につきましては、ちょっと今のところ資料で持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

路線バスということで、当然ながら利用されているのは高校生あたりが中心になっと思えますけれども、51ページの福祉タクシー関係やらと鑑みますと、やはり弱者の方々の足となってタクシーだったりバスを利用するという観点から、もしよろしければ、地方バスの運行には、土曜、日曜日でも、今度、総合体育館もできますし、役場の隣に図書館等がありますけれども、子どもたちの利用に対して、この路線バスが利用できないかと。逆に言うならば、それを使って補助金もして、できるだけ子どもたちの足となるような方策をできないかということで、村の当局のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの質問にお答えいたします。

現在の運行事業者でございます産交バスのほうで運行の時間とかは管理されているところでございまして、ご要望の趣旨は十分理解するところでございますが、今のところ、運行事業者との協議でありましたり、その取組のいろんな経費等もあるかと思えますので、現段階で、この場で助成というのはなかなか難しいかなと思っております。

今後、検討していくことは必要かと思えますが、現時点で支援しますというのはちょっと難しい立場でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）昨今からお話がありますように、TSMCあたりが来られますと、住宅あたりもこちらのほうにという要望等があるかと思うんですけれども、すぐさま車を持ってこられる方もいらっしゃるかもしれませんが、足を持たないという方々も、ただ、こちらのほうに引っ越されたときに不便なところというイメージを持たすような感じじゃなくて、やっぱり病院を今想定されていますように、そこに足としてなるような形で、住民の方々がバスをうまく利用できるような方策ができないかと。

1,200万円のここに補助金もありますけれども、子どもたちが利用する分に対して、やはりバスあたりを半額でもいいですので、そういった利活用ができるような方策を。特に、河原校区から山西に出向いてくるときには、親

御さんたちが送迎をされたり、いろんな形でこちらに来られておるといいますけれども、バスの利用でもできれば、子どもたちの行き帰りもスムーズにいくんじゃないだろうかというふうに思っております。今後、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○2番議員（高本孝嗣君）よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）政策のほうであると思っておりますので、私のほうからお答えをいたしますけれども、普通は小学校あたりは乗らないですね。高校生あたりが、補助金を出してどれだけの人が乗っていただけるのか。補助金を出さなきゃ乗らんというわけじゃないですもんね。だから、乗る人はそう多くは変わらないだろうというふうに思っております。

子どもさんが、土曜、日曜、さっき言われたように、この体育館に来たりとか、山河の館に行ったりとか、いろいろありますけれども、そこまで補助金を出して例えば乗っていただくということがあるのかなと。しても利用者はあまり変わらんんじゃないかなというふうな思いもしております。何かよか方法があるとなれば、議員のほうから提案していただければ、そういった形でも検討する余地はあると思っておりますけれども、私は、補助金は、例えば月幾らとか、バス賃は半分とか、これも産交バスと話し合っ、誰がどれだけ乗って幾ら出されるのか、その計算もなかなか難しゅうございますので、なかなか厳しいかなというふうに思っています。

検討する余地はあると思っておりますので、検討させていただきます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは41ページ、総務費、総務管理費の中の16公有財産購入費で、河原地区定住促進宅地造成用地購入費、これはもう宅地場所のめどは立ったのか。もし立ったのであれば、どのくらいの戸数が建つぐらいの土地になるのか教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えいたします。

一応、場所のほうは大体相手方のほうのご了承を得ておるといってございまして。面積的には、この土地自体が1,416平米ございまして。今、この土地を委託費のほうで上げておりますが、ここを測量して、分譲の計画を出してから区画数がはっきりしてくるというふうに考えております。

今のところ、3戸分ぐらいかな、どうかと今考えているところでございまして。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

36ページ、企画費の地域おこし協力隊6名とありますけれども、協力隊は大体3年だと私は記憶していますが、定住率というのはいかなるものでしょうか。これまでの協力隊になられた方々の定住率というのはいかなるものでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）中西議員の質問にお答えします。

今現在、地域おこし協力隊のほう、来ておられますが、今、来られている方は、アパートのほうに住まれているような状況でございます。これが3年たつて定住されるかというところは、まだ今3年丸々経過して定住しておられるのは1名でございます。以上です。

○議長（山下一義君）6番、中西君。

○6番議員（中西義信君）極力定住していただければと願っています。

同じくふるさと納税の件なんですけれども、補正では残念ながら減額だったんですけれども、何か対策は考えられておられますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

一応、補正で減額をさせていただきましたが、昨年度の当初では2億円を予定しておりまして、9月の補正で1億7,000万円を追加して3億7,000万円の予定という形で予算をお願いしたところでございます。

その当時、補正予算を組んだときが7月までの歳入見込みを見ておりまして、そのときで大体前年比の89.7ですので、約9割ぐらいの歳入があつておつたというところでございます。それから、一番多いのが12月でございますが、12月段階で昨年度の7割程度というような形になりまして、減額をさせていただいておりますが、一応こちらのほうとしましても商品を販売していただく事業者さんも幾つか増やしております。令和2年7月以降、6社ほど今増えております。あと、2社ほどは、申請をされたり、登録案内中というところもございまして、そういったところで店を増やして商品を今増やしているというような状況ではございます。

あと、サイトのほうも、楽天のサイトを昨年の11月から開いております。そういったところをやりながら、できる限りふるさと納税をしていただけるよう頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）要は、対策を、何をどうされているかと思って、言っていたらと思つたんですけれども、そういったサイトの方々とも相談されて、やっぱりいろいろ手ほどきじゃないですけれども、受けていただ

いて、村のPRをしっかりとさせていただければと思っています。

続いて、41ページを続けてすみません。

これは地域づくりの件です。総務課長にお尋ねですけれども、地域づくりの利用方法についてです。

今、コロナで大変困っております。何か地域づくり補助金ですかね、500万円。（「企画」の声）ごめん。要は、コロナ関係で、落ち着けばですよ、活気あるイベントとかをしたほうがいいんじゃないかと思っています。特例で金額の枠ではなくて使う内容の枠を広げたり、各地域でいろいろやることに対して、何か広く持っていただけないかなと思って質問していますけれども、分かりますか、41ページの地域づくり補助金です。

必ずもう、なかなか使い勝手が、これは駄目、あれは駄目とよく言われるというのは聞いていますから、イベントをするに当たって、今回、コロナ特例じゃありませんけれども、何かできないものかなと思うんです。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

地域づくり補助金につきましては、平成31年度に要綱の改正をいたしまして、その中で、飲食とかそういった分だけとかいうのであれば、その辺は2分の1とか、そういう制限をしてきたところであります。イベントを地域が集まってされる分については、特段あまり厳しい制限はしていないというふうに考えておりますが、それ以前が、もうほとんど飲食で終わったりとか、そういった部分が非常に多かったというところで、この規制をしてきておりますが、言われますように、今後その辺があれば検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ぜひ、コロナ禍は、本当はやっぱり活気ある、お互いになかなか籠もりがちですから、高齢者の方もおられますし、使い勝手がちょっと、特例ではないですけれども、大まかに拡大解釈の感覚をちょっと区長さんあたりにも出していただければと思っています。

続きまして、先ほど産業課長が、イノシシの駆除等の話で、住宅地は何か捕獲が難しいとか何とかおっしゃったことを、多分あまり我々もそう詳しくは自覚していませんので、もう一度説明をお願いできればと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほど申し上げましたのは、主に高遊地区に限った話で、空港周辺であるために銃猟禁止区域になっているので、銃が打てないと。したがって、わな等を設置しても、捕獲して止め刺しができない、なかなか難しいということで、有害鳥獣捕獲が難しいですよというお話をしたところでございました。

そもそも銃刀法だったですかね、住宅から200mとか100mとかの範囲内では銃を使用してはいけないというような法律がございますので、これは空港周辺に限った話ではございません。住宅周辺では有害鳥獣捕獲はなかなか難しい。

そもそも有害鳥獣捕獲といたしますのは、鳥獣保護法の中に規定された内容でございますが、法律の根本は鳥獣の保護というところがあるわけでございますが、その中で、農作物被害等が発生した場合に有害鳥獣捕獲ができるというような内容でございます。特例的な内容でございますので、基本的にはあまりあってはいけないこと、有害鳥獣捕獲自体が。ただ、これだけ農作物の被害が甚大であるために、国も特別対策をつくって、捕獲の補助金等を創設しているというような内容になるわけです。

そういったところでございますので、仮に依頼をしたところで許可を下ろすことができないわけでありまして、わなの設置をしても、例えば止め刺しがナイフとかでやらなきゃならないということになってきますと、先ほど申しましたように、最近、農家ハンターの方が増えてございます。当然、ナイフでは止め刺しは不可能かなというようなことでございますので、追い払いを推奨しておると。

これは高遊地区でございませませんが、よその地区で、やっぱり住宅地に最近時々来るんだがというようなお話がありましたので、爆竹を購入しまして、1日に朝晩とか、それを1週間ぐらい続けてくださいということで、爆竹を打ってもらいましたところ、近寄らなくなってきたというようなことでありますので、そういった取組を行っておるということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）私も高遊に住んでいますから、近辺では、捕獲、わなをつくっても、刺す方がいなければ駄目となるんですか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）わなの設置不可能ではございません。ただ、わなを設置する場合に、設置者は、土地所有者の許諾を得なきゃいけないということになっておるわけです。住宅地で、うちの庭にわなを設置していいですよという人もなかなかおらんのじゃなかろうかなというふうに思われます。仮に設置できたとしても、先ほど言いましたように、その庭の中で捕獲した場合に、移動することができない。これが有害鳥獣捕獲でございますので、その場で止め刺しをしなければいけないということでございますので、なかなか理解は得難いんじゃないかなろうかなということで、猟友会の方たちも積極的な取組はしにくいというような状況でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

いや、何のかんので尾崎さんにも私もそういった方の質問がたまに出てくることがありまして、やっぱり少しは覚えとかにやいかんなどというところで、了解しました。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）尾崎議員からも昨日も終わりましたからご相談がありまして、確かに我々も農家に対する啓発というのはこれまでしてきたところでございますが、非農家の方への啓発というのはほとんどやってきていないというふうな反省をしたところでございます。

広報紙あるいはホームページなどで、そういったお知らせ、仮に目撃したらどうしたらいいのかというようなこともやっていければなということを課内でも話をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ようやく質問がされました。住宅関係です。82ページです。村営住宅管理補助業務委託料、この委託先と委託内容、契約内容が分かれば教えてください。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

住宅管理補助業務委託料でございますが、これにつきましては、村営住宅に対する管理業務の委託ということで、毎年度予算のほうを要求させていただいているところでございます。

また、新年度になりまして、また見積り等を取って、最終的には業者のほうは選定するという形になっておりまして、契約の業務内容につきましてご説明させていただきます。

業務の内容につきましては、主に仕様書の中で定めをさせていただいているところございまして、まず、管理業務ということで、入居時の管理ということで、入居者の方あたりの立会い、あと退去時の退去の確認、それとあと維持修繕業務ということで、保守点検等のほうを確認していただくのと、修繕業務ということで、軽微な修繕につきましては、その管理業務を受託者のほうで対応していただくということ。あと、災害時、住環境の対応業務ということで、自治会とか入居者のほうからいろんな要望、相談を受けた受付の窓口として対応していただきまして、そういったものがあつた場合は、総務課のほうに報告していただくというのを主な業務内容としているところでございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）入退去の立会い、維持管理、点検、修繕等の相談を受けるというようなことでございますけれども、昨年、小森団地からいろいろ苦情がありまして、ちょっと私も視察に行きました。玄関の上にスズメの

巣がいっぱい増えて、玄関の前はふんだらけでした。それが行政側に上がっているかという、それは上がっていません。日報は出してくれと担当に言いますと、報告はありません、何も内容が書いてありません。これは何ぼ使いよって、これは管理しよつとかと私からやかましく言いましたけれども、管理をされておるんですから、日報ぐらい出してください。情報とか入れてください。監査ではそこら辺も厳しく見ておりますので。それで管理料五百何十万、ちょっと大きいんじゃないかなというような思いがありました。

住民の方からも何度も相談がありまして、あそこをぐりっと見て回りました、全部。ひどいものでした。鳥のふんが、玄関戸が何か引っかけ戸になって、上に空間がありますので、そこに鳥が巣をいっぱい開けております。今はもういませんけれども、冬場、寒くなりますと、あそこはいっぱいになりまして、あそこに住んでおられる方も結構年配の方で、足場を使って自分で鳥を追うというか、そういう対策ができないというようなことで言われたけれども、管理の方は何をするかという、何もしてはおりませんでした。役場にどれだけその報告があったのか、そのとおりが分かればちょっとお知らせしてください。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）管理業務につきましては、毎日、日報という形で、平日であれば夕方の4時過ぎに、総務課のほうに報告として記入されたものを出してきていただいているところでございます。

ご指摘の分につきましては、記載がなかったということでございますので、その話は私も、後から担当のほうから報告書で上がってまいりましたので、この内容につきましては、何もなしじゃなくて、実際確認して、あったことは全て書くようにということで、担当を通じて指示をしてくれているところでございます。

また、今の鳥のふんの件につきましても、再度、現委託業者のほうに指導、注意をいたしまして、徹底していただくように対応したいと思います。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）先ほど坂本議員と堀田議員のほうからも携帯の問題がありましたけれども、本来、管理業務を行っておれば、いろんな住民の方とお話しする機会はたくさんあると思います。こういう携帯の話も絶対出てくると思うんですけれども、それが総務のほうに一件も上がっていないのもどうも不思議でなりません。やはり怠慢ですよ、今の不動産屋は。こういうことをいつまでも目をつぶって黙っておったら、本来の業務は直さずに金だけ取っていくというような、我々はイメージを受けますので、ここは厳しく、今回入札するに当たりましても、思い切ってそういう前例を話して、二度とこういう失敗がないようにやってもらいたいと思います。

村としても、我々議員としても、相談を受ければ、どうにかしてやらない

かなんというのが皆さんありますので、行政としてもその辺は厳しくやっていただきたい。そして、管理の方にも住民の意見をもっともっと聞いていただいて、自分では管理だけであって、仕事をさすのは役場で、総務課でまたいろんな事業するのは役場で手配しますので、そこら辺はちゃんと管理をしてくれと言ってください、本来の業務に戻ってくれと。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ご指摘の点は、今後、来年度また新たに業者のほうを選定に当たって、十分その辺は念頭に入れながら検討していきたいと思えます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは40ページ、委託料です。村内防犯灯管理業務委託料が前年度よりも2万7,000円増額してあります。これは防犯灯の数が増えたからと思えますが、どうですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの上野議員の質問にお答えいたします。

新年度、令和4年度の今回予算要求として上げさせていただいております防犯灯の電気料につきましては、要求の算定の中で、なかなか確定する数値として出せない精査をする中で、見込額として予算として数字を出させたものでございます。

根拠といたしました、今年度のこの間の毎月の電気料の中で一番高い月、22万7,000円ほどございましたが、その月を基礎といたしまして、今回12か月分として要求をさせていただいたものでございます。

本年度の状況を見てみますと、月ごとの電気料を見てみますと、10月から同月の前年度比を見ますと1万6,000円、11月が2万2,000円、12月が2万8,000円ということで、月ごとにちょっと料金のほうが上がってきている状況でございます。

防犯灯の設置との関係も精査いたしました。本年度、令和3年度につきましては、地区の要望から新設として設置したのが24基の防犯灯だったという状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）管理委託料というのは上がっているわけですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）管理業務委託料につきましては、本年度は76万7,800円、令和4年度が79万4,200円ということで増となっております。積算といたしましては、建築前業務積算要領等の人件費単価を基に積算して出しているところでございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）この委託料は、今現在、1社で長年ずっと随意契約でみたいな状況でやっておられます。これを数が増えたから委託料を上げるということでなく、昔は蛍光灯だったため、切れているときが多かったから、かなり交換の回数が多かったと思いますが、今はもうほとんどLEDになっておりますので、球を変えるということは少なくなったと思います。数が増えたから委託料をアップするというのはいかがなものかと思えます。

そして、今、1業者に委託しておりますが、これを2組の業者に分けてやれば、お互いに競争意識が働いて対応も早いのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

業務委託料につきましては、人件費という部分と諸経費合わせて金額のほうを出しております。なお、内容につきましては、現地点検を月2回、あと電気取替え作業を随時ということで、防犯灯数量500灯という形での積算としております。

先ほど、2つの業者にとということでございますが、確かにご指摘のように1業者に今のところはなっているところでございます。そこはちょっと来年度また検討して発注のほうは考えたいと思えます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）村内にも業者は4業者ぐらいおりますので、資格のある人はなるべく委託がみんなに回りますように、1業者でなく、もう本当に今はずっと1業者で、もう随意契約じゃないかと思うような状況が続いておりますので、来年はやっぱり考えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時57分）

（午後 2時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

質問ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。2問質問いたします。

まず、45ページです。戸籍住民基本台帳費の中にマイナンバー関連の予算が組んでありますが、これは政府としてもマイナンバーの交付率を上げることと、村としても写真はもう今はロビーに来たら撮られますというサービスをされておるところですが、今現在の発行率というか、発行枚数はどのくらいでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

本年度、3月6日現在でございますけれども、交付率のほうが本村のほうでは32.92%となっております。これは交付済みの率でありまして、交付前、一応住民福祉課のほうにカードが届いている分を含めると、35.71%となっております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今の報告を聞きますと、努力が実っているかなと思います。

それで、ここは提案なんですけれども、昨日、総合体育館の利用者ということで、村内か村外を分けるのに非常に難しいという回答があつておったかと思いますが、私もナンバーを取っておりますが、この中で、電子証明も取れる。政府としては、健康保険証、年金、全ての管理をひもづけてこれをしようとしている中に、これを体育館の利用にひもづけて、このカードで村内か村外かというのを分けるようにシステムの出来ないものかと思っております。

あとは、このマイナンバー、うちの親のことですけれども、免許証をもうなくしておるということで、以前はいろんなところで証明が必要ということになったときに、健康保険証とか年金手帳でオーケーでしたが、今、金融機関は、オレオレ詐欺とかいろいろありまして、偽造がしやすいのはもう受け付けませんよということで、金融機関は今度、顔写真が入るとかんと駄目ということで、やはりそういうところからするにしても、マイナンバーカードの普及はこれから必要ではなかろうかと思っております。

これはもう企画になるかと思いますが、こういうナンバーを使ったひもづけで村のサービスというものが何かできないものかと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの堀田議員の質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードでは、今、国でやられておりますマイナポイントという形で、5,000円のポイントまでつくような形で今制度的にされております。それを保険証と、あと公的受取口座の登録とか、そういった部分の登録等は今後進められていくというところで、その中で、今の状況で、この利用がどういったふうにして、皆さんの登録のやり方ができるかというのは、まだはっきり分かっておりませんので、今後の検討となってくるかというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）この中には、もう電子情報がかなり入っておりますので、このあたりをうまく使えば、いろんなところに使えるかと思っておりますので、今後の検討としていってください。お願いします。

続きまして、今度はもうページ数じゃなくて、各予算の歳出の中の使用料及び賃借料の中に、高速道路使用の微々たる金額ですけれども全部計上されております。総務課長にお尋ねしますが、今、公用車の中でE T Cの機械がついているのは何台中何台ありますでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

総務課管理のものについては、E T Cはついていなかったかと思えます。すみません、ほかの課の管理についてもついてなかったかと理解しております。（「公用車は何台でしょうか」の声）何台かな。十四、五台か、20台はあったかと思えますけれども、ちょっとすみません。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やはり各課、大なり小なり出張で高速道路を使用されます、公用車で。その場合、熊本県内においても今スマートインターというのが増えまして、北から言えば、熊本県内でも北熊本サービスエリアの前、そして、土山はそのまま、人間がおりますが、その後に城南、そして氷川。スマートインターです。

なぜこういう質問をしたかという、今、E T Cの設置に対して、私も前回、先週つけに行ったら、助成金があって、ただですよと言われた。つけましたところ、セットアップ料の600円だけしか取られませんでした。県内キャンペーンがいつまでかを見たところが、1月27日から6月30日まで。こういうキャンペーンを利用して公用車に全部つければ、E T Cのメリット、朝早くから出張するときの早朝割引、休日の割引、それとスマートで降りられるというところで目的地への短縮、そういうのができます。県内を調べましたら、E T Cのこのキャンペーンが効くショップが350店舗ぐらい熊本県内にあります。ですから、せっかくですので、こういうのを利用して公用車にE T Cを設置してみてもいいかかなと。トータル的に見れば経費の削減につながりはしないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

情報を提供いただきましてありがとうございます。そこあたりを確認いたしまして、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やはり限りある予算ですので、前回の公用車の公売にしても、今回もまたお金になっておりますし、やっぱりこういう少しの辛抱が将来的に無駄な予算の削減になるかと思えますので、前向きに検討していただきたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）先ほどは地域おこし協力隊で36ページだったんですけども、37ページの一番下の助成金というのは、どういう利用法なのか教えていただければ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）中西議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、補助金等、地域おこし協力隊活動助成金という形で、地域おこし協力隊の方が活動される上で、活動助成金のほうを払っておりますが、こちらにつきましては、住宅の借り上げ費が4万円と、自分の車を使っただいておりますので、車両の借り上げ費が月2万円です。あとは、活動の旅費という。自分の車を使っただいておりますので、そういった距離に応じての燃料費あたりと事務用品、あとは通信運搬費としまして、電話代関係を月3,000円という形で支払いをしております。それが一応その活動に対する助成金という形になっております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）了解しました。どんどん活動を自家用車、自前の車でされているとは思いませんでしたから、そういうのにお金を出していただくのはいいことだと思います。

続けて、すみません、ページは104ページで、中身そのものは教育委員会関係の話なんですけれども、文化財標柱、35万8,000円組んであります。今、何でこういう話をしたかといえ、企画商工課長がお答えいただいて、文化財の標柱、場所云々は、ちょっと私は分かりませんが、せつかくこういうのをつくるわけですから、ぜひ、いつもの話ですけれども、PRのほうはおたくの課になると思いますので、どんどん出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お返事をいただければ。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）中西議員の質問にお答えいたします。

文化財については、今ここに挙げているやつにつきましては、年次計画で計画を立てながら標柱を立てていっております。完全な形ではございません、まだ半ばぐらいでございます。その中では、言われるとおり、最終的に出来上がれば、位置的なものとか場所とか、そういうようなやつを企画と相談しながら、担当者とも調整をしながらやっつけていこうかなと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）なぜかといいますと、人口増につながる話ではないかと思っています。やっぱりあの手この手を使って村のPRをするのは大事なことだと思いますので、ぜひ手を組んで頑張りたいと思います。

では、ちょっとまとめます。もう一つ、すみません。

ページ51の民生費扶助費で高齢者住宅改造事業というのがございます、90

万円。言いたいのは、周知徹底というか、なかなか高齢者の方はこういうのがあるというのをご存じないのではないかと思います。やっぱり民生委員さんであったり、いろんな対応される方々がお手伝いされて話が出てくるのかなと思いますけれども、周知のほうをいかがされているのかをちょっと伺いたい。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

住民さんへの周知ということで、今現在、取組としては、直接相談があった場合とか、あと社協さん等を通じて相談があれば、対応しているということで、ご指摘のとおり、ちょっと周知不足といいますか、そういう形で、多くの方が、こういう制度があるということを知らない方もいらっしゃるかと思いますので、今後、こういった制度に関しては、広く周知できるよう取り組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）なかなか弱者の方というか、特におひとり暮らしの方がメインになると思いますので、利用できるところはとことん活用していただければと思っています。

最後に1つだけ。もう一つであります。

前回、総務委員会ではご説明いただきましたけれども、総務課長から、庁内のトイレの件もご説明いただきましたけれども、改めてここで何か計画等をお話しいただければと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）中西議員のご質問にお答えいたします。

先般の総務福祉常任委員会の中でもご質問を受けたところでございますが、庁内のトイレの洋式化ということでのご質問だったかと思います。財源のほうを今精査しながら検討しております。来年度予定されております新型コロナウイルス地方創生臨時交付金等を活用して取り組めればということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）ぜひ乗れればと思いますので、頑張ってください。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

先ほど西口議員が質問されました82ページの村営住宅管理補助業務委託でございます。

私たちも、休憩時間であったり、食事の時間であったりと、この議題中でいろいろ議論もしております。その中で、西口議員が言われましたとおり、こちらの管理のほうがちよっとずさんだということをお話しましたところ、自

分のアイデアというか、提案ですけれども、こちらの管理とかでシルバー人材センターなんかいいんじゃないかなと思ひまして、シルバー人材センターが、本当か冗談か分かりませんが、何か仕事があれば自分たちにもお話しくださいということをお願いしまして、この住宅管理、今までは資格が要るのではないかと感じておりました。

賃貸契約とかでは宅建の免許が必要ですが、こちらは村と直接の賃貸契約となるので、資格は要らないということであれば、シルバー人材センターは結構いろんな職業の方がおられますので、例えば、ちょっとした工事であっても自分たちができる。手直しとかでもできる。また、管理も村内の方々が、自分たちの西原村内の人たちだから、一軒一軒ずっと回ったりとかも何日かかけてできたりとか、また、お話しとかでもちょっとできるのではないかと。ぜひこちらのほうも検討していただきたいんですけれども、シルバー人材センターさんのほうにはこういう話は一切しておりませんが、そういった話を持ち込むことはできますでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

熊本地震から、住宅の管理業務ということで、不動産の知識、ノウハウをお持ちの業者という形で、この間、委託のほうを継続してやってきたかと理解してきたところでございます。ご提案ということで、村のシルバー人材センターということでございますが、事実上反対するものではございませんので、その辺は私どものほうでもちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）こちらは自分の考えですので、ぜひシルバー人材センターさんのほうにお願いすることを提案します。

住宅会社がノウハウを持っていらっしゃるの当然でございますけれども、結局は管理に対してどうなのかといった場合に、私たちが思うには、そこには人がおられますので、人と人との触れ合いも大事だと思いますので、こういう人たちにはうってつけではないかということをお自分でちょっと感じましたものですから、ぜひシルバー人材センターのほうにお話しください。お願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、今、不動産会社がされておられるんですけれども、当時は震災後、仮設住宅がいっぱいございました。そういう中で、専門業者でなならないとということで不動産会社に頼んだというふうに記憶しております。もう今になれば、一般の方というか、おっしゃったシルバー人材でもいいんじゃないか、金額も安くなるんじゃないかなというふうに感じておりますので、それはぜひ検討させていただきたいというふうに思ひます。

それから、もう質問は終わりですね。今までいろいろありましたけれども、

防犯灯の管理も1社じゃなくして2社ということも考えていきたいというふうに思います。やっぱり同じ方がずっと受注されておりますので、何かあるんじゃないかなと疑われても仕方がないというふうに思いますので、2社に、2つに分けて発注すると。ただ、1社の方が2つとも取られるかもしれませんが、それは分かりませんが、そういう形ですならばというふうにも思います。

また、マイナンバーカードの話もありましたけれども、できるだけ多くの方に利用していただければというふうに思っています。ただ、あまり厳しくすると利用者が減りはしないかなということも懸念されますので、そこら辺は考えながら進めていくなればなというふうに思いますので、またご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、最後です。

○議長（山下一義君）最後ですね。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、71ページをお願いします。農林水産業費、農業費の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金。こちらは4月から新体制に変わると聞きましたが、旧体制と新体制の違いとかについて詳しくお願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業次世代人材投資資金ということでございます。従来は青年就農給付金というふうに申してございました。50歳未満の方が新たに農業に就業される場合には、個人であれば1年間に150万円掛けるの5年間、夫婦であれば225万円掛けるの5年間というような交付が行われる制度でございます。

この使途としましては、当然生活費等に充当することもできますし、投資として機械購入等に充てることもできる、非常に自由度の高い使途内容でございました。一定の所得に達した場合には、この交付の打切り、あるいは減額というような制度も途中から採用されたようでございますが、これも今年度までで、この事業は終了いたします。これまでに認定されている方たちで、まだ交付期間5年間以内の方については、次年度以降も引き続き交付対象となるということでございますので、例えば、今、3年間もらった。あと2年間ありますよという方は、当然あと2年間同じ制度が引き継がれるという内容でございます。

新年度からの体制といたしましては、農業新聞なんかには既にもう公表されてございますが、1,000万円を上限とした支援を行うというような内容になってまいります。この1,000万円がちょっと独り歩きした感はございますけれども、最近になって具体的な内容が発表されております。内訳といたし

ましては、1,000万円のうち、従来の150万円の支援、資金については引き続き行われると。ただし、5年間で3年間に縮減されるということで、最大450万円まで交付を受けることができるというような内容です。

1,000万円のうち、それで450万円使ってしまうので、残り550万円ということですが、この450万円を使った人に関しては、残りの550万円のうち500万円に関しては機械施設等の導入支援を受けることができると。ただし、事業費が500万円を上限ということになってきます。そのうちの25%については個人負担ということになりますので、500万円の補助事業で機械施設の導入ができるというふうな制度がセットになってくるというようなことでもあります。

従来の制度の中で、特に親元就農に関しましては、当然同じように150万円交付を受けることができているわけですが、ただし、全くの新規就農の方というのは、その時点でリスクをしょっているわけですので、親元就農にも一定のリスクを負担してもらうという国の制度でございますので、新規の作物1品目以上取り組まなければならないというような制度でございました。これについても同じように踏襲されることになってまいります。

ただし、機械施設導入支援の取組に関しては、そのリスクを負う要件というのは設けられていないというような内容に変わってまいります。若干、自由度が上がったといえますが、確かに150万円の交付金が3年間に短縮されたということで、より早い定着というのが必要になってはまいりますけれども、その間に、500万円を上限ではありますが、機械施設の導入に取り組むことも可能になったということで、一長一短ではございますが、そういうふうに制度改正されていくということでございます。

ちなみに、今回当初予算で計上しております1,200万円につきましては、従来からの方たちで7組9名ということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

それでは、歳入歳出含めて、ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページでいいますと41ページ、大変ありがたいということで質問させていただきます。

地域振興費、新たに項目をつくっていただきまして、力を入れるよということが、村内外に向けても発信できるかと思っております。委員会の中でも少し話が出ましたが、河原校区、この議会の中に3名おりますけれども、また、執行部の方々も河原校区の出身の方がおられますけれども、まずもって執行部、また議会同志の皆さん方には感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回の予算、初めてついたということで、大変ありがたいところで

す。いよいよ2週間もたちますと新たな年度がスタートに入っただけです。早速、委員会のほうで企画課長には説明していただきました。ただ、要綱はもうちょっと見せていただいております。今後、新年度がスタートいたします、早速あってくれと非常にありがたいんですけども、そううまくいくものでもないというふうな思いもしております。やはり村のPRであったり、職員並びに村民からの口コミであったり、そういったことも大事になってくるといったことです。旗を上げて失敗するわけにもいきませんので、まず、国費を使っていけるということで、大変優位な事業にもなりました。

村長におかれまして、多分そちらの手元に一度は回ってきましたか、要綱案は。まだですか。そういうふう聞いていたので、趣旨等も非常に河原限定ということで書いてあります。新築ということで限定的でありますけれども、今、河原校区内にも空き地が地震後に結構出ています。そのやつも対象になるということで、不動産売買にもある意味プラスの効果があるんじゃないかならうかと思っております。

あと、新築限定ということで、もうちょっと、まだ案の状況で見せてもらっていますので、まずはこれでスタートしても構わないと思っております。いろいろな移住・定住の番組がありますね。今、特に地震後とコロナ禍の中で、大手企業も新幹線通勤であったり飛行機通勤であったりできるような形で、地方に人口を集中していこうという政策もその中にありまして、よく見ると、新築物件だけで移住されておられる方もおられますけれども、中古物件、その土地にもう既におうちがあつて、それを買い取られてしとる方もおられます。

柔軟性を考えれば、趣旨は同じ趣旨で、額を少し、例えば40万円、30万円、30万円で計画されていますけれども、20万円、10万円、10万円でもいいし、そういった形でリフォームされて住まれる可能性のほうが高いですので、そういった方向を追加していただいで進んでいただくと、また動くんじゃないかというふうな思いもあります。こればかりは村長の判断一つとなりますので、予算も取りあえず二口分ですね。予算を補正で積み増ししていくという形になるかと思っておりますけれども、その辺を含めて、まずは課長のほうから説明いただいで、その後、村長のほうに補正をしていただければと思っております。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいま宮田議員のほうからの質問にお答えしたいと思います。

一応、西原村の定住促進事業補助金の制度としまして、まずは今のところ、新築及び新築の建て売り住宅の購入に対しまして100万円、条件としましては39歳以下の移住者、対象地区が河原校区という形で考えております。あと、村外に5年以上、別の地に住所がある方が条件という形になります。

あと、今言われましたとおり、初年度40万円、2年度30万円、3年度30万円、トータル100万円という形で考えております。これは、今年の6月の定

例会の中でも上野議員あたりから質問がありましたとおり、村長のそのときの例として、そういったところで検討していくというお話でございましたので、それを基に検討しておるといふ状況でございます。

宮田議員が先ほど言われましたほかの町村をちょっと調べてみますと、中古物件の購入というので半額とか、リフォームをした費用に対して2分の1で上限50万円までとかいうふうに出されているところもあります。ですから、まず取っかかりという形で新築物件を補助対象にしていこうという考えで、今、進めておるといふ状況でございます。私からは以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）中古物件、それでもいいんじゃないかなと思いますけれども、まずは今回初めて、ようやくここまでこの交付金が出てきました。いよいよ造成して販売ということになりましたので、それは売行きも少し見ながら、その先を検討するならばなというふうに思っております。

中古物件もいろいろありますよね。二、三年たった中古物件もあるし、40年、50年たった中古物件もあるかと思えます。中の改修をしてでも、建てるぐらいかかる改修もございますので、そこら辺のすみ分けもちゃんとしなきゃならないということで、今回は建て売りで新築でありますので、何も迷うところはございませんけれども、まずそこら辺を今回して、多分、4軒ありましたがけれども、4軒ではもともとの住宅でありましたので、つまらんかなということで、3軒になるかもしれません。その売行きはどうなるのか。それを見ながら、再度またそういった造成を打って販売をするようなことをするのか。それは考えなくてはならないということで、まずはこの状況を見させていただきます。そして、その状況次第で、すぐ売れるのであれば、またするという事も考えられます。

もう実際、この前、新聞に100万円という形で載りましたので、私のほうにもお尋ねがあつて、中古物件ばってん、また新しいものになるということでもありますので、中古は中古だけん、できんですばいと言いました。はっきりと。新しい違いとか言われても判断しようがございませんので、新築と建て売り住宅しかできんですけんねということで、お話をさせていただいております。

この件は、村が造った住宅に来るならばということでもありますけれども、その辺も含めて今後いろんな動向を見ながら次の対策を講じていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）村長と課長の認識が少し違うように聞こえています。村長は今、今度造成する場所を限定的に考えられとるみたいなお話でしたが、委員会の説明では、「河原校区」の声）校区全体、要綱も校区全体としてやるんです。校区内であつたら今、空き地は結構、部落内にもあり

ます。新たな造成をしていくと、この要綱の中で、離れた土地になってきますと、集落内に地元集落と書いてあります。地元集落に課税義務が課せられています。当然入っていただきたいという私ども既存の集落の思いはあります。

新しい団地を造成して、そこが既存の集落に入っただけかというのは、また難しいところもあります。今回の場所は集落内の場所ですので、いいかと思えますので、村長のほうが少しハードルが高いようなお話にも聞こえました、産業委員会の中とかですね。実際、打診はあります。私にもあります。もうちょっと待っててください、春、条例が通りますのでという形でおりましたけれども、一応この要綱を、村長、しっかり見ていただくと、そんなもん自分がやる造成地域だけじゃありませんということが書かれております。

ということで、ちょっと認識を、ハードルを少し下げてくださいと幸いかと思えますので、よろしく願い申し上げます。

村長、答弁しますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）団地じゃなくしても、一戸建てでも、もちろんよろしゅうございますので、そこら辺は河原校区を対象とした今回の取組でありますので、先ほど言いましたのは、あの団地はあの団地として早く、どのようなお客さんが来るのか、どれだけ早くつくのか。それを見定めて河原地区全体に広げていくということでいきますので、そこら辺は同じハードルだと思えますけれども、こういった形でいきます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

僕も最後の質問にします。

令和4年度の一般会計の予算ということで、58億4,700万円強ということで予算が組まれています。いつも思いますが、基準財政規模からいってたら大きな予算ということで、ある意味、日置村政の西原村をもって、あと事業系も頑張ると。発展してどうにか人口増にもつなげていこうと。また、子どもから大人まで、また老人まで、幸せに暮らせる村という思いがあるかと存じます。財政的には非常に折衝が厳しかったかもしれません。おのおの課長、笑っていますけれども、予算折衝の中で厳しい査定をいただいた課もあるかと思えます。

その中で、これは補正も関連しますが、3月の補正で随分減額されましたところもあります。もっと早く分かっていたという部署も多数あったかと思えます。今回取下げをされましたけれども、不用額として決算に表れるよりいいだろうと。もっと早めにいうと、12月定例ほか2月にも臨時会がありましたけれども、あの辺でも取り下げていただければ、なお結構かと思えました。そういった思い。それと、村長が、いろんな答弁の中で出てい

ますけれども、無駄使い、また議会側からも最小限度の予算で最高の効率を上げるという前提の中で今回組まれています。

会計管理者には少しお話を聞いていますけれども、今回も一借5億円限度額として組まれておりますけれども、財政の中で、この一借がよかったのか。あと、基金取崩しの手があったと思います。財調ですね。財調の額は会計管理者のほうに振ったほうがいいのかと思いますけれども、会計管理者は今日下を向いていますので、聞きはしませんけれども、最終的にこれに至った経緯を財政の立場から、最終的には村長が決断されたと思いますけれども、まず財政の立場から総務課長に最後は振りたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えいたします。

来年度の当初予算につきましては、当初予算編成の方針ということで、総務課財政係より、各課長、全課のほうに示しはさせていただいたところでございます。

昨年8月に試算いたしました中期的な財政の見通し、令和3年10月、令和3年から10年度でございますが、やはり起債の償還額が大幅に見込まれるということと、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まりまして、それに伴いまして待遇改善を含めた人件費がもう上がってきているということと、社会保障経費が右肩上がりに増加していくと。あと、この状況から、令和10年度まで投資的経費を抑制いたしましても単年度収支については財源不足が見込まれるんじゃないかと予想しているところでございます。

熊本地震につきましても、今後、起債償還がピークを迎える令和5年、令和6年を予想しておりますが、それを控えまして、予算要求につきましても最低限財源を確保した形で、検討した上で予算要求していただきたいという編成方針をお示ししたところでございます。

財政調整基金につきましても、議員もうご理解のとおり、不測の事態に対します対応に当たりまして、財源不足が生じた場合の基金として基金を造成するという趣旨で、この間、要請してきているところでございますが、一方で、国のほうでは財政調整基金のあまり多過ぎる自治体についての把握もできてきているところでございまして、先般の財務省の会議の中でも、これはいかなものかというような意見も出されているところでございます。

ただ、本村においても、当然これはさきの熊本地震と同じように大規模災害のときに必要な緊急的な予算という形で理解しておりますので、財政調整基金につきましては、私どもの考えとして適正に予算化して対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）財政の総括である総務課長からは、そのようなお話でありました。

これは村長が最終的には選択して決められるというふうなところでありますけれども、財調をすぐ出せるような形態と、財調の中でも税金が入つとる部分がたしかあったと思います。その分をうまくやりくりすれば、一借の枠は取ってもいいんですけれども、予算の枠の中で、ほかの基金の繰入れに関しては特定の目的のあるやつばかりですよ。一般的な財源の枠組み、こればかり、このパターンを繰り返していくと、うちは財調だけが積み上がっていくような自治体に国から見えますという思いもありますので、この辺は操作のやり方だと思うんですけれども、最終的に判断の基準か何かがありましたら、村長、答弁していただければと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）判断の基準というものはございませんけれども、先ほどもお話がありましたように、あんまり財調が多過ぎていかんと。今年度末で約25億円ほどございますが、私どもが国のほうに予算要求に行きますと、西原村は金を持っておるでしょうかと、この言葉が返ってまいります。ただ、今の借金もかなりありますので、この借金ばかりわやんともおいかんとすばいと。熊本弁で言いましたが、大変ですもん。だから、財調は持つとかないかんですもん。あるときにお金がなくなると。

減債基金ももちろんございます。減債基金は、あんまりここに2億円余りがありますけれども、合わせて27億円は我々が自由に使っているいいお金、あとは目的のある基金でありますので、そういったことでっております。

全ての基金を合わせると、今のところ41億円余りということでございますが、借金が、起債の残高が本年度末で108億円ほどございます。これを返していかなくはなりません。地震の事業を持ったからといっても、今これで借金は減りません。体育館は造りますので、いろいろな起債があつて、体育館のときは交付税措置が高うございましたけれども、今はそんなに高くはございません。総合体育館でも4分の1は自前で出さなくちゃならん。4分の3ほどは交付税ともとの交付金、補助金がありますので、そういったことで、なかなか借金が減らないということで、事業をすれば、ほとんどが半分は国費、半分の起債ということになりますので、その起債もだんだん今は大きくなっております、交付税措置も。だから、なかなか減らないということはそこです。

今後の見通しとしては、来年度末も106億円ほどになります。今年108億円ですけれども、去年が106億円ございましたけれども、そういったことで、その水準を行ったり来たりしておりますけれども、これは、今年あまり事業をしなくていいならば減っていきます。前提としては、令和4年度、起債の見込みが6億9,000万円ございます。昨年度は14億9,000万円ほどございました。体育館を造っておりますので、金は要るということで、要るけれども、やらなくちゃならないと。本当を言うと自前にありますけれども、あれは

50%は交付税措置があるということでありますので、借らないほうはないということで、借って事業をやっております。借金を返しても今のところは追いつかない状況であります。ただ、これで二、三年、あまり大きな事業をしなかった場合は、起債残高は減るんじゃないかなと思います。

そういったことで、今後、今回もいろいろ予算査定するときも、要らないのではないかもしれないけれども、今せんでよかろうということは落として予算編成をやっております。予算編成、なかなか各課ともやっぱり要るのは要るということで上げてきておりますけれども、金がないならば予算を組めませんので、予算がなければできませんので、そういったことをやりくりながら今やっておるということでございます。

なかなか厳しい状況は、しばらくは続くかと思えます。すぐには楽にはならないということでありますので、全課含めて経費の無駄使い等はやめていきたいというふうに思えます。やめていきたいというか、もともとやめておりますけれども、さらに経費の削減に努めていきたいというふうに思っておりますので、また議員各位におかれましては、今後ともいろいろな面からご指導、ご協力をお願いしたいというふうに思えます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）村長の自分の足元の部署を叱咤激励するような答弁をいただきましたけれども、現在の議会は、いろんなお話をしますけれども、そんな厳しいことは各議員言っていないと思います。ただ、襟を正して頑張ってくれという前向きな話でやっているのが現在の議会であります。

私が言いました財調につきましては、あまり持ち過ぎると後々困るので、一借をするよりは得だったような感じもしましたがけれども、それは村長が最終的には全て判断したというところで思いがありますので、それは結構です。

予算の不用額につきましては、早めに減額するなりやっていたら、これは毎回決算のときには言われる話ですけれども、そのときに不用額が多いと大きな指摘を受ける。3月定例会で、手前で落としておくという操作もありますけれども、なるべく12月段階で分かれば12月。持っておきたい気持ちも分からんでもないですけれども、その辺はやっていたら、なおいいかなと思います。

何しろ、この予算が来年度のはしりになりますので、6月早々、減額、人件費等は人事異動がありますので、分かりますけれども、落としていますかとか、いきなり足りませんとかいう話が出ないように思っていますので、よろしくお願い申し上げて、頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、令和4年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は18日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 3時02分 散 会

第 4 号 (3 月 1 8 日)

令和4年第1回西原村議会定例会会議録

令和4年3月18日、令和4年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年3月18日（金曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 村長提案理由説明（同意第1号）
- 日程第 2 議案第17号 令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第18号 令和4年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第19号 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第20号 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第21号 令和4年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第22号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第23号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第25号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 同意第 1号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 発議第 1号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 発議第 2 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について

日程第 1 4 発議第 3 号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議す
る決議について

日程第 1 5 組合議会の報告等について

日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

| | |
|------|-----------|
| 1 番 | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 2 番 | 高 本 孝 嗣 君 |
| 3 番 | 小 城 保 弘 君 |
| 4 番 | 堀 田 直 孝 君 |
| 5 番 | 坂 本 隆 文 君 |
| 6 番 | 中 西 義 信 君 |
| 7 番 | 西 口 義 充 君 |
| 8 番 | 上 野 正 博 君 |
| 9 番 | 宮 田 勝 則 君 |
| 10 番 | 山 下 一 義 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 米 口 三喜男 君 |
| 議会事務局書記 | 林 田 愛 弓 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 村長 | 日置和彦君 |
| 副村長 | 目床順司君 |
| 教育長 | 竹下良一君 |
| 総務課長 | 須藤博君 |
| 企画商工課長 | 林田浩之君 |
| 教育課長 | 吉田光範君 |
| 会計管理者 | 西山春作君 |
| 税務課長 | 小栗優君 |
| 産業課係長 | 松永誠司君 |
| 復興建設課長 | 吉井誠君 |
| 住民福祉課長 | 廣瀬龍一君 |
| 保健衛生課長 | 松下公夫君 |
| 保育園長 | 槇原加奈子君 |

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、村長追加議案提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村副村長目床順司氏が令和4年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任したく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたします追加提案は、同意1件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長追加議案提案理由の説明を終わります。

日程第2、議案第17号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,113万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表

歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億6,520万1,000円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税2万円でございます。これらの現年分につきましては、1月末の調定を基準に収納率を考慮して算出しております。また、退職被保険者国民健康保険税につきましては、令和元年度において被保険者が0となりましたので、滞納分のみを計上しております。

8ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億8,695万1,000円でございます。この交付金につきましては、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金に分かれております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金6,785万1,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など法定内の繰入れを一般会計からお願いしております。

9ページをお願いします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,000万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億8,000万円。これにつきましては、令和3年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費8,700万円の高額療養費につきましても、令和3年度給付見込額を参考とし、医療費

の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分1億8,610万5,000円でございます。医療給付費分の事業費納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため県に納める納付金で、その財源は主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付費の総額から市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して熊本県が決定する金額となっております。

款3 国民健康保険事業費納付金、項2 後期高齢者支援金等分5,038万3,000円でございます。こちらも県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金となります。

款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分1,997万4,000円でございます。こちらも県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

14ページをお願いします。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費753万4,000円でございます。主なものとしましては、12委託料に537万3,000円、特定健康診査等事業に対する委託料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

7ページの歳入についてご質問いたします。

一般被保険者の保険税が、今年度と昨年度と比べて1,588万8,000円増えております。ということの原因は、税務課長にお尋ねしますが、被保険者が増えたのか、同じなのか。あとは軽減ですね、7割、5割、2割。その数字はどれぐらいかと、近年そのあたりの動きはどうなっているか、お伺ひいたします。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

予算で見ますと昨年より1,400万円ほど伸びておりますけれども、被保険者自体は、震災後ほぼ変動はあっておりません。今、令和3年度の本算定時におきまして、世帯が984世帯、被保険者が1,701名となっております。全体的に所得のほうが、コロナ禍で大変不況で心配されているところでありましてけれども、被保険者の所得につきましては、ここ3年ほどで若干上昇しているところがございます。それが主な今回予算が上がったものの要因でございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）被保険者が横ばいということで、所得割が増えたと。健康保険税というのは、算定するにあつては目的税ということで、その年度に使う費用に対して保険税交付金、そのあたりを考慮して算定しますが、所得割、均等割、平等割ということで、所得割が何と10%以上ですね。全部合わせたら12%ぐらいを占めておるといところで、この要因というのは、私も甘藷農家ですので、多分甘藷の所得の増が影響しているのではなかろうかと思っております。私は農協出荷ですけれども、農協だけでも昨年度が53億円ですか、組合員53人で54億円と、昨年より1億円ぐらい増えておりますが、そのあたりの因果関係が本当にあるか、ないか。せつかく今日、松永係長がお見えですので、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課、松永係長。

○産業課係長（松永誠司君）ただいまの堀田議員の質問についてなんですが、所得割が増えた、甘藷農家の所得が上がったということかと思えます。その中で、産業課として、当然うちのほうでは販売額は把握できたとしても、所得額のほうは把握できていないというのが現状であります。

ただ、堀田議員も言われましたとおり、平成25年頃の金額から比べてみますと、私のほうで把握できるのが令和2年現在でも約5億円ということで、平成25年度が2億5,000万円ということで、大幅に販売額のほうは伸びているというような状況であるかと思えます。

その中で、作付面積自体は平成25年ぐらいからあまり増減していないと。でも、販売額のほうは上がっており、令和2年現在で平均の販売価格は1軒当たり約900万円ほど売り上げているというような状況です。作付面積も変わっていないような状況で販売価格上がっているということから見ても、所得額は伸びているのかなというふうに考えております。

ただ、西原村の農家さんの平均年齢が今67歳ということで、県下で見ても、販売農家の50%が60歳以上の農家さんということで、高齢化が進んでいることが分かります。今後は作付面積も減少することも予想されますので、国の政策にもあります親元就農を含めた新規就農者への支援にも取り組みながら、産地の維持及び農家さんの所得維持につながるように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）答弁ありがとうございます。思ったとおりの期待どおりの答弁をしていただき、ありがとうございます。

昨日が一般会計予算で、やはり税収が伸びておる。ただ、国保税は本当に所得割のウェイトが高いといところで、他町村では67歳平均の人というのは軽減に値するか所得割がかからないというぐらいの年齢と思いますが、そこらあたりでこれだけ上がっておるといことは、西原村国民健康保険にとっては非常に有利なところと思っております。

なぜ高いか。やはり昨年、全国的に基腐病がはやって、西原村にはまだ入っていないということで、絶対的物量が足りないというところで高騰しておるというところで、なぜ基腐病が入っていないかというのは、今、産業課を中心に村内の農家、組合員以外の農家にもいろいろ研修、周知徹底を図っていただくおかげかと思っております。助成もしていただいております。昨日言いましたが、また種苗法の改正、これもちょうんと農家の人に伝えていただいて、今後ますます所得が持続しますように産業課のほうで頑張っていただきたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）産業課係長。

○産業課係長（松永誠司君）今、堀田議員が言われましたとおり、村内唐芋農家さん、甘藷部会、部会外、125名の方を対象に、1名を除いて全員、基腐病についての講習会は行わせていただきました。今後も基腐病の取組、それとまた品質向上につながるような取組ということを目指し、また村としても進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第18号、令和4年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、令和4年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和4年度西原村介護保険特別会計予算。

令和4年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,147万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億6,696万4,000円でございます。1月末時点の被保険者数を考慮して算出しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億2,890万8,000円でございます。これにつきましては、令和4年度の給付見込額を支出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を合計した金額に国庫負担割合を乗じて計上しております。

同じく国庫支出金で、項2国庫補助金5,291万4,000円でございます。これにつきましても、令和4年度の給付見込額に国庫補助金割合を乗じて計上させていただきます。

7ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1億9,348万6,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和4年度の給付見込額に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億399万1,000円でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様で、県費の負担割合を乗じて計上しております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1億1,896万5,000円でございます。これにつきましても、令和4年度の給付見込額に村の負担割合を乗じた金額を一般会計から繰入れさせていただきます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

10ページをお願いします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費6億

6,752万4,000円を計上させていただいております。令和3年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

11ページをお願いします。

款2 保険給付費、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費1,447万2,000円でございます。これにつきましても、利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者に支払うものでございます。これにつきましても、令和3年度の給付見込額を参考として、利用者数を考慮し予算計上させていただいております。

款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費3,104万4,000円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、令和3年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、目2 介護予防ケアマネジメント事業費、1,740万円と330万円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者・事業対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの事業費とケアマネジメント作成委託料として令和4年度の見込額にて計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費765万9,000円、これにつきましては、地域介護予防活動支援事業委託料等を計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目4 生活支援体制整備事業費505万6,000円でございます。主な内容につきましては、高齢者の介護予防に係るサービス提供体制の検討及び高齢者の地域での支え合い体制づくりを推進していくために、社協に委託し、生活支援コーディネーター等の設置及び運営費として計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目5 認知症総合支援事業費573万円でございます。内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されることから、認知症地域支援推進員等設置促進事業委託料371万6,000円、社協に委託及び認知症初期集中支援事業委託料201万4,000円、こちらを益城病院に委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項4 地域包括支援センター管理費、目1 一般管理費1,250万9,000円でございます。内容につきましては、委託料で地域包括支援センター運營業務料として1,155万3,000円計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは7ページをお願いします。

県支出金、県補助金の包括的支援事業任意事業費交付金の包括的支援事業・任意事業費というのが上にあって、その下に、包括的支援事業費（社会保障充実分）とあるんですが、その違いというか、社会保障充実分のところの内容をお願いします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えいたします。

確かに名称が似通っていて、内容が違うのかというご指摘かと思えます。包括的支援事業・任意事業、歳出のほうにあるかと思えますけれども、その中で社会保障充実分に充てられる部分が、認知症施策の推進の部分、在宅医療・介護連携の推進に係る部分、地域ケア会議の実施に係る部分、それと生活支援コーディネーターの配置に係る部分に対して、この社会保障充実分の補助金または一般会計からの繰入金充てられるという形になっております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○1 番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）ほかにございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

12ページの款3の地域支援事業費の包括的支援事業、負担金、補助金の中の認知症カフェについてちょっとご説明をお願いいたします。これは予算的には一般財源なのか等も含めてお願いします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

認知症カフェという言葉が出てきましたけれども、これは地震後、支え合いセンターを中心に、仮設住宅を含めた被災者、当然地元におられる方も含めたところなんですけれども、支え合いセンターを基に、当時は気晴らしカフェという形で、あそこの仮設の中の集会所を利用して、そういう支援が必要な方またはそのご家族の方の交流の場という形で、当然、当時は補助等もあっておりましたので、進めてきていた部分であります。

ただ、それが被災者の方々が、やはり復旧・復興されて、ご自宅を再建されたとか生活再建が進むにつれて、内容的な部分をやはり見直す必要があるだろうということで、今回3月補正にもちょっと出しておりましたけれども、認知症カフェという新たな名称をつけて、当然これは認知症を患われている

方またはご家族だけではなく、やはりいろんな障害をお持ちの方とか、そのあたりも含めたところで交流の場をつくって、そういう障害をお持ちの方であつたりご家族の意見交流・交換、または、そこに専門的な職種を入れて、相談員であつたり、理学療法士であつたり、そういう者を入れて、いろんな今度は次の支援につなげる。そういう場にもなればということで今回開催するようにしております。（「予算的には」の声）

予算的には、今回、財源として、すみません、名称まではちょっと急に出てきませんけれども、財源措置はあります。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

私もいいことだと思っています。これまでは、お手伝いしてきたところが、大半はスーパーサロンというところだけ一緒に携わってきたんですけども、やっぱり柔らかな言葉って、今、何とかカフェという感じで、スーパーサロン等も大事だと思っていますが、介護給付費が減ったのも、もしかしたら影響しているのではないかと思っています。

ここはここで、別口で、そういうご参加ができない方でも何かちょっと参加できるような、先日、説明会で伺ったときは、主に五木源ハウスでやりたいという話でしたけれども、どこか拠点拠点でちょこちょこつとやったりして、何か活動を広げていただきたいと思って、今後も予算的にもどんどん増やすべきじゃないかと思って質問しております。今後も、2本立てじゃないですけども、こういうのをもっとどんどんやっていければと思って質問しています。ご見解をいただければ。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）中西議員のほうから、拡充していつてはというようなお話かと思えます。ありがたいお話であると思えます。

まずは五木源ハウスを拠点に交流活動を行いたいというふうに思っております。その中で、いや、もっと底辺を広げていくとか、輪を広げていく。そういうような施策が取れば、そういう中でまた検討させていただければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）補正で予算が上がることを楽しみにしています。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の中西議員の質問に関連します。認知症カフェ、先ほど課長は地震からおっしゃったと思いますが、私の記憶では自分が係長のときからあつたかと思えます。事業主体は地域包括センターがやっておったんじゃないかかと思えます。

この認知症カフェというのは、私も当時はそこまで効果があるのかなと思っておりましたが、地震のとき、これは私がちょっと携わっておった関係もありまして、河原小学校の避難所にこういうのをちょこっとつくったんです。最初、十数人の認知症の方がおったんですけれども、3か月ぐらいの間に認知症の方が症状がなくなってきたんです。わっと思ったんです、すごいなど。

これはなぜかという、よく考えてみると、いつも中西議員が言われるスーパーサロン、サロン、認知症の方は、なかなか家族もやらないし、「ばあちゃん行ったってどがんすつとね」「分からんでしょうが」と。家族では、また家庭の中でも、やはり「またじいちゃん同じことばっか言いよる」「まったもう」と、そういう迫害、疎外されておった。そういう人たちが家庭の中で籠もっていくということで、認知症がひどくなっていきよるといような状況がある。そこに、避難所のあの粗悪な生活の中でも、一般の人たちは外に出られた後に、ちょっとカフェみたいにお茶を自由にお年寄りが集うスペースをつくってすると、ボランティアの女子大生とかいろんな方が、足湯のサービスとかそういうボランティアに来てくれます。そういうお年寄り、「ばあちゃん、ここ、どがんね」と言う、「うん、ここはよかところだ」とか「昔は西南戦争時、官軍に焼き払われたばってんね」と。「ああ、だけんよかったんですね、ここは」という、そういう話が盛り上がる。認知症の方にしゃべらせる。そうすることによって、自分の存在感、生きがいが出てきて、「自分はここにおったって何か存在感があるたい」といような生きがいが出てきて、そういう認知症がなくなってきたと。

不思議なもので、後半戦でまた認知症の人が出てきました。それはなぜかという、仮設住宅ができて、もうそろそろ仮設住宅になわらにゃなんたいというときに、ある年寄りの人は、「私はもう娘が大阪におるけん、私はそっちに行きます」とか言うて1人ずつがおらっさんごつなつてきて、自分一人孤独感にさいなまれてくる。そして、「私は仮設に行ったっちゃ、友達が何もおらん」といような気持ちになって、ほんでまた認知症に、やっぱり一人になると。そういうところで認知症が出てきたということになっていましたので、やはりこの認知症カフェ、効果があると思いますので、中西議員ではありませんが、積極的に地域の底辺まで取り組んでいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）堀田議員の質問にお答えします。

大変ありがたい、応援のお言葉というふうに取りらせていただいて、今後する上では、やはりそういうお一人お一人のご意見を伺いながら、本当に裾野を広げて、誰でもが通えるような、そういう場をつくっていったらというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和4年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第19号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,690万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料3,892万円。

目2普通徴収保険料2,594万7,000円でございます。後期高齢者医療の保険

料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に、特別徴収分の保険料額については60%、普通徴収分については40%の割合で計上させていただきます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金617万6,000円でございます。これは、広域連合等で算出した額を一般会計から繰入れをお願いしております。

目2保険基盤安定繰入金2,387万2,000円でございます。これも広域連合のほうで算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰入れをいただいております。

次に、目3療養給付費繰入金8,921万6,000円でございます。これは広域連合で算出した額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計から繰り入れております。

款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節2一体的実施事業収入945万6,000円でございます。歳出のほうで詳しく述べますけれども、一体的実施事業費用を後期高齢者医療広域連合から受託事業収入として受け入れるものでございます。

歳入の主な内容については以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億8,332万円でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金6,486万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,387万2,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,921万7,000円となっております。

9ページをお願いします。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目3一体的実施事業費945万6,000円でございます。団塊の世代が後期高齢者医療対象者となることを踏まえ、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、医療保険制度の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とし、介護予防事業へのコーディネートや企画調整、分析を行う保健師等を配置するとともに、高齢者に対する個別的支援や通いの場への関与を行うための専門的職種職員による支援事業を実施することとしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第20号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第20号につきまして説明いたします。

議案第20号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,524万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、前年度の実績を踏まえまして6,041万8,000円を計上しております。

目2その他営業収益、節2工事申込金は、新規加入分30件とし、1件当たりの加入金11万円を乗じた額330万円を想定して計上しております。

項 2 営業外収益、目 1 補助金、節 1 他会計補助金として、一般会計より災害復旧事業債償還繰入金としまして1,636万9,000円を計上しております。

款 2 繰越金は、前年度の歳出の予備費を繰越額と想定し1,500万円を計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 水道事業費、項 1 営業費用、目 1 業務費につきまして、主なものとして、節 2 給料から節 4 共済費までは担当職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

節10需用費では、消耗品費にメーター機器購入費等100万円、光熱水費に水源地・配水池電気料830万円、修繕費に水道施設修繕費169万円などがございます。

続きまして、8ページ、節11役務費では、水質検査手数料に91万円などがございます。

節12委託料は、シルバー人材への水道メーター検針委託料135万円、資産調査業務委託料299万2,000円、施設台帳整備業務委託料649万9,000円、企業会計システム導入委託料536万3,000円を計上しております。

節14工事請負費には、中央監視システム機器更新工事に630万円、県道堂園小森線の道路拡張工事に伴います水道管布設工に601万7,000円を予定しております。

続きまして、9ページに目 2 災害復旧費、節10需用費、応急復旧修繕費としまして100万円を計上しております。

項 2 営業外費用、目 1 企業債償還金として3,112万1,000円を計上しております。

目 2 消費税相当額に300万円、項 3 予備費に794万8,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

この簡易水道の容量、能力についてお伺いいたしておきます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）簡易水道事業につきましては、配水能力1日当たり最大で2,400m³を設定しています。対しまして、去年の1日最大配水量が1,951m³というふうになっておりまして、余力が約450m³ぐらいです。これは、1人当たり月8m³ということで計算しますと大体2,000人分ぐらいは余力はあるかと思えます。ただし、ポンプが全部で、秋田原に2台と大峰に3

台あるんですけれども、仮に1基が故障した場合、大体2,000人分ぐらいということなんで、余力としてはぎりぎりぐらいのところではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

余力が、ポンプの故障とかいろいろありまして、今現在、西原村では人口的にはあまり増えていないと思いますが、宅地関係が多く増えているように感じます。今後、西原村も人口が増えるのではないかと思いますけれども、そのときに、やはり故障とか何とかで水が行かなくなったとかという場合がありますので、2,000人ぐらいでありますけれども、もう少し、故障とか何とかも考えて、余力のほうを何とか維持できるように考えてもらいたと思いますけれども、この点はどうでしょう。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）現在、毎年、予算では30件としているんですけれども、過去10年遡ってみますと40件ぐらいずつ申込みがあっております。40件で、なかなか人口には比例していませんもんで何でかなとは思いますが、今後、小森水道とかも合併予定でございまして、今、大切畑ダムの補償工事として小森水道の水源も確保しておりますので、今回、資産の調査等も令和4年度に行う予定でございまして、それを加味して全体的に考えていければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

やはり水は住民に対して一番必要なものだと思っておりますので、確かにできるような方法でしてもらいたと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第21号、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君)議案第21号につきまして説明いたします。

議案第21号、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算。

2ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業用水道事業予算。

総則。

第1条、令和4年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8ヶ所、(2) 年間総給水量32万3,390m³、(3) 1日平均給水量886m³、(4) 主要な建設改良費0円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,621万8,000円、第1項営業収益1,600万8,000円、第2項営業外収益1,020万9,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,621万8,000円、第1項営業費用1,967万6,000円、第2項営業外費用70万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費584万1,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入0円、資本的支出0円。

議会の議決を経なければ、流用することが出来ない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,185万円、(2) 交際費0円。

利益剰余金処分。

第6条、繰越利益剰余金のうち0円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0円、(2) 利益積立金0円、(3) 建設改良積立金0円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、8万円とする。

令和4年3月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように8か所でございます。1日の給水量としまして、昨年度実績として886m³を予定しております。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

16ページからの支出の水道事業費用につきましては、昨年度から大きく増加するのは、目3総係費でございます。これにつきましては、任期付職員の在職期間に伴う人件費の手当等の増加によるものでございます。前年比が85万9,000円の増加となっております。

続きまして、18ページ、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出に関しましては、今年度は0円でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時18分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第22号、日程第8、議案第23号、指定管理者の指定についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第22号、議案第23号につきましては、全て指定管理者の指定についてであり、一括して内容を説明させていただきます。

議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村青少年の森（風の里キャンプ場）。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3166番地3。名称及び代表者、西原村商工会、会長、内田敏則。指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村青少年の森指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

西原村青少年の森（風の里キャンプ場）につきましては、平成18年4月1日から西原村商工会を指定管理者に指定し、現在まで施設の運営管理を行っていただいているところでございます。

令和4年3月31日で、その指定管理者の指定期間が終了いたします。

本施設の管理につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定として、施設の管理を安定的に行い、人的・組織的能力を有していることや、利用者本位のサービス提供や地域連携、施設の効用を最大限に発揮できるということから、さらに指定管理者としての実績を総合的に勘案し、西原村商工会が引き続き管理運営をすることが望ましいと判断いたしまして、お願いするものでございます。

続きまして、議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流館糸舞季）。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字河原3460番地。名称及び代表者、一般社団法人西原村観光協会、会長、廣瀬和彦。指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流館糸舞季）につきましては、令和3年4月から一般社団法人西原村観光協会により、1年間の指定管理を行っていただいております。

令和4年3月31日で、その指定管理者の指定期間が終了いたします。

本施設の管理につきましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、人的・組織的能力を有していることや、来場者への観光案内などのサービス提供や地域連携による本施設の効用を最大限に発揮できることなどを総合的に勘案し、一般社団法人西原村観光協会が管理運営することが望ましいということを判断いたしまして、お願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

どちらからいきましょうか。議案第23号のほうで。

今回、表向き5年間という形で、1年から継続してさらに5年間ということをお願いするというようなお話であります。

この1年間、現地のほうを幾度か視察も含めて見に参っていますけれども、常駐という常駐ではないようなところも、常に常駐ではないようなところですが、常駐の定義というよりは、すぐ連絡がつくから常駐には値すると思っておりますけれども、2名の方でされておったかなというふうな感じです。

この委託というか、最終的に指定管理者、あそこはなかなか収益が上がらないということで、地元も悩んでおったところからの専門職という形で観光協会にお願いしているところでもありますけれども、委託料が発生すれば提示していただきたいと思っております。契約書の内容は議場の中ではなかなか見えませんので、お願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）宮田議員の質問にお答えしたいと思います。

今現在、観光協会のほうでは、地域おこし協力隊がある程度事務のほうは当たっているところでございます。

委託料につきましては、65万円という形で年間の委託料を組ませていただいておりますという状況でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）人件費はそちらから出るというのは議会議員全員知っておるところでありますけれども、この65万円、電気代等施設の関係でかなとは思っています。65万円、あそこを維持するには金額的には月5万幾らと

ということで、適正かなというような判断をいたします。

来年度以降、今、結構、以前よりはPR活動を含めて頑張っておられるというのは、そういった形で一般の方が目に入るような、特に若い世代の方々には目に入るような形が見えてきています。できますならば、あそこに、2人ですから、1人はおっていただきたいなというような思いです。空っぽにしないというのをやっていただければ、地元としては非常にありがたいと。

現に交流農園のほうにはほかの方が常駐されていますが、下までなかなか目が届かないというところもありますし、やっぱり昨年度、令和3年度もありましたけれども、いろんな道ば間違えて来らすとですよ、よその方が。特別令和3年度は通行止めをどっちからも建設課でしたよね。という形で、行ったけど通れなかったの、聞きたいけども誰もその沿道にはいないということで、たまたま道を聞かれたりして、手前のほうからずっと部落の中に入って、こっちから行けますよということで道案内をした経緯もありますので、やはりそこにおっていただくことと常に店が開いておると。たまたまその日は開いていましたので、平日ですけども、よかったとは思いました。

というところで、特にもう4、5、6、7、8、9、10、11。12月も今はぬくうなりましたから12月、1月は全部開けろとは言いませんけれども、おっていただきたいというのは私の希望でありますので、その辺も了承していただければと思いますけれども、企画商工課長、所管ですので。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今の質問にお答えしたいと思います。

一応、今、観光協会のほうで、先ほども言いましたように地域おこし協力隊のほうが、体制的にちょっと、昨年途中でやめられたという等もございまして、ちょっと人数的にシフトの組み方で、協会の方の役員さんあたりにもちょっと出ていただいておりますという状況でございます。

新年度からは地域おこし協力隊員も若干増えてきておりますので、その辺でシフトのほうも考慮しながら、できるだけ常駐するような形でお願いしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

常駐というのは最低条件というような感じがします。それに枝をつければ、販売等も含めてやっていただければ、もうちょっといいかなと。自分たちの給料稼ぎじゃありませんけれども、そういった形でやっていると、維持費の65万円、どこで商売しても毎月の家賃であったり光熱費であったり使うものですから、事務をするためだけじゃなくて、そういった形でやっていただけることを期待しております。そちら辺はよろしく申し上げますとしか言いようがありませんので、お願いしたいと思います。

もう一点ようございますか、議長。

○議長（山下一義君）はい、どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）議案第22号、商工会のほうにまた継続してほしいというところです。

これも、前回の契約の内容が変わっておれば、また提示していただきたいところでもありますけれども、あそこはもともと直営でやっていたという経緯から、あらかた利益が上がっていたというふうに理解しております。

あっちに関して、当時のものと比べれば大分新しくなりましたね、全てが。全部とは言いませんけれども、ほぼリニューアルしていると。設備投資を何億円しましたかね、また今後も危ないところから直していくということも予算計上されております。

少し言いますと、新しい施設を運営する新たなスタートをここで切るといった形になりますけれども、契約の内容上、変わっておれば、何か提示していただきたいですけれども、委託料を含めてあれば、課長のほうから答弁していただければと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えしたいと思います。

こちらの商工会のほうには、委託料として村のほうからはお支払いはしておりません。一応、現に今、キャンプ場の収入とか、そういった部分で運営をされておるとい形でございます。

一応、施設のほうは、震災関係で管理棟と研修棟のほうを改修しております。あとは、宿泊施設のほうは改修をして、一応終わっているという状況でございます。今は、キャンプ場自体は、キャンプのブームというのも若干来ておまして、年々ちょっと売上げのほうは上がっているというふうにお聞きをしておるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

経営状況はよくなっておるというのは、私も聞いております。コロナの関係でも少し好影響のほうに回っておるのかなという点と、あとは施設が新しくなって、ある意味リニューアルしているといったことがクチコミになり、それで広がっていったおるのかなというところがあります。

あそこが健全運営されることは、観光の拠点の一つになります。村内宿泊施設が1軒、民間のやつが云々かんぬんはあっていましたけれども、オープンしたのかな、とは思いますが。

ということで、結局、あそこしかまだまともな宿泊施設がないということで、あそこで泊まってもらって、その波及効果として村内を回っていただくということも、今度はチャリンコ、自転車を含めての一番いい西原村での遊び方かなと、親子連れ含めて。また、あそこは青少年の森ということで、子どもの健全育成の拠点という位置づけもありますので、それも含めて、今度、

商工会さんだけにそれを背負わせるわけにもいきませんので、庁舎含めて、この観光目的ということで、やはりこれも地域おこし協力隊の皆さん方の力をそこに少し入れて、全体的な西原村の遊び方ということで、食事回りとかは3月何日からか、西原村の新しい店とか繁盛している店を回っていかれておる。

今度は、西原村の新しい遊び方と一日の過ごし方ということで、PRを含めて動画等もつくっていただいて、そこで、こういう遊び方をしていますと。何か有名なキャラクターの地元の方でもいいし、それも利用をしながらやっていただければと考えていますので、課長、やる気はありますか、その辺だけ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、宮田議員のほうからご提案等もございまして、宿泊される方が、ほかの西原村の観光施設等にも寄ってもらって、少しでも西原村にお金を落とさせていただけるような形で、その辺はまた観光協会あたりとのタイアップも必要になってくるかと思っておりますので、その辺と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）第23号のほうについて、ちょっとお尋ねですけれども、観光推進さんをお願いして、これが継続で大変うれしく思っております。清掃関係で、ちょっとお聞きしたいことがありますけれども、去年は清掃費百二十何万円か払っているようなお話ですけれども、上の駐車場の管理はどうなるのかなど。あれは見ていないんですか。あそこまで清掃管理のほうに入っているのか。

それと、昨年、駐車場の車止め、私がちょっと言いましたけれども、即、職員のほうで2台分ほど外していただきましたので、私も大きな車で行って、これで大丈夫かなと思ったんですが、あと1台外してもらおうとまだ入りやすいなど。

ほとんど上には車は止まりません。私も、地域おこし協力隊の方がおられますので、よく定期的に行っています。河原を今後もっと観光的に見ていきたい、どうにか村まで延長したいというようなことで、どうにかできないかなというようなことで、4月には、私の一存でございましてけれども、観光推進と産業教育と企画と地域おこし協力隊、4団体入れて、今後、村の観光をどうするのか、ちょっと話合いをしたいと思っております。

そういう関連で、河原にはもっともっと活性化をせにゃいかんというような思いがありますので、いろいろ聞きたいことがあります。せっかく地域おこし協力隊の方も5名ですか、今おられますので、全員参加していただいて、皆さんの意見を聞きながら、また専門的な方のアドバイス等のテレビ等もあ

っております。そういうのを見ながら、自分なりにもちょっと勉強しておりますので、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども、上の駐車場はどこが管理しますか教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）西口議員の質問にお答えいたします。

ただいまご質問がありました上のほうの駐車場でございますけれども、こちらのほうも糸舞季の管理の中に含めさせていただいております。

あと、清掃的な部分では、ある程度自分たちでしていただくところと、あと草刈りとかそういった部分になると、ちょっと機械を使い慣れていないというところもございますので、ある程度よその方をお願いしたりとか、シルバーだったり地元の方とか、そういった形で清掃管理とかもやられておるといような状況でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）あと一つ、いいですか、上の駐車場。

あの周りは村の山の土地ですか。村の所有地ですか、上の駐車場は。

駐車場の周り、杉の木なんかがあるでしょう。あれは村のじゃないですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）駐車場以外の山のところは、ほとんど民地になっておるということでございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）民地だったら、あそこの駐車場の周りにセンダンの木かハゼの木か何か知らないですが、ああいう木が何本も植わってまして、いかんなどと思って見ておりました、周りに、もみじとかならいいんですけれども、何というんですか、葉っぱが大きな木があつて、これが村のなら、ああいうのは切ったらいんじゃないかなと。ハゼの木みたいなのが何本かありましてですね。なら、いいです。個人の方だったら我々のほうではできませんので。

定期的に、あそこは結構ごみがたまっております。よければ、上のほうもたまにはあがって掃除してもらわにやならんと思つて。以上です。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○7番議員（西口義充君）お願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご指摘、一応これは観光協会のほうにお願いするという形で行いたいと思つたので、その辺はまた観光協会あたりとも協議をして、できるだけ清掃のほうもやっていただくようお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。
議案第22号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第22号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第22号は原案どおり可決されました。
議案第23号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第23号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第23号は原案どおり可決されました。
日程第9、議案第24号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
内容の説明を復興建設課長に求めます。
（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）
- 復興建設課長（吉井 誠君）議案第24号を説明いたします。
議案第24号、工事請負変更契約の締結について。
次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。
令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
1、契約の目的、西小規模第10号、小規模住宅地区等改良事業古閑橋改築工事。
2、変更前契約金額9,459万8,900円（税抜額8,599万9,000円）、変更後契約金額9,554万8,200円（税抜額8,686万2,000円）、94万9,300円の増となっております。
3、契約の相手方、受注者、熊本県阿蘇市役犬原98-3、株式会社杉本建設、代表取締役、杉本素一。
主な変更内容といたしまして、コンクリート取壊し工の減、それからすり

つけ舗装の増となっております。

次のページに、参考資料としまして、変更仮契約書（案）を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）古閑橋ですので、地元の橋で、本当に立派な橋が、今朝もちょっと確認のため見てまいりましたんですけども、本当にすばらしい橋が架かっております。5月には蛍が飛び交うような川になっているだろうと思っております。

ただ、私が心配しているのは、やっぱり大切畑桑鶴から古閑大切畑線の河川敷沿いを舗装されて、非常に車両が多くなって通行されております。

今回、橋ができました関係で、上のほうの橋で大切畑桑鶴の方々は、山道のほうに抜けておられたと思うんですけども、今回、橋ができたということで、古閑でいいますと東方区域のところを路線として通られる方が非常に多くなりはしないかなというふうに思っています。

ただ、その路線の間の幅が非常に狭くて、川どもと村道沿いが非常に隣接しておりまして、数件の方が河原に転落したという事件が起きております。去年も、子どもが川につこけたということで、できますならば、せっかくい橋ができておりますけれども、上の橋から下の今度新しい橋ができる間に、ガードレールなりちょっとしたロープでもいいんですけども、子どもたちが落ちないような状況をつくっていただけないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）高本議員のご質問の箇所に関しましては、橋から大切畑に行く、昔お店があったところ辺の前だと思っております。

それに関しましては、護岸が野面石積みになっております。河川の施設の一部となっており、その護岸の天端からやっぱり2石、3石分撤去して、それからガードレール用の二次製品の今、基礎になるんですけども、それをつけてガードレールを設置しないといけないことになりますので、相当な金額と、恐らく真っすぐ建てたら道幅が相当狭く感じますので、ガードレールを外側に、川側に曲げて設置をしないといけないんじゃないかというふうに思っております。

今、地元の方からお話を聞きまして、子どもさんたちが入ったところ辺、取付け、何軒か家がある近辺なんですけれども、そこに関しては、車止めの使い捨てがありましたので、それを再利用して、3メートルぐらいですか、車止めの設置をしているところでは。

将来的には、県の河川のほうと協議をして、現在の野面石積みを改修されるときに一緒にやったほうがいいんじゃないかということで、今後の検討材料とさせていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）高本議員に注意しておきます。

この議案第24号の議案の審議と今の質問内容は違いますので、こっちの議案書の中でその件はしてもらいたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番議員、坂本です。

請負変更契約になっておりますけれども、変更契約の金額が9,400万円、こちらは5,000万円以上ということで、議会にかけるというふうになっておりますけれども、この変更契約の金額が94万円となると、1割にも満たない、1%の契約になります。これが書いてあるのは地方自治法の第96条、また条例では第2条というふうになっておりますけれども、金額的に9,400万円に対して94万円、これを議会にかけるというふうになっております。これは5,000万円以上ということで、仕方ないことかと思えますけれども、例えば、これが4,500万円に対して500万円上がったとしても議会にはかかりませんね。ちょっとこの辺の矛盾があると思うんですけれども、何かちゃんとした条例の中でうたわれておりますけれども、こちらのほうはどうお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、当初設計が4,500万円、次の契約が5,000万円を超えたという場合には、やっぱり議会の議決をお願いしないといけないような状況になっております。

契約額ではなくて、設計金額が5,000万円を超えた場合となっておりますので、例えば設計金額は5,100万円だとして、落札金額等を加味して4,900万円というふうになっても、議会にお願いする案件というふうになっています。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

金額に対して、例えばこれが臨時議会とかを開かなくてはならない場合もあるかと思えますけれども、その辺も、例えば一つの工事の請負変更契約でもしなくてはならないようになっております。こちらだと、一つの事業しかなくてもそういうふうになりますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）現在の条例であれば、議会を臨時議会等でお願

いすることもあるかとは思っております。

ただ、ちょっと調べてみないといけないんですけれども、例えば1割以内とかの軽微な変更だったりとか、本体工事にあまり影響しないことであれば、議会の議員さんたちがそれで了解いただければ、この条例をちょっと修正して、かけなくてもいいかなということにはなるかとは思っています。

ちなみに、西原村は、工期の変更は、議会はしなくていいということになっていまして、すぐすぐはちょっと無理かもしれないんですけれども、よければ資料を集めさせていただいて、次の議会等で、全協とかで説明させていただいて、今後検討課題ということをお願いできればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

坂本議員が言いたかったのは、少し違うところもあるかと思えます。村長もそうでしょう。1%の変更契約をせにゃいかんのかという話です。

ちなみに、これは国庫補助、小規模住宅地区改良事業という形で工事の契約はされています。中身については、私どもも追及はしていません。これに単費は入っていますか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この契約の中には、単費は入っていません。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）単費は入っていないという形ですと、なかなか、私らもそうですけれども、精算をちゃんとしなければ、後々、会検上不都合が生じるという結果を招きかねないというところで、致し方ないとは思いますが、先ほどの説明で、取壊しの数量減、減はしましたと。取壊しは、多分、産廃に行く分が減ったというところだと思います、量的に。そのとおりで結構です。

舗装のすりつけが増えましたと。なら、コンサルは何をしようかという話になります。どこまですりつけを当初計上していないと。高さも書いていないですね。そこは舗装が工事とかのあれで傷んでいました、すりつけを増やしますという形で至ったと思いますが、そのとおりならそのとおりですとってください。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）取付け舗装に関しましては、基本的には本線なんですけれども、今回の場合、一番増えたのが川の管理用道路。そこから辺で鉄板を敷いたりとかで壊してしまったりとか、個別の住民さん、計画等またできてから、ここまでしてくれないかというふうな要望がありますので、そこから辺のところを1m延ばしたりとか、2m延ばしたりとか。あとは、ごみ

ステーションがあったんですけれども、ごみステーションのところも多少位置が変わったんで、そこら辺で舗装が増えたというふうな状況になっております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）はい、結構です。

最低、前提条件として、単費が打ち込まれていれば、単費の中で調整しながら圧縮することはできたかもしれませんが、何せ補助事業ということで、正しい精算をしなければならぬと。その中で、舗装工事をしたことによって不都合が生じて、ある意味損失を与えたということで、そこを補償するといった形の補い方ですから、認めざるを得ないかなというふうに私も思いますので、そういった説明をしていただいていたら、坂本議員もうんうんと言っていたかもしれません。

村長に振りたかったのは、1%はせにやいかんのかなと私も思いますし、1億円近いやつから90万円がというところで、そんな話が出ていたところですので、ご了承ください。終わります。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）答弁は要りません。ご了承願います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）午後の部を再開します。

本日午前の日程第9、議案第24号について、復興建設課長より発言の訂正がありましたので、許可します。

○復興建設課長（吉井 誠君）坂本議員のご質問の私の説明の内容で、議会案件が5,000万円以上という件なんですけれども、私は設計金額と申し込んで

すけれども、正確には予定価格ということで、今、歩引きがないので、同じ額ではあるんですけれども、予定価格ということになっていまして、予定価格が税込み5,000万円以上を超える場合には議会にお願いしなければならないということで訂正させていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）日程第10、議案第25号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第25号について説明いたします。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、防安西企第4号、西原村運動公園パークトイレ設置工事。

2、変更前契約金額4,950万円（税抜額4,500万円）、変更後契約金額5,218万7,300円（税抜額4,744万3,000円）、268万7,300円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大字大津1480-1、会社名、株式会社九電工大津営業所、代表者、所長、城下巧臣。

変更の主な内容について、当初、浄化槽の処理水を自然流下式にて県道横の河川に放流予定でしたが、現地確認をした結果、河川のほうの中段に来ることが確認され、河川の水位が上昇したときに逆流する可能性があるため、ポンプアップにより河川天端に放流する方式に変更し、併せて電気供給配線を地下埋設にする電気配線工事の増でございます。

次のページに、参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

先日、多分こちらは指名競争入札が行われたと思いますが、指名業者は何社で、そのうち地元の業者は何社入っていましたでしょうか。あと、落札率は何%だったですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えいたします。入札のほうは指名競争入札で行っております。

指名業者につきましては、これが浄化槽関係の部分が一番大きい工事でございますので、業者につきましては、管工事、機械器具設置工事の資格を有する業者を選定いたしまして、7社選定しております。これは村内業者がございませんでしたので、村外の業者という形で指名をしております。

それと、落札率につきましては99.2%となっております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。続けますか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）じゃ、予定価格は税込み5,000万円だったということですか。予定価格は5,000万円だったんですか。予定価格が5,000万円ぐらいだったんですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）当初の契約時点は、予定価格は5,000万円を超えておりませんでしたので、議会案件ではございませんでしたが、変更で5,000万円を超えるという形になったため、今回の変更契約の議案という形になっております。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）一般的な感覚として、ちょっと高いなという気がするんですが、どういうトイレの仕様になっているかというのをお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）トイレのほうは、鉄筋コンクリート製で、製品物を持ってきて設置するという形になります。トイレの構造的には、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの3種類を設置するという形になります。

男子トイレのほうは、中に小便器が2つと大便器が1つ、女子トイレのほうは大便器のほうは2つ、多目的トイレは大便器のほうは1つという形になってきております。

あと、浄化槽のほうにつきましては、一応96人槽の浄化槽の設置をするという工事内容になります。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第11、同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて。

西原村副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、佐賀県鳥栖市曾根崎1635-8、ガーデンシティ曾根崎402号室。

氏名、松山兼二。

生年月日、昭和43年7月26日。

提案理由でございます。

西原村副村長目床順司氏が、令和4年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

目床副村長は今年度いっぱい辞められるということでありまして。大変まずはお疲れでございました。震災後、多くの補助事業について、ある意味裏方の事務的な役割を果たしていただいたと感謝申し上げます。

選任同意ということで、副村長にちょっとお伺いします。

この人物、私も分かりません。村長は面談したと言っておりますけれども、いい方ですというお話でした。年齢的に見ても同期ぐらいの方か1期下ぐらいの方と思います。面識があると思いますので、自分なりの評価を、お友達かもしれないけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長(山下一義君) 副村長。

○副村長(目床順司君) ただいまの宮田議員の質問にお答えいたします。

直接同じ職場、事務所ですとか局とかで一緒に仕事をしたことはありませんので、深い人柄というところは存じ上げないところではありますが、私と同じ年、そして同じ土木職の河川屋というところで、いろいろな会議の場ですとか、また人事異動でも私の後任になったりもしておりますので、何度か顔を合わせて話もしたり飲んだりしたこともあります。

そういった印象の中では、やはりしっかりとしている。誠実で、そして真面目に真摯に取り組んでいく方ではないだろうかというふうには見ております。

顔を思い浮かべると、印象的なところは、何かいつもにこにこしているなという感じで、人柄のよさにもじみ出ているような、そういった印象を持っております。きっと西原村の副村長としても、しっかりとその職責を全うするのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

人柄的には、もう間違がわんというところですよ。

経歴を見ましても、地方自治のほうにも出向されておるような形で聞いておりました。さつま町、鹿児島県ですね。ということでありますので、その辺は、また立場が違う形で、特別職で出向されます。自分の任期中の反省点も踏まえ、最初言いよったですよ、いろんなところで職務柄挨拶ばせんやったら苦手でございますと。

一応、西原村の顔の一つとして来られるわけですので、その辺も含めて後任者に助言といいますか、するならば、またそれは対村民的にとか、他の市町村、経営を含めての外交的な話、また、自分のもともとの出身省庁である国交省九地整のところでの営業の活動が今度はまたメインなるかと思えます。

そういったことでありますので、引き継ぐとしたら何を引き継いでいきたいのか。本人の主観で構いません。それを期待されて入ってくるという認識で私どももいますので。村長の手となり足となるのは当然のことですので、よろしく。

もともとその自治体の人じゃないけれども、任務柄そこに来て特別職をやった経験は、あくまで副村長が僕の記憶の下では初めてかなと思います。ほかの方はOBになって来られていますので、その辺を含めて、助言をするならば、こうやってほしいということがありましたら、お聞かせください。

○議長（山下一義君） 副村長。

○副村長（目床順司君） ただいまの宮田議員のご質問にお答えいたします。

電話で何度かこれまでもお話をしたところでもありますけれども、本人も言っていました、何が一番大変かと。それは、いろいろ挨拶して回る、人の前で話しするのが、なかなかうまくできないかもじゃないですけれども、自信がないみたいなことを言っておりました。

それは私も一緒に、最初のうちは全然しゃべれなくて、一番最初の挨拶のとき、そこで挨拶しましたけれども、紙に書いてあったこともまともに読めないぐらい、それぐらいの緊張感を持って説明したのを覚えております。

ただ、それもだんだん慣れていけば話もできるようになってきて、しゃべりはそんなに上手ではありませんけれども、慣れかなと思いますので、そう

いったのも引き継いでいきたいと思っております。

それと、何より今、九州地方整備局にも土木職ということで入ってきております。この西原村、土木職員が、私が入ったときにはおりませんでした。今現在1人います。ただ、まだ若いです。そういったところもあって、真の土木の技術力というところが十分でないために、いろいろと現場、また業者との打合せ等で、ちょっと足りないところも実際見えてはきておりますけれども、なかなかそこをうまいことやっていくというところが、それも土木をずっとやっていけば、それなりに経験を積んで分かってくるところもありますので、そういったところを今度来ます松山さんにも、本人が持っている土木の知識を十分と発揮できるように伝えていって、西原村の土木職のスキルを上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、私も出向という立場で来ております。一応辞職は出しておりますけれども、定年退職という立場では来ておりません。という意味でいくと、また戻っていけば、仕事をやっていかなければなりません。

そうなってきますと、また次の職場に戻っても、公平、平等にどこの自治体も見ないといけませんけれども、やはり愛着あるこの西原村、違う目で見たらいけませんけれども、しっかりと陰ながら支援していきたいと思っております。

松山さんに対してのアドバイスと言われましたけれども、先ほど申し上げました挨拶や土木職、そういったところを一生懸命頑張っていただけならばというふうに伝えていきたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

お話の中で、西原村のスキルが足りないというご指摘もいただきましたので、後ろの課長はしっかりと考えておくようにという話であります。

ひとまずお疲れさまでした。今度の方にもまた同じような期待もしているわけですので、よろしく願い申し上げますとお伝えください。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第12、発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、西口義充君に求めます。

(7番議員 西口義充君 登壇 説明)

○7番議員(西口義充君) 発議第1号、令和4年3月18日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、西口義充。

賛成者、中西義信、賛成者、上野正博。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出の理由。

西原村課設置条例の一部改正に伴い、地方自治法第109条第1項の規定により、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

1枚めくってください。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「復興建設課」を「建設課」に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正については、提出の理由で述べたとおり、課名変更については、先日、村長より議案第3号として提案され、議会においても承認してきたところであり、西原村議会委員会条例と整合性を図る必要があるためです。

これで、以上です。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第13、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、発議第3号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議についてを議題とします。

内容の説明を提出者、上野正博君に求めます。

(8番議員 上野正博君 登壇 説明)

○8番議員(上野正博君) 発議第3号、令和4年3月18日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、上野正博。

賛成者、西原村議会議員、宮田勝則、賛成者、西原村議会議員、中西義信。
ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について。

上記の議案を、西原村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

ロシアによるウクライナへの侵略行為は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国連憲章に違反した暴挙である。民間人を含め多数の犠牲者を出し続けており、一刻も早く武力行使の即時停止とロシア軍の完全な撤退を求める抗議の声をあげていく必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページへいきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議。

ロシアによるウクライナへの侵略行為は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国連憲章に違反した暴挙である。

ロシア軍による攻撃で、民間人も子どもたちも逃げ惑い、命を奪われている。その上にプーチン大統領は、核兵器の使用を示唆する発言までしていることに對し、断固抗議する。戦禍によって誰の命も奪われてはならない。

ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、ロシア軍が即時にかつ無条件で撤退するよう、国際法に基づく対応を強く求める。

日本国憲法前文に「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とあるように、政府においては、唯一の戦争被爆国として、

核兵器による惨禍を再び繰り返さないよう、積極的に国際世界と連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する万全の措置を尽くすべきである。

又、ウクライナにおける邦人や難民の確実な保護や、我が国への影響対策についても万全を尽くすべきである。

以上、決議する。

令和4年3月18日、西原村議会。

ただいま決議文を読み上げたところでありますが、連日のテレビ報道を見ますと、軍事施設以外への攻撃により多くの人々の命が奪われ、地獄から逃れる様子が心が痛みます。断じて容認できません。私たち地方議会からも声を発し、一刻も早い平和を求めるため、ロシア軍及びプーチン大統領の行動に抗議する決議に賛同をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第3号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

日程第15、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

9番議員、宮田君。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 報告）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の定例会が、令和4年2月21日に行われております。そちらの報告をいたします。

主な議題ですけれども、広域行政組合の離脱に伴う規約の一部変更ということで、1つ上がっております。

次に、令和3年度の一般会計補正予算（第2号）ということと令和4年同じく一般会計の予算ということで議題に上がりました。

まず、議案第1号については省略したいと思います。

議案第2号として、令和3年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万7,000円を追加しております。それぞれの計ですけれども、5億8,590万2,000円となっております。

主な補正の内容ですけれども、歳入におきまして、使用料、手数料の中で、手数料が100万円の補正額ということと、雑入として546万7,000円が補正されております。

歳出におきましては、衛生費が減額されております、大幅に。衛生費の減額総額は582万8,000円ということで、予備費をその分1,418万1,000円増やしておるといった内容です。

内容の中身につきましては、収入が増えた増加の件につきましては、ごみ処理手数料が100万円増えております。あと、資源ごみの売却代ということで500万円、ごみ袋の売却ということで46万7,000円が上げられておりました。

続きまして、令和4年度の一般会計当初予算ということで、こちらは歳入歳出のそれぞれの合計額を5億2,273万9,000円としております。こちらも一時借入金の最高限度額を2,000万円としております。

内容の説明でございます。

歳入におきまして、前年度と少し違っているのは、基金繰入金を大きくしたということだと思います。基金繰入金、ちょっと読み上げます。

分担金及び負担金ということで3億5,744万円、使用料、手数料7,220万円、財産収入1万9,000円。繰入金ということで、基金繰入金、財調からです、4,000万円。繰越金を1,000万円予定されております。その他の諸収入ということで4,308万円が計上されております。

歳入のうちの西原村の負担額、一般会計で出てきております。6,932万2,000円ということで、3町村の比率としましては、西原村が19.39%ということになっております。

歳出におきましては、大きく変動しているのは、衛生費に関しまして4億7,025万9,000円ということで、前年度より1,069万5,000円減っております。大きいのは、あと総務費で522万1,000円減額されております。

内容につきましては、人件費等は少し減っております。管理費関係で、人件費等は職員手当として126万9,000円ほど減額されております。

あと、衛生費の中で、焼却灰のセメント資源化ということで3,363万8,000円、それと焼却灰等の処分費4,731万2,000円ということで、焼却関係はご存じのとおり処分場に持って行くわけですけれども、そちらの受入れ関係で、トンの単価がアップしております。その関係上少し上がってきたというふうな説明をいただいております。以上です。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

4番議員、堀田君。

(4番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○4番議員(堀田直孝君) 4番議員、堀田です。

令和4年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和4年2月9日に熊本市自治会館において開催されましたので、報告いたします。

今議会では、議案第1号から第6号までの議案と発議第1号が上程され、議第1号、熊本県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、第2号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、第3号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、議第4号、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、第5号、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、第6号、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、発議第1号、熊本県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての6議案と発議1号が審議されました。

主な事項については、関係あるところで第6号の熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

これは、令和4年度、令和5年度の保険料率の改正でありました。所得率を現在0.0995から0.1026に改正する。2番目に、被保険者均等割額を5万6,000円から5万4,000円に改正するということと、保険料の賦課限度額、高齢者の医療確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を64万円から66万円に改正するということとございました。

それと、主なところで、第4号の令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算では、予算の総額2億5,294万5,000円のうち、主要な項目で、歳入、市町村負担金2億4,228万5,000円、繰越金1,000万円。歳出、一般管理費2億4,922万9,000円、その他議会費241万3,000円。

議案第5号、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算では、予算の総額を2,984億6,781万5,000円。主要な項目の内訳は、市町村の支出金503億9,244万3,000円、国庫支出金1,006億3,449万2,000円、県支出金249億6,450万5,000円、支払基金交付金1,163億8,324万円と、歳出では、一般管理費9億2,490万3,000円、保険給付費2,937億1,862万1,000円、保健事業費11億216万円というものでしたが、全ての議案におきまして、採択の結果、賛成多数で可決されました。

以上、広域連合の議会報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長、中西義信君、産業教育常任委員会委員長、西口義充君、議会広報常任委員会委員長、坂本隆文君、以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がっております。

事件、理由等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、3月いっぱいまで退職されます目床副村長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副村長（目床順司君）副村長の退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成31年の第1回定例会におきまして、議員皆様より選任の同意を得て、平成31年4月1日付で西原村副村長に任命させていただきました。それからはや3年、年号も変わりました。

西原村へ赴任した当時は、仮設住宅にお住まいの方も多くおられ、また、村の主要道路の2か所で復旧工事のため通行止めとなっており、迂回を余儀なくされておりました。村内の至るところ、特に断層沿いの集落では、集落再生事業がこれからピークを迎えようとしている大変なときの一つでもありました。

現在では、村の主要道路は全線開通し、特に今年度初めには集落再生事業の竣工式典を、多くの来賓や関係者にご臨席を賜り、西原村の熊本地震からの復旧を村内外へ向けて大きく紹介できた出来事だったと思います。

また、熊本地震により一時中断していました体育館建設工事の着手です。これは、当時の村議会議員の皆様、何より全員による国土交通本省への要望活動という大変力強い支えもあって補正予算が認められ、中断していた事業に改めて新規として工事着手することができました。予算化が公表されたと

きには、本当にうれしく思い、そして、ほっとしたことを覚えております。改めまして、議員の皆様の要望活動に心から御礼を申し上げます。おかげをもちまして、今年21日には念願の西原村総合体育館の落成式を執り行うところまで進みました。

初めての議会で、就任の挨拶時に、特に課題である復興に向け職責を果たしていきたくと申し上げたところでしたが、そういった中で、この3年間で多くの公共事業が完成しました。しかし、一番の心残りは、あと2年で完成する予定であります特定地区公園事業の西原村総合運動公園の事業です。これが完成すれば、西原村の真の復興のシンボルとして、これからの村の発展、振興に大きく寄与するものだと思っております。

これまで、議員皆様より温かいご指導とご鞭撻を賜り、また職員の支援をいただきながらではありますが、おかげをもちまして、十分とは言えませんが、副村長としての職責を果たすことができたと思っております。このことに対しまして、心より感謝を申し上げ、厚く御礼を申し上げます。

終わりになりますが、西原村と村議会のますますのご発展と議員皆様のご健勝とさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。これまで誠にありがとうございました。

○議長（山下一義君）お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

訂正をお願いします。

先ほどの議案第17号で、私、質問の中で、54億円と申しましたが、5億3,000万円というふうに訂正していただいてよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい、分かりました。

○4番議員（堀田直孝君）単位を1億円間違えておりましたので、億の単位の訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和4年第1回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時55分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

5 番議員 坂 本 隆 文

6 番議員 中 西 義 信